

平成 31 年 3 月 26 日

安曇野市教育委員会

平成 31 年 3 月 定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 生涯学習課
平成31年3月26日提出	(課長)白井 隆昭 (担当係長)白井 直美

タイトル	安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂について
決定を要する事項の内容	安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂案の承認
要旨	平成19年3月15日策定の「安曇野市人権教育・啓発推進計画」について、別冊「改定案」のとおり改訂したい。
説明	<p>1 改訂理由</p> <p>平成19年に「安曇野市人権教育・啓発推進計画」が制定されて以降10年の間に、国は人権に関わる幾つかの法律を制定しており、県でも新たな条例が制定されています。</p> <p>この間国内では、障がい者や高齢者、子どもの人権に関わる重大事件が発生しています。また、インターネットやスマートフォンの急速な普及により社会環境は大きく変化しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、安曇野市の人権教育推進の基本となる本計画に、人権に関わる現況やそれに関わる基本認識を反映させるため改訂をするものです。</p> <p>2 主な改訂点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本文の内容を分かりやすい表現に修正 (2) 人権問題の各項目を国や県に合わせた表記に変え、様々な人権課題に「中国帰国者」を追記 例：「女性に関する問題」→「女性」「子どもに関する問題」→「子ども」 (3) 新たに加える法律名は、正式名称として本文中に※No.を付し通称はカッコ書きで表記 (4) 今回の改訂履歴の表記は、加除修正箇所が多いため、「現況及び法律改正・制定等に伴う加除修正」と一括にし、新たに加えた法律は本文中の※No.を付し列記 (5) 表紙に最終改訂日を追記 <p>3 改正日 平成31年4月1日</p>

改訂案

赤字箇所 修正・挿入

安曇野市

人権教育・啓発推進計画

平成 19 年 3 月 15 日 制定

平成 31 年 月 日 最終改訂



安曇野市人権教育推進委員会

安曇野市教育委員会

目 次

I 推進計画の基本目標	1
1 人権教育・啓発の基本目標	1
2 人権教育・啓発についての基本方針	1
II 人権問題の現状と課題	2
1 同和問題	2
2 女性	3
3 子ども	5
4 高齢者	7
5 障がいのある人	8
6 外国人	9
7 様々な人権課題	11
III あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	15
1 家庭における人権教育・啓発の推進	15
2 地域社会における人権教育・啓発の推進	15
3 就学前教育・学校教育における人権教育・啓発の推進	16
4 企業・職場等における人権教育・啓発の推進	16
5 人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する研修	17
IV 人権教育の効果的な推進	18
1 人材の育成	18
2 資料・文献・学習教材の整備	18
V 計画の推進	18
1 推進体制について	18
2 国、県、各地域、関係諸団体との連携について	19
3 計画の見直しについて	19
VI 資 料	
安曇野市人権教育 啓発推進体制	20
世界人権宣言	21
日本国憲法（抜粋）	25
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	29
安曇野市差別撤廃人権擁護に関する条例	31
改訂履歴	32

改訂案

安曇野市人権教育・啓発推進計画

赤字箇所 修正・挿入

平成19年3月15日 制定

平成31年3月 日 最終改訂

I 推進計画の基本目標

1 人権教育・啓発の基本目標

この推進計画は、人権教育および啓発活動を通じて、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していく（「いつでも、誰でも、どこでも」）ことにより、「人権を尊重し差別のない明るく住みよい安曇野市の実現」を目標とします。

一人権とは――

社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然にもっている固有の権利

2 人権教育・啓発についての基本方針

(1) あらゆる機会を通じての人権教育の推進

人権問題が、ますます複雑・多様化する中で人権教育を効果的かつ総合的に進めるために、家庭、地域社会、認定こども園・保育園・幼稚園、学校、企業、職場など、あらゆる場と機会を通し、なおかつ、それぞれの人権教育実施主体が担うべき役割を十分に踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化して進めていきます。

(2) 市民の主体的参加

人権教育は、内容とする事柄が人間一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であることから、市民の自主性を尊重し、教育・啓発における中立性を確保しながら、市民の声・実態を踏まえて押し付けにならないよう十分な配慮のもとに推進します。一方で、多くの市民に人権教育に関心を持っていただくために、多種多様な考え方、生き方に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる学習環境づくりに努めています。

(3) 人権の理解から人権尊重への意識の高揚

多様な人権問題について、いろいろな場で学習が展開される中で、徐々にではありますかそれぞれの人権問題についての正しい認識が深まりつつあります。しかし、その一方で、日常生活の中には依然として人権侵害事象が根強く存在しています。学びとった正しい知識と理解を土台にして、一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、人権尊重の意識を自覚し、人権感覚を磨き、日常生活の中で自らの実践に結び付けていくことが重要です。そのために、広報媒体を活用した啓発活動をきめ細かく進めていきます。

(4) 自らの尊厳を認識し、お互いの多様性を尊重しあう「共に生きる心」の醸成

すべての人の人権を尊重する上で、まず、自分が人権を有する人間の一人であるという自覚が必要です。自分自身が人としての尊厳と、人として当然に持っている権利について認識し、理解することが、他の人の人権を考える上でも重要になります。自らの尊厳を常に意識した上で、「他の人も人としての尊厳を当然保有しており、尊重しなければならない」という考え方方に立つことが大切です。

この考え方を基本として、一人ひとりが持つ多様性を理解し、尊重しあう「共に生きる心」の醸成を図っていきます。

(5) 多様な文化や考え方が互いに交流できる「共生社会」の実現

安曇野市にも、社会構造の変化や国際化の進展に伴い、他地域から移り住んできた人たちや外国人など、文化や考え方、生活習慣の異なる人たちが大勢生活するようになりました。また、文化や考え方、生活習慣などの違いは、年代によっても以前より顕著に感じられるようになりました。そして、このような多様な市民が、地域社会、学校、企業、職場など、日常生活のさまざまな場面でそれぞれに関わりをもちながら生活をしています。そうした中で、お互いに自己を主張し合うだけでなく、心を開いて多様な文化や考え方、生き方を十分に理解し合い、多様な価値観を受け入れ認め合って、市民一人ひとりが、共に生きる「共生社会」を実現するために、交流活動を通して教育・啓発に努めています。

II 人権問題の現状と課題

1 同和問題

同和問題を正しく理解し、差別の解消に向けた積極的な実践

(1) 基本認識

同和問題は、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重大な社会問題であって、その早期解消を図ることは国民的課題です。国は3つの特別立法に基づいてさまざまな施策を講じ、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されてきました。また差別の解消に向けての教育及び啓発もさまざまな形を取りながら創意工夫を生かして進められてきました。

しかし、依然として結婚問題などの差別事象を始め、戸籍の不正取得、大量差別はがき事件、差別落書き、インターネットを使った人権侵害などの差別事象が後を絶たない現実があります。これらの背景には、部落差別を助長・容認する社会意識やしぐみが根強く残っている実態があり、この社会意識やしぐみの変革こそが重要な課題です。

そこで国は、2016年（平成28年）^{*1}「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を公布・施行し、部落差別解消に向けて、「現在もなお部落差別が存

（平）年000在する」「部落差別は許されないもの」との認識の基に「相談体制の充実」「教育・啓発」「部落差別の実態に係る調査」を行うことを国及び地方公共団体の責務としています。これを機に国民の意識の変革を求めていきます。

このような認識に立ち、市民一人ひとりが、差別の現実に深く学び、自らの人権意識を高め、差別解消への意欲と実践力を培い、早期に解消できるよう家庭、地域社会、学校、企業、職場を挙げて積極的な取り組みを進めていく必要があります。

（2）現状と課題

部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現するために、この法律の趣旨を広く浸透させていく必要があります。同和対策特別措置法の終了（2002年（平成14年）3月末）後、同和問題に対する人々の関心は薄くなっています。学习の機会が減少の傾向にありました。この背景には、女性や障がいのある人、高齢者に関する問題などの人権課題に対して人々の関心が高くなっていますことや、子どもへの虐待事件など身近な人権問題が頻発するようになってきていることがあります。

部落差別の解消は、着実に進みつつあるとはいうものの、依然として様々な形での差別事象が起きている現実があります。したがって、同和問題は過去の課題ではなく、人権に関するあらゆる問題の解決につながっていく広がりをもった現実の課題だといえます。

2 女性

男女がお互いの人権を尊重し、自らの持てる能力を發揮し、活躍できる社会の実現

（1）基本認識

女性に関する問題は、男女平等と女性の地位向上に関する問題と、ひとりの人間として尊重されるべき女性の人権に関する問題の二つがあります。

男女平等と女性の地位向上に向けた取り組みは、国連が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」として提唱し、1976年（昭和51年）からの10年間を「国連婦人の10年」に設定したことを契機に女性問題に対する社会の認識が深まり、以降、1977年（昭和52年）の「国内行動計画」の策定や1985年（昭和60年）の「女性差別撤廃条約」の批准、1986年（昭和61年）の「男女雇用機会均等法」の施行、1999年（平成11年）の「男女共同参画基本法」の施行など、各種法律や制度の整備が進められてきました。そのことにより男女平等と女性の地位向上に関する人々の意識の向上は徐々に図られてきました。

しかし、依然として「男らしさ・女らしさ」や「男は仕事・女は家庭」といった社会的・文化的に作り出された固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、政策・方針決定の場への女性の参画状況も大きく改善されたとはいえません。

女性の権利尊重の問題に関しては、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されるなど、女性の権利を守る制度の整備が図られてきました。しかし、女性に対する暴力行為や買春行為、セクシャルハラスメントなど女性に対する人権侵害事例が後を絶たず、2007年（平成19年）に改正された^{※2}「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）では、経営者がセクシャルハラスメントについて対策を講じることが義務化され、2017年（平成29年）の改正ではマタニティハラスメントの防止措置が求められました。

「男女がお互いの基本的人権を尊重し、対等な社会の一員として自らの個性や能力を發揮し、共に活躍できる男女共同参画社会」の実現のために、家庭、地域社会、学校、企業、職場を挙げて教育・啓発の徹底を図っていく必要があります。

（2）現状と課題

① 社会のあらゆる場における男女平等と女性の地位向上

- 女性の社会進出を支える家庭づくりを進めるため、家事や育児、介護を男女とともに担うよう意識啓発を充実していく必要があります。
- 豊かで住みよい地域社会を築いていくためには、男女が共に地域社会の活動に参画していく必要があります。
- 就業の場では、男女間における賃金や昇任の格差など、なお多くの問題が残されています。法律や制度の精神に沿った就業形態を実現し、女性が働き続けることのできる支援体制を整えるとともに、農林業、商工業の分野にも男女共同参画を促進していく必要があります。
- 政策・方針決定の場に、より一層女性の意見を反映させるために、女性自身の意識の高まりを図るとともに、人材の育成を図っていく必要があります。

② 女性の権利

- 夫から妻に対して行われる家庭内暴力や、言葉による虐待、給料を家計に入れないことにより苦しんでいる女性がいます。
- 意図的か否かに関わらず、男性の言動の中にセクシャルハラスメントを感じている女性がいます。
- 女性に対する性犯罪や売買春など、女性の権利を侵害する犯罪による検挙件数の増加やそれに伴った女性の低年齢化傾向が見られます。

これらの問題は、主として女性の権利に関する男性の意識の低さに起因するものであり、家庭、地域社会、企業、職場などあらゆる場で男性の意識啓発に努める必要があります。

3 子ども

子どもが基本的人権の権利主体者であるという視点に立った環境づくり

(1) 基本認識

子どもの人権については、これまで保護や教育の対象として、権利の制限も当然なものとして取り扱われる傾向にありました。しかし、1994年（平成6年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」は、第12条で「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と明記し、すべての子どもの基本的人権を尊重するとともに、子どもの意見を十分に尊重することを求めていました。

しかし、現実の子どもと家庭を取り巻く環境は、少子化のほか、核家族化や都市化の進行により大きく変化し、理不尽な犯罪の被害者にされたり、保護者による虐待、体罰、いじめ、不登校など、子どもの人権に~~関わる~~複雑多様な問題が頻発したりしています。また、県下でも子どもの性被害が看過できない状況となり、長野県では2016年（平成28年）^{※3}「長野県子どもを性被害から守るための条例」が制定されました。

このような状況のもと、安曇野市が従来大切にしてきた「社会全体での子育て支援」、「子どもの視点に立った環境づくり」、「個人の多様な生き方の尊重」の3点を基本に据えて、子どもの人権教育・啓発活動を推進していく必要があります。

(2) 現状と課題

① 子どもへの虐待

○ 家庭内における子どもへの虐待に~~関わる~~児童相談所相談対応件数が年々増加しています。原因の一つとして、子育てに対して不安を抱いたり負担に感じたりしている保護者が増えていることが考えられます。

○ 2000年（平成12年）に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待の4種類と定義し、2004年の法改正では、疑われる場合の通告を義務付け、2008年の改正では児童相談所の権限を強化しましたが、児童虐待が後を絶たない状況です。子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に大きな傷を残します。発見しにくいという問題があり、地域社会や学校において早期発見・早期対応のための体制作りを構築していく必要があります。

② いじめ

○ いじめは命に~~関わる~~大きな問題であり、「いじめ防止対策推進法」が2013年（平成25年）に施行されました。その中でいじめの定義が示されたことから、文部科学省が調査する認知件数は大きく増加しています。学校では依然として「いじめ問題」が発生しています。表面的には単なる遊びと見える子どもたちの言

動の中にいじめ行為が潜んでいることもあります。周囲は注意深く継続的に子どもの様態を見守り、あらゆる機会を通していじめの防止、早期発見・早期対応に努め、発見した場合は被害者の保護を最重要として対応し毅然とした態度で臨む必要があります。

- いじめ問題を解消するには、子どもが、いじめは人として許されない行為だという自覚をし、傍観やはし立てる行為も同様に許されない行為だという認識を持つことが大切となります。教職員は、地域社会と連携し、子どもの立場に立った学校運営や開かれた学校づくりに努め、保護者もまた子どもの立場に立った家庭づくりに努めていく必要があります。

③ 不登校

子ども一人ひとりにより要因や背景は異なりますが、友達とコミュニケーションが上手に取れなかったり、身辺自立の遅れ、いじめなど、家庭や学校生活にかかわる様々な問題が引き金となったりして、不登校に陥る児童生徒がいます。不登校児童生徒の教育を受ける権利を保障するための多様な方法を検討していく必要があります。

④ 体罰

学校や施設における子どもへの体罰は、重大な人権侵害であり、懲戒に関する権限の濫用禁止について関係者に対して研修会などを通じ十分に周知するとともに、関係者の人権意識を高めていく必要があります。

⑤ スマートフォンやインターネットの適正利用

スマートフォンやインターネットの普及は急速に低年齢化し、日常の些細なトラブルからいじめや不登校まで、スマートフォンやインターネットが関連した被害が急増しています。また有害情報の氾濫、コミュニティサイトや出会い系サイトによる性被害など、大人社会の病巣が子どもの心身に悪影響を及ぼしており、トラブルや犯罪被害を防止し安全かつ適切に利用するために、子どもの年齢や力量に合わせた、納得できるルール作りが肝要になります。

⑥ 子どもの貧困

※6
2014年（平成26年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため貧困対策等を総合的に推進することを目的としています。

子どもの貧困の実態調査や貧困解消のための学習支援・子ども食堂など家庭や学校に代わる第3の居場所づくりなどについては、各行政機関や民間との連携の必要があります。

4 高齢者

高齢者に対する理解を深め、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる社会の実現

(1) 基本認識

高齢化が急速に進展する中で、社会を明るく活力に満ちたものにするためには、高齢者が健康で生き生きと生活できることはもとより、長年培ってきた知識や経験をいかして、社会的な活動や企業活動に積極的に参加することが必要です。そのためには、高齢者自身の姿勢や取り組みに加えて、若い人を中心とする周囲の人々の高齢者に対する誤った先入観や固定観念を払拭し、高齢者一人ひとりがこれまで以上に個人として尊重されることが重要です。

また、高齢者の介護については、当事者は勿論社会全体にとっても大きな問題です。介護を必要とする状態になつても、高齢者的人権が尊重されていくことが重要です。介護に疲れた家族や養介護施設における高齢者への虐待は外部が気づきにくく、発見が遅れる事案が数多く発生しました。このような状況の中、2006年（平成18年）^{※7}「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。養介護者の負担軽減を図るとともに、高齢者の尊厳を妨げる虐待の防止を図る必要があります。

(2) 現状と課題

① 高齢者への偏見

高齢者に対しては「汚い・遅い・暗い・非生産的」など否定的な印象を持つ傾向が見られます。こうした見方は、高齢者の社会参加を妨げたり、高齢者に対する不当な差別や虐待につながったりする恐れがあります。加齢に伴う人間の変化について正しく理解し、高齢者を一人の人間として尊重する風潮を醸成していく必要があります。

② 高齢者の活躍の場

「長い間苦労してきたのだから気楽に余生を楽しむのがよい。」といった考え方があるが、高齢者の生きがいを失う原因になっていることがあります。地域社会や企業が高齢者一人ひとりの健康の状態に応じ、長年培ってきた知恵や経験をいかす場を作り出していく必要があります。

③ 高齢者の介護

○ 家族だけで、女性だけで、あるいは誰の世話をにもならないといった頑なな考え方で介護の問題を解決しようしてきたことが、多くの人権侵害や悲劇を生む原因となっています。介護の社会化が進む中で、積極的に種々の介護サービスの活用や地域の人々の理解や支援により負担の軽減を図る風潮を醸成していく必要があります。

- 高齢者介護の現場では、要介護者的人格やプライバシーが傷つけられるような処遇や、本人の意思を無視または軽視した処遇がなされないように、介護に携わる人々の研修を充実していく必要があります。

④ 認知症高齢者の権利擁護

認知症の高齢者の増加に伴い、財産管理や遺産相続をめぐる争いが全国的に発生し、高齢者的人権が侵害されている中、成年後見制度など新たな制度が整備されてきました。これらの制度について理解を深め、有効に活用するための学習の充実を図っていく必要があります。

5 障がいのある人

障がいのある人や障がいに対する理解を深め、一人ひとりが輝く社会の実現

(1) 基本認識

「完全参加と平等」をテーマとした 1981 年（昭和 56 年）「国際障害者年」を契機として、障がいのある人も、障がいのない人も「すべて人間としてお互いに尊重したい、普通（ノーマル）の生活を送るために、共に暮らし共に生きる社会こそ正常な社会である」というノーマライゼーションの理念が徐々に定着してきています。障害者基本法第 3 条の 2 項では「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものである。」と規定していますが、現実には、今も障がいのある人の社会参加を妨げている種々の障壁が横たわっています。

障がいのある人が社会の中で日常の生活を送るために、生活を送りにくくしているこれらの障壁をできる限り取り去っていくことが必要です。そこで、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指し、2016 年（平成 28 年）に^{※8}「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。その中では、「不当な差別的な取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。今後さらに、ノーマライゼーション理念とソーシャルインクルージョン^(注)理念に基づき、様々な心身の障がいを正しく理解し、必要な配慮を行っていくことにより、誰をも排除しない共生社会の実現を図っていくことが重要です。（注：ソーシャルインクルージョンとは、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活実現につなげるよう、社会の呼応成員として包み支え合う」こと。（厚生労働省の定義））

(2) 現状と課題

① 障がいのある人への偏見や差別

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為、過度な負担ではないのにもかかわらず障がい者の権利の確保のために必要な調整等を行わないことは不当な差別的扱いです。また、障がいのある人を好奇の目で見たり、物を尋ねる際に直接本人ではなく介護者に尋ねたりするなど、障がいのある人に対する偏見や差別があります。

働くことや趣味やスポーツなど障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を増やし、障がいそのものや障がいのある人に対する正しい理解と認識をいっそう深めていく必要があります。

② 自立と社会参加の促進

○ 歩道と車道の段差、スロープやエレベーターのない公共施設、トイレの不備などの物理的な障壁、入学、就職、資格取得などの際の制度的な障壁、情報伝達上の障壁など、障がいのある人の自立と社会参加を妨げる多くの障壁があります。こうした障壁を除去していくために、障がいのある人の立場に立って考えることのできる感性を高めていく必要があります。

○ 障がいのある人は、障がいのない人の及ばないような能力を発揮することが認められます。地域社会や企業では、障がいのある人がもっている優れた能力をいかすための方法や場について研究を深めていく必要があります。

③ 不適切な用語

障がいのある人の心を直接的にあるいは間接的に傷つける不適切な言葉が、日常生活の中で平気で使われている現実があり見直しを図っていく必要があります。

④ 外見では分かりにくい障がい

障がいの種類や程度は多種多様で、中には難病や内部疾患、発達障がいなどのように外見からは分かりにくい障がいのある人がいます。外見からは分かりにくく、理解されにくいために障がい者施設や設備を利用できないことがあります。心臓機能障がいがある人は、電磁波などの影響によるペースメーカーの誤作動を心配しています。このように周りから理解されず、配慮を受けられないで困ったり苦しんだりしている人がいることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し暮らしやすい地域社会を一緒につくっていくことが大切です。

6 外国人

国籍や人種の違いを超えて、お互いの文化や価値観を尊重する意識の醸成

(1) 基本認識

世界の国々は、相互に依存関係を深めており、われわれの地域も世界との密接な関係

の中で成り立っています。一人ひとりが、自らの地域や母国のことだけでなく、地球全体のことを考え、行動していかなければならない時代を迎えています。そのため、諸外国の多様な文化や価値観、宗教観を受け入れ、尊重し、国籍や人種の違いを超えてすべての人々が相互に理解を深め、人権が尊重される共生社会の実現を図っていく必要があります。

しかし、現実にはわが国の歴史的経緯に由来する在日韓国人・朝鮮人をめぐる諸問題をはじめ、外国人に対する就労差別や給与不払い、入居・入店拒否、日常生活の中での自由な行動に対する束縛、言葉が通じないため医師に病状を正確に伝えられないことなど、様々な人権問題が発生しています。これらの背景には、島国というわが国の地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史に加え、他国の言語、宗教、習慣への理解不足による外国人への偏見や差別意識があると考えられます。

人々を排斥する差別的言動は人としての尊厳を傷つけ差別意識を生じさせることになりかねず、2016年（平成28年）に^{*9}「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。歴史や文化の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築くことが重要です。

外国人と日本人が地域の住民として共に生きる開かれた地域社会を実現するためには、外国の歴史や文化を正しく認識し、尊重するとともに、広く市民の間にも多元的な文化や多様性を容認する「共に生きる心」を醸成することが求められています。

（2）現状と課題

① 国際化の進む社会の変化に対する理解

- 安曇野市に暮らす外国人は1,285人（平成31年1月1日現在）です。これらの人々の約半数が就労目的で、その他は結婚、家族との同居によるものです。2018年（平成30年）^{*10}「出入国管理及び難民認定法」（出入国管理法）が改定され、外国人労働者の受け入れの拡大が予想されますので、今後、安曇野市の外国人住民も増加すると思われます。これらの外国人が、言葉や生活習慣や文化も違う慣れない環境のもとで生活している現状に目を向け、理解を深める必要があります。
- 外国人との共生社会は、新たな社会問題を生み出してもいます。お互いの誤解から問題が広がるケースが多くありますが、その根底にある偏見や差別意識をなくしていくことが問題解決への第一歩となります。

② 多文化の理解

日本人も外国人も、相互に相手の文化や価値観に対する理解を深めなくてはなりませんが、そのために必要な交流の機会が極めて少ないので現状です。外国人支援団体との連携を深めながら、お互いが気楽に交流し合える機会をより多く設定し、市民の積極的参加を図りながら理解を深めていく必要があります。

③ 生活や教育への支援

- 日常生活の中で言語や生活習慣の違いなどから、外国人が多くの困難に直面していることはあまり知られていません。その事実を知り、また、困難解消のために支援活動を続けている民間団体などの活動実態を知ることを通して、地域の隣人として支えていこうとする風潮を醸成していく必要があります。
- 外国籍の児童生徒の教育については、市内の幾つかの小学校に日本語教室を設置するなど、日本語の学習や心のケアなどの支援に努めていますが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、日本語を話せるようになりたいという外国人を対象に、市内 4 か所において日本語教室を開催し、ボランティアスタッフが無料で教えています。今後の日本語教室の指導内容や方法、運営について各機関の連携が必要となります。
- 子どもたちは、日本語の習得が早く、日本での生活へ比較的容易に順応できる反面、母国語や母国の歴史・文化等についての教育ができないことに対する不安が保護者や関係者の中で広がっており、対策が望まれます。

7 様々な人権課題

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在でもアイヌ語を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施などにより着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々との格差が認められるほか、結婚や就職における偏見や差別の問題が残っています。

我が国にこのような問題が存在することをきちんと認識し、アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する理解を深めることは、人権尊重の意識の高揚を図る上でも必要となります。

(2) H I V 感染者・ハンセン病患者等

① H I V 感染者

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I Vによって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことをエイズ（A I D S）と呼んでいます。エイズは、1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあります。我が国でも、1985年（昭和60年）

に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として注目されるようになりました。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。このことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診、就職拒否や職場解雇、アパートの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常に生活する限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発により発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

② ハンセン病患者・元患者

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性はきわめて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立し完治する疾患であり、遺伝病でないことも判明しています。

しかし、我が国では発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）に法律「らい予防ニ関スル件」が制定されて以来、施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することになりましたが、長年続いた隔離政策はらい病患者および病気が完治した元患者に対する偏見と差別意識を助長することになりました。多くの患者は家族や親族との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなどの状況が現在も続き、2001年（平成13年）にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下された後も、熊本県のホテルにおける元患者に対する宿泊拒否問題が明らかになるなど、今もって偏見や差別意識は払拭されず社会復帰が困難な状況にあります。

HIV感染者・ハンセン病患者に関する問題は、無知が招いた問題ともいえ、事実を正しく認識した上で、基本的人権尊重の観点からすべての人々の命の尊さや生存することの大切さを広く市民に伝え、エイズ患者やHIV感染者・ハンセン病患者や元患者との共存・共生に関する理解を深めていく必要があります。

（3）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生への意欲がある場合でも、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰を目指す人にとって現実は極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家庭、地域社会、企業、職

場など、周囲の人々の理解と協力が欠かせません。したがって、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

(4) 犯罪被害者等

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、2000年(平成12年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)の制定、「刑事訴訟法」や「検察審査会法」、「少年法の改正」など一連の法的措置によって、司法手続きにおける改善が図られたほか、2001年(平成13年)には「犯罪被害者等給付金支給法」^{※11}が改正されたところであり、こうした制度の適切な運用が求められています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による平穏な私生活の侵害が挙げられます。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることは困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起およびその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。こうした動向を踏まえ、マスメディアの自主的な取り組みを喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進していく必要があります。そこで2005年(平成17年)には犯罪被害者等の権利や利益の保護を図る「犯罪被害者等基本法」^{※11}が施行されました。

(5) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定の人同士の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的情報の受発信があります。いずれも発信者には匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載、犯罪被害者についての無責任なうわさ話などによる人権に関わる問題が発生しています。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っています。こうした動向を踏まえ、以下の取り

組みを積極的に推進していくことが必要です。

① 一般のインターネット利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのために広く市民に対して啓発活動を推進する必要があります。

② 青少年のスマートフォンやタブレット端末の利用は増大しており、2018年（平成30年）には^{※12}「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（インターネット環境整備法）が改正されました。トラブルや犯罪被害を防止し安全かつ適切に利用するために、今後一層フィルタリングの普及と適正利用の推進を図る必要があります。また、家庭では適切なルール作りが肝要になります。

学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育を充実していく必要があります。

(6) 性的指向

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうかを示す概念のことで、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を指します。

性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、特に同性愛者については、いまだに偏見や差別を受けているのが現状であり、その人権擁護に資する啓発活動を行っていく必要があります。

(7) ホームレス

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができない人々が存在し、地域社会との軋轢が生じるなど、ホームレス問題は大きな社会問題となっています。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件といった人権侵害の問題も発生しています。このような状況において、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、地域社会におけるホームレスに関する問題解決を図ることを目的として、平成15年7月「ホームレスの自立支援に関する基本方針」が策定されました。実情を認識し、この問題にどのように対処すべきかを考えることは、人権感覚を高める上でも大切なことです。

(8) 性同一性障がい

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障をきたす状態をいいます。平成16年7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されました。この法律により、性同一性障がい者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりました。しかし、性同一性障がい

者に対する偏見や差別は依然として残っており、これらをなくす努力をしていく必要があります。

(9) 拉致問題

長野県人権政策推進基本方針にも示されているとおり、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年(平成18年)、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害です。この拉致問題を早期に解決していくために啓発を行っていく必要があります。

(10) 中国帰国者

国策として進められた「満蒙開拓団」や「満蒙開拓青少年義勇軍」に長野県は全国最大規模の移民を送りだしました。その歴史を知るとともに、中国帰国者や家族が抱える人権問題について理解することが大切です。

III あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 家庭における人権教育・啓発の推進

家庭は、社会を構成する基本的な単位であり、子どもが豊かな情操や命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。それとともに、大人にとっても愛情と信頼の絆で結ばれた家庭づくりを通して、人としての望ましい生き方を学ぶ場でもあります。しかし、近年、家庭内暴力や虐待といった憂慮すべき事象が後を絶ちません。これらはすべて重大な人権侵害につながるものです。プライバシー保護の立場から、家庭の内情に立ち入ることの難しさもありますが、最も身近な存在である家族の人権を尊重し合うことの重要さを、地域社会活動、学校教育、PTA活動などあらゆる機会をとらえて訴えかけるとともに、人権感覚が身につくような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めていきます。

2 地域社会における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが広い視野に立ち、さまざまな学習機会を通して人権問題を正しく理解するとともに、学習者が人権に関する知識習得だけに終わることなく、人権問題を自らの課題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活の中で具現化していくことが重要です。そのために、地域における人権教育で大きな役割を担う公民館や民間諸団体が実施する講座、地域住民の相互理解を深める交流活動などについて、地域人権教育推進協議会が中心となり、次の点に配慮しながら支援しその充実を図っていきます。

(1) 地域の実情に則した人権教育の推進

合併以前の5町村には、それぞれに地域の実情に則した独自の方法で人権教育に取り組み成果をあげてきた歴史があります。合併後も学習内容、学習形態を画一的に統一せず、各地域の実情を踏まえた実践を積み重ねてきました。今後も独自性を生かしつつ共通性を図り互いにその成果に学びより一層の充実を図っていきます。

(2) 人権擁護委員会、民生児童委員会、社会福祉協議会などとの連携
地域の実情に則した人権教育実践のために、地域の実情に詳しい人権擁護委員、民生児童委員、社会福祉協議会その他関係機関との連携を図りながら進めていきます。

(3) 学習講座や交流活動への支援

公民館や民間諸団体が行う学習講座や交流活動については、開催計画の立案や講師の派遣・紹介について支援し、活発な活動が展開できるよう進めていきます。そのために、人権教育指導員設置規則に基づく指導員を確保し、研修を積み要請に応えていきます。

(4) 日常生活の中で市民の人権意識の高揚を図る人権リーダーの養成のために、社会教育関係者および諸団体の代表者を対象にした研修講座を開催していきます。

(5) 人権尊重の理念の普及と人間性豊かな地域文化の発展のために、人権に関する研究資料、学習教材の開発に努めています。

3 就学前教育・学校教育における人権教育・啓発の推進

人間形成の基礎が培われ、人権感覚の芽生えが始まる幼児期から小学校、中学校と発達段階に即し、家庭や地域との連携を深めながら、全市の幼保・小・中一が一貫した指導方針に基づき、「自らの権利行使に伴う責任を自覚し、互いの人権を尊重し合う『共に生きる心』を醸成する」、「人権尊重の意義および様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める」、「人権問題を自らの課題として解決し人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高める」の3点を目標として、次の点に留意しながら学校人権教育推進協議会が中心となり効果的な推進を図っていきます。

(1) 幼保・小・中の発達段階に即した教育内容を精選し、一貫した人権教育指導カリキュラムのもとで推進していきます。

(2) 幼保・小・中が連携し、互いの実践に学び、より効果的な指導のあり方についての研究を深めながら推進していきます。

(3) 人権に関わる学校の取り組みを地域社会に公開して学校への理解を図ります。さらに子ども達が学んだ事柄を日常生活の中でいかし実践する力を高めるために、学校と家庭・地域社会が連携を深め啓発活動を推進していきます。

4 企業・職場などにおける人権教育・啓発の推進

企業は、経済のグローバル化、高度情報化、少子高齢化、地球環境保全問題など、社

会や経済情勢の急激な変化の中で、公正な採用選考、セクシャルハラスメント、介護や育児のための休暇、パワーハラスメント、個人情報の保護など、人権に~~関~~わる多くの問題への適切な対応を求められています。企業の社会的責任の立場から対応の如何によっては企業の存続にも係わる重要な問題となっています。

安曇野市では、企業経営者や従業員一人ひとりがこれらの問題の本質を正しく理解し、人権意識の高揚を図り、人権が尊重される明るい企業づくりを進めるために、企業人権教育推進協議会が中心となり、次のような取り組みをしていきます。

(1) 指導者研修

各企業が企業内人権教育を実施するために、その推進者となる人材の育成と研修の場を提供し、主体的な取り組みを支援していきます。

(2) 情報の収集と提供

企業人権に係わる実践や多様な情報を収集し提供していきます。

(3) 協議会への加入促進

人権問題に関心をもち、主体的に人権教育に取り組む企業が1社でも多くなるよう、広報活動をとおして企業人権教育推進協議会への加入を促進していきます。

5 人権に~~関~~わりの深い特定の職業従事者に対する研修など

人権教育の推進に当たっては、すべての人々を対象に取り組みを進める必要がありますが、とりわけ人権に~~関~~わりの深い特定の職業従事者に対して、人権教育に関する取り組みを積極的に進めていく必要があります。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員であり、基本的人権の尊重を基本とし公平で公正な行政施策を推進する義務があります。直接住民と触れ合うことの多い職員はもとより、職員一人ひとりが確かな人権感覚を身につける必要があります。そのため職員研修を通じて人権感覚を高めることを目指し計画的に人権教育を実施していきます。

(2) 保育・学校（教育）関係職員

教職員は、幼・少・青年期という重要な人格形成期に、教育活動を通して子どもに接することにより、人権尊重の精神形成に大きな影響を与える職業です。そのため、県では様々な研修を実施しています。市では教職員が自らの人権感覚を一層磨き、自らも人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高めるための全教職員を対象とした研修を実施していきます。

(3) 保健福祉関係者

社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員、民生児童委員、ホームヘルパー、保健師などの保健福祉関係事業に従事する者は、高齢者や障がいのある人をはじめ、様々な

人々の生活相談や身体介護等に直接携わっていることから、人格の尊重、秘密の保持等、常に人権を基本とした行動が求められます。このため、保健福祉関係に従事するすべての人々の人権意識の高揚を図るための研修を依頼していきます。

(4) 医療関係者

医師をはじめとする医療関係者は、業務の遂行に当たって、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーへの配慮や病歴、診療情報の保護に努めるなど人権意識に根ざした行動が求められています。このため、患者や要介護者の人権の重要性を認識し、常に適切な配慮やインフォームド・コンセント（十分な説明・理解・合意・選択）の確立が図られるよう、医療施設や医療従事者団体等における人権教育の推進を依頼していきます。

(5) 消防・救急関係職員

消防職員は、人命に関わる職務が多く、人権に配慮した行動が求められます。

消防職員に対する人権教育は、県消防学校の研修で実施されていますが、その重要性を認識してそれぞれの消防活動において適切な対応ができるよう、職場における人権教育の推進を依頼していきます。

IV 人権教育の効果的な推進

1 人材の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するために、様々な人権課題に関する正しい理解と認識を備えたうえで、市民の身近なところで活動できる人材が必要になります。そのため、地域における日常生活の中で人権意識の高揚を図るリーダー的な人材の養成に努めています。

2 資料・文献・学習教材の整備

人権に関する資料・文献・学習教材は、効果的な人権教育・啓発を推進する上で不可欠なものであり、その整備充実と有効活用を図ることが肝要です。

- (1) 生涯学習課が保有する資料・文献・学習教材についての一覧表を作成し、人権教育実施主体や市民が活用しやすいシステムを作っています。
- (2) 人権に係わる国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであり、時代の流れを反映した新たな文献や資料の収集整備に努めています。
- (3) 人権尊重作文集～kiseki～などを人権学習教材として作成・整備し、情報を提供しています。

V 計画の推進

1 推進体制について

この計画に沿った具体的な人権教育・啓発の推進に当たっては、**教育委員会**教育部生涯学習課、総務部人権男女共同参画課を中心に、関係各課および関係諸機関との密接な連携のもとに進めていきます。

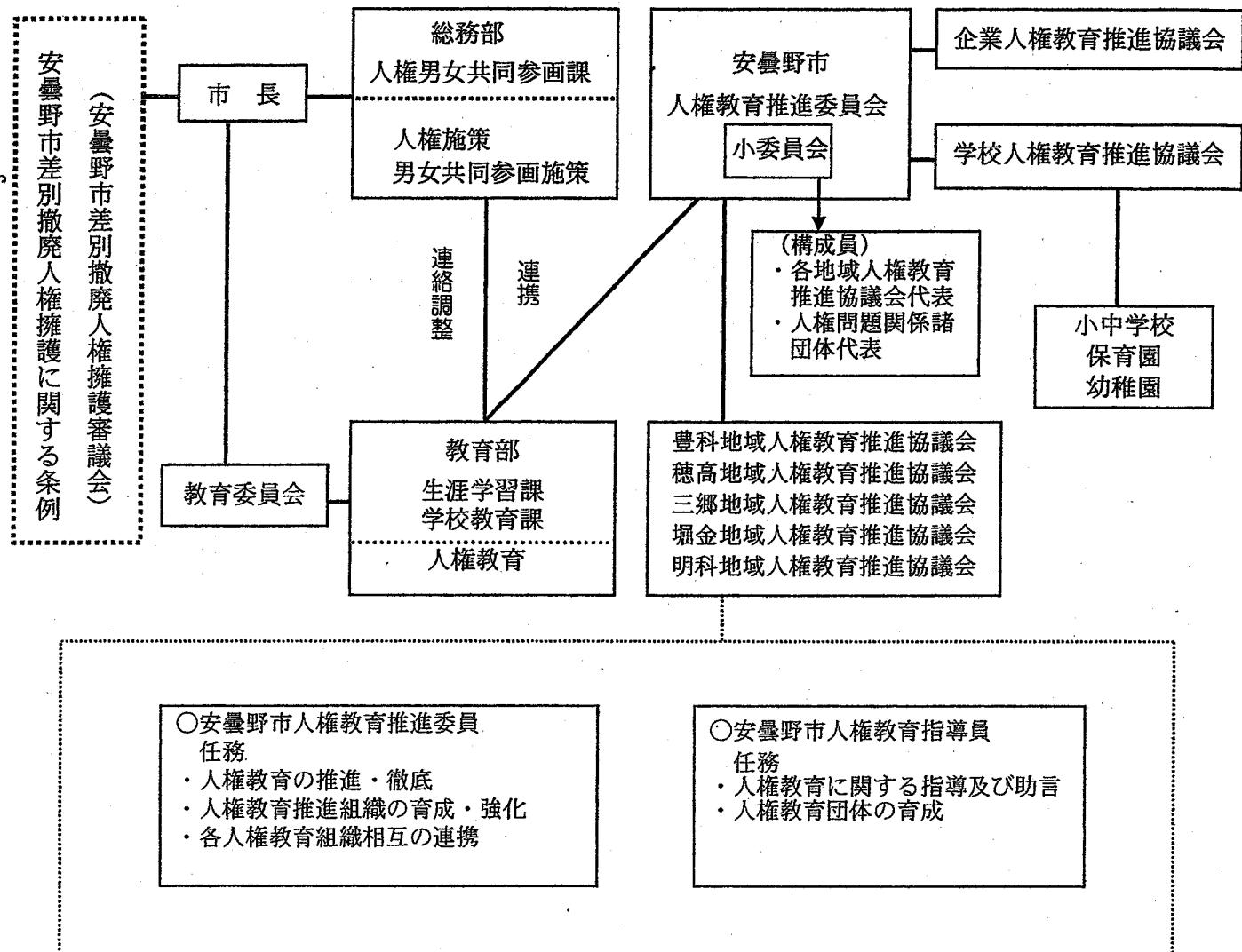
2 国、県、各地域、関係諸団体との連携について

国、県、各地域、関係諸団体から情報や資料を得ながら、それぞれの人権関係の取り組みに積極的に参加し連携を深めるとともに、この計画の趣旨の浸透を図っていきます。

3 計画の見直しについて

この計画は、県や関係機関の動向および市の総合計画などを注視しながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

VI 資料 安曇野市人権教育・啓発推進体制



○基本的な考え方

- 1 多様な人権課題に幅広く対応する。
 - 2 学校、地域社会、家庭、企業・職場が一体となって、地域の実情を踏まえ、住民が主体となった地域ぐるみの人権教育推進を目指す。
 - 3 学習内容や手法を創意工夫し、住民の積極的参画・参加による学習会を企画し運営する。
 - 4 住民と共に活動する人権教育推進委員、人権教育指導員などのリーダーの育成と資質の向上を図る。

○総務部 人権男女共同参画課

- 1 人権擁護団体の育成
 - 2 法務局や人権擁護委員などと連携しての、人権に関する啓発
 - 3 相談活動の支援
 - 4 男女共同参画の推進・男女共同参画システムの充実

○教育部 生涯學習課

- 1 教育・啓発の推進
 - 2 安曇野市人権教育推進基本方針
 - 3 安曇野市人権教育推進協議会組織運営と体制づくり

世界人権宣言

— 前 文 —

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論および信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由の尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1　すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1　成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ

家族をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有

する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保証を受ける権利を有する。

2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべて児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

一前文一

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第三章 国民の権利および義務

第十条【日本国民の要件】

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条【基本的人権の享有と性質】

國民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与えられる。

第十二条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

この憲法が國民に保障する自由および権利は、國民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条【法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- 1 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特權も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保証】

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第十六条【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条【国及び公共団体の賠償責任】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条【思想および良心の自由】

思想および良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権利行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】

集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条【居住・移転・職業選択の自由、外国居住・国籍離脱の自由】

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条【学問の自由】

学問の自由は、これを保障する。

第二十四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊重と両性の本質的平均等に立脚して制定されなければならない。

第二十五条【生存権、国の生存権保障義務】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努

めなければならない。

第二十六条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条【財産権の保証】

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律（民法第一編）でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第三十条【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第三十一条【法定手続きの保証】

何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条【裁判を受ける権利】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

第三十三条【逮捕に対する保障】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条【抑留・拘禁に対する保証】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留または拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条【住居侵入・捜索・押収に対する保障】

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第三十六条【拷問および残虐な刑罰の禁止】

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条【刑事被告人の諸権利】

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】

1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条【刑罰法規の不溯及、二重刑罰の禁止】

何人も、実行のときに適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

第四十条【刑事補償】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めたところにより、国にその補償を求めることができる。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年(平成12年)12月6日・法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的には推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院、2000年11月15日)

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にすること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

(参議院、2000年11月28日)

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組みに努めること。

右決議する

○安曇野市差別撤廃人権擁護に関する条例

平成17年10月1日

条例第117号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と法の下の平等を保障する日本国憲法と「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての市民の人権の擁護を図り、もって差別のない明るく住みよい安曇野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために、行政のすべての分野において必要な施策を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別撤廃と人権の擁護に関する市の施策に協力するとともに、自らも人権を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さず人権を擁護する社会的環境を醸成するため、人権教育及び啓発活動の充実に努めなければならない。

(調査研究等の実施)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に関し、必要に応じ、調査研究等を行うよう努めなければならない。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別撤廃と人権の擁護に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係諸団体と連携し、推進体制の充実に努めなければならない。

(差別撤廃人権擁護審議会)

第7条 市長の諮問に応じ、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議するため、安曇野市差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○ 改訂履歴

改訂期日	主な改訂内容
【第1回改訂】 平成22年5月	<p>平成22年度</p> <p>VI 資料 安曇野市人権教育・啓発推進体制図の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小委員会を安曇野市人権教育推進委員会の枠の中に表記 ・「人権問題関係諸団体」を「人権関係諸問題」と改訂 ・「子どもの問題」以下を「様々な人権に関する問題」と表記 ・字句訂正等の軽微な変更
【第2回改訂】 平成23年5月	<p>平成23年度</p> <p>II 人権問題の現状と課題 7 様々な人権に関する問題 に「(9) 拉致に関する問題」を追加</p>
【第3回改訂】 平成24年5月	<p>平成24年度</p> <p>I 推進計画の基本目標 2 人権教育・啓発についての基本方針</p> <p>(1) あらゆる機会を通じての人権教育の推進 に「幼稚園・保育園」の文言を追加</p>
【第4回改訂】 平成25年5月	<p>平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言の修正 ・「障害」を「障がい」と表記
【第5回改訂】 平成27年3月	<p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～等」を内容に合わせて「～など」、「～といった」に表記 ・年号の表記を「1977年（昭和52年）」の形に統一 ・「外国人登録者数」を「外国人住民」と表記 ・人数を平成26年10月1日現在の数値に改め、「一時期に比べ減少しています」の文言を追加 ・組織改編に伴い、「教育委員会社会教育課」を「教育部生涯学習課」 「人権・男女共同参画課」を「総務部人権男女共同参画課」と表記 ・17ページ IV 資料 安曇野市人権教育・啓発推進体制図を現状に合わせて表記
【第6回改訂】 平成31年3月	<p>平成30年度</p> <p>現況及び法律改正・制定等に伴う加除修正 下記の法律等を新たに加筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P2 II-1-(1) ※1「部落差別の解消の推進に関する法律」 ・P4 II-2-(1) ※2「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 ・P5 II-3-(1) ※3「長野県子どもを性被害から守るために条例」 ・P5 II-3-(2) ①※4「児童虐待の防止等に関する法律」 ・P6 II-3-(2) ②※5「いじめ防止対策推進法」 ・P6 II-3-(2) ⑥※6「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 ・P7 II-4-(1) ※7「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 ・P8 II-5-(1) ※8「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 ・P10 II-6-(1) ※9「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 ・P10 II-6-(2) ※10「出入国管理及び難民認定法」 ・P13 II-7-(4) ※11「犯罪被害者等基本法」 ・P13 II-7-(5) ※12「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

議案第2号	教育部 各課
平成31年3月26日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 後援1件 文化課 後援3件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 学校又は学校の連合体
- 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。
- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
 - (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
 - (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
 - (4) 参加者等の収容予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
 - (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
 - (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成30年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
1021	H31.2.20	社会 教育 担当	ふれあいねこ展 (株)長野放送	事業局長 小宮山弘	長野放送	後援	開催目的である、生物との触れ合いを通じ、慈愛の心を育み、生き物の大切さを学ぶという機会を、市民に多くの体験頂きたいため。	2019年 4月27 日	2月 20 日(土) ～5月 6 日	4月27 日(土) ～5月 6 日	井上本館 7階催事 場	世界のねこ25種の展示 ねことの触れ合いコー ナー、 ねこの生態、飼い方など のパネル展示 ねこカフェコーナー なごみグッズ販売コーナー	-	-	-	基準第2 3条によ り可	

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	申請理由	種別	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
110	H31.3.4	文化	2019年度長野県合唱講習会	理事長 中村雅夫	長野県合唱連盟	後援	安曇野市内から大勢の参加者を募るため。	3月4日	2020年1月12日 (日)				安曇野市穂高堂	平成30年度長野県合唱講習会では、講師に大曾根音楽大学教授、太山秀樹氏を招きモーツアルト「グロリア」等のテキストを使用して講習会を開催した。参加者は127名。入場料無料、参加料:一般1,000円(非加盟店体1,500円)、大学生:800円、中高生:500円		-	-	-	基準第3条により可
114	H31.3.8	文化	140周年記念「萩原守衛生誕「傑作《女》を見る」展	館長 高野博	公益財団法人硠山美術館	後援	安曇野市民をはじめ多くの方への周知を図るために	3月6日	平成31年4月20日 (土)~9月29日 (日)				硠山美術館 内展示室	・本展では《文宣》、「デスペア」、《女》(石膏複製)、書簡、写真等を展示する。萩原守衛(硠山)が亡くなる直前に完成させた傑作《女》について、造形的特徴など多角的な観点から紹介する。《文宣》、「デスペア」を含むことわざで、《女》の持つ高い精神性が一層明確になるでしょう。 ・入館料:大人700円、高校生:300円、小中学生:150円				基準第3条により可	
115	H31.3.11	文化	安曇野歴史サロン	安曇誕生の系譜を探る会	安曇誕生の系譜を探る会 丸山祐之	後援	会員だけではなくより広範な市民の参加を求めたい。	3月11日	平成31年4月21日 (日)~2020年3月28日 (土)				豊科公民館 他	①広く市民に安曇野を中心とする古代史への興味を喚起する。 ②新会員の加入を促進する。 * H29年、H30年に講演会を開催し後援承認している * H29年、定員:70名				基準第3条により可	

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 2 号の 2	教育部 各課
平成 31 年 3 月 26 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 後援 1 件 文化課 共催 1 件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部生涯学習課共催・後援台帳(平成30年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
1022	H31.3.20	社会教育担当	長野放送開局50周年記念トミカ inNAGANO	株式会社長野放送	外山衆司	後援	貴自治体在住の方々へ も開拓を図りたいため	3月18日	3月18日～ 7月16日	平成31年 (2019)7月 12日～ 7月16日	月 日 長野ビック ゲハツト	ジオラマ展示や組み立て工 場などの各コーナーでの体 験を通じて子供たちのもの づくりに対する好奇心や想 像力を高めると共に、大人 から子供まで世代を超え て、楽しみながら学ぶ場所 を提供することを目的とする	ジオラマ展示 組み立て工場などのコー ナーハツト	-	-	-	基準第3 22頁 により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専 決	承認(専決)	承認 理由	開催目的(趣旨)	会場	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
121	H31.3.22	文化	第56回童謡祭 り	童謡祭り実 行委員会	実行委員 員 山本 絢子	共催	子ども達への情操教育の一環として童謡祭りを開催し、作詞作曲コンクールを市内の小中学校に広め、演奏会を通して子ども達に「よい歌」「よい音楽」に触れさせたい。また、開催に伴い、市報等による広報をお願い。平成18年度(第43回)安曇野市教育委員会で開催。当日作詞作曲コンクールの表彰をし、受賞者(に看と賞状教育委員会連名)を渡しました。	3月 22日	平成31年 (2019年) 5月5日 (日・祝)	日	安曇野市 公民館 大ホール	安曇野市 豊科出身の詩人 でドイツ文學者だった藤森秀夫先生を顕彰しながら、豊科地歌認定こども園児、頒金小学校合唱部、安曇野市童謡会に登場をうながす。全員合唱。招待演奏:声楽家 山本知佳さん、ピアノ奏者 中島加恵さんによる演奏。入场料:無料。	○	○	○	基準第3条第2項に より可			

【教育委員会定例会提出資料】

議案第3号	教育部 生涯学習課
平成31年3月26日提出	(課長)白井 隆昭 (担当係長)白井 直美

タイトル	安曇野市人権教育集会所管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市人権教育集会所管理規則の一部改正の承認
要旨	安曇野市人権教育集会所条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて管理規則を改正し、併せて字句の修正と様式の修正、追加等を行います。
説明	<p>1. 改正の要旨 安曇野市人権教育集会所条例の改正に伴い、安曇野市人権教育集会所の管理及び運営に関し必要な事項を定めた、安曇野市人権教育集会所管理規則の一部を改正します。 また、規則中の字句を整理するとともに、不備であった様式を修正、追加します。</p> <p>2. 規則の名称 安曇野市人権教育集会所管理規則</p> <p>3. 施行日 平成31年4月1日</p>

安曇野市人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則

安曇野市人権教育集会所管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「使用」を削り、同条中「集会所を使用しよう」を「条例第3条第1項の許可を受けよう」に、「人権教育集会所使用許可申請書」を「人権教育集会所利用許可申請書」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第3条の見出し中「使用」を削り、同条中「前条の規定による」を「条例第3項第1項の」に、「人権教育集会所使用許可書」を「人権教育集会所利用許可書」に改め、「第2号）を」の次に「、条例第3条第1項ただし書の規定により許可をしないときは人権教育集会所利用不許可書（様式第3号）を」を加える。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第3条第2項の条件は、次のとおりとする。

第4条第1号中「、設備及び備品」を「等」に改め、同条第3号中「火気の取り扱いに注意する」を「所定の場所以外で火気を使用しない」に改め、同条第4号中「使用後」を「利用後」に、「うえ、集会所使用簿」を「上、集会所利用簿」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 利用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

様式を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

人権教育集会所利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

住 所

申請者 氏 名

(法人その他団体にあっては名称及び代表者名)

連絡先（電話）

下記のとおり、安曇野市人権教育集会所を利用したいので許可してください。

記

利 用 す る 日	年 月 日	利 用 者 数	大 人 子 供	人 人
利 用 責 任 者 名		連 絡 先		
利 用 施 設		利 用 備 品		
利 用 時 間	前 午 後 時 分	～	前 午 後 時 分	
利 用 目 的				

様式第2号（第3条関係）

人権教育集会所利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

下記の条件により、
人権教育集会所の利用を許可します。

記

利用責任者住所						
利用責任者氏名				連絡先		
利用目的						
利用人員						
利用施設・備品						
利用日時	年	月	日	(曜日)	午前	時 分から
	年	月	日	(曜日)	午後	時 分まで

(注)

- 1 施設、設備及び備品を損傷しないでください。
- 2 備品を許可なくして所外に持ち出さないでください。
- 3 所定の場所以外で火気を使用しないでください。
- 4 利用する際、責任者は利用許可書を所持してください。
- 5 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただきますので充分注意して利用してください。
- 6 利用許可を受けた権利を、他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 7 施設を利用しなくなったときは、速やかに教育委員会へ連絡してください。
- 8 利用後は、必ず清掃及び整頓の上、集会所利用簿に所要事項を記載してください。
- 9 上記のほか、集会所の秩序の維持については、教育委員会の指示に従ってください。

様式第3号（第3条関係）

人権教育集会所利用不許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった安曇野市人権教育集会所の利用を不許可とします。

記

利用責任者住所					
利用責任者氏名		連絡先			
利用目的					
利用人員					
利用施設・備品					
利 用 日 時	年	月	日 (曜日)	午前	時 分から
	年	月	日 (曜日)	午後	時 分まで
利用不許可の理由					

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○安曇野市人権教育集会所管理規則（平成17年教育委員会規則第29号）

改正後	改正前
(許可の申請)	(使用許可の申請)
<u>第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、人権教育集会所利用許可申請書（様式第1号）を利用する3日前までに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならぬ。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</u>	<u>第2条 集会所を使用しようとする者は、人権教育集会所使用許可申請書（様式第1号）を適用する3日前までに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</u>
(許可書の交付)	(使用許可書の交付)
<u>第3条 教育委員会は、条例第3項第1項の許可をしたときは人権教育集会所利用許可書（様式第2号）を、条例第3条第1項ただし書の規定により許可をしないときは人権教育集会所利用不許可書（様式第3号）を交付するものとする。</u>	<u>第3条 教育委員会は、前条の規定による許可をしたときは、人権教育集会所使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。</u>
(遵守事項)	(遵守事項)
<u>第4条 条例第3条第2項の条件は、次のとおりとする。</u>	<u>第4条 集会所の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u>
(1) 施設等を損傷しないこと。 (2) (略) (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。 (4) 利用後は、必ず清掃及び整頓の上、集会所利用簿に所要事項を記載すること。	(1) 施設、設備及び備品を損傷しないこと。 (2) (略) (3) 火気の取り扱いに注意すること。 (4) 使用後は、必ず清掃及び整頓のうえ、集会所使用簿に所要事項を記載すること。
(5) 利用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (6) (略)	(5) (略)
附則 (施行期日)	1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第4号	教育部 生涯学習課
平成31年3月26日提出	(課長)臼井 隆昭 (担当係長)臼井 直美

タイトル	安曇野市公民館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市公民館管理規則の一部改正の承認
要旨	安曇野市公民館条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて管理規則を改正し、併せて字句の修正と様式の修正、追加等を行います。
説明	<p>1. 改正の要旨 安曇野市公民館条例の改正に伴い、安曇野市公民館の管理及び運営に関し必要な事項を定めた、安曇野市公民館管理規則の一部を改正します。 改正にあたっては、安曇野市体育施設管理規則、安曇野市学校施設使用条例施行規則と整合性を持たせるよう条文を整えます。 また、規則中の字句を整理するとともに、不備であった様式を修正、追加します。</p> <p>2. 規則の名称 安曇野市公民館管理規則</p> <p>3. 施行日 平成31年4月1日</p>

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第20条」に改め、「（以下「公民館」という。）」を削る。

第3条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「公民館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、安曇野市公民館使用許可（使用料減免）申請書」を「条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、安曇野市公民館利用許可（使用料減免）申請書」に、「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改め、「6日」の次に「（変更にあっては前2日）」を加える。

第4条第1項中「前条の申請に対して使用」を「条例第7条第1項」に、「、安曇野市公民館使用（使用料減免）許可書」を「安曇野市公民館利用（使用料減免）許可書」に、「使用者に」を「、許可をしないときは安曇野市公民館利用不許可書（様式第3号）」に改め、「する」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第5条を次のように改める。

（遵守事項）

第5条 条例第7条第3項の条件は、次のとおりとする。ただし、第1号から第5号までの行為について教育委員会が許可をしたときは、この限りでない。

- (1) 利用許可を受けた施設等以外のもの（条例別表第2に掲げるものに限る。）を利用しないこと。
- (2) 備品を公民館の外へ持ち出さないこと。
- (3) 物品を販売しないこと。
- (4) 火気を利用しないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) 利用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に違反しないこと。

第6条中「使用許可者」を「利用の許可を受けた者」に、「を使用」を「を利用」に改め、「受付」を削る。

第7条の見出しを「（利用の中止）」に改め、同条中「使用許可者が使用の取消しをし

ようとするとき」を「条例第8条に規定する届出」に改め、「使用する日の前2日までに、取消しの理由を添えて」を削り、「安曇野市公民館使用取消届（様式第3号）」を「安曇野市公民館利用中止届（様式第4号）」に改める。

第8条第1項中「（以下この条において「減免申請者」という。）」を削り、同条第3項ただし書中「第7条」を「第6条」に改め、同条第4項中「が使用」を「が利用」に改め、同条第5項中「決定」を「許可」に、「、安曇野市公民館使用（使用料減免）許可書（様式第2号）」を「許可書を、使用料の減免を許可しないときは安曇野市公民館使用料減免不許可書（様式第5号）」に改める。

第9条第1項中「安曇野市公民館使用料還付請求書（様式第4号）」を「安曇野市公民館使用料還付申請書兼請求書（様式第6号）」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「又は第2号」を削り、同項第2号を次のように改める。

（2） 利用を開始する前2日までに条例第11条第2号の規定による利用許可又は中止の届出があったとき 100分の100

第9条第2項に次の1号を加える。

（3） 条例第11条第3号に該当するとき 市長がその都度定める率

第9条第3項中「様式第5号」を「様式第7号」に改める。

第10条を次のように改める。

（許可の取消し）

第10条 教育委員会は、条例第12条第1項又は第2項の規定により、条例第7条第1項の許可を取り消したときは、安曇野市公民館利用許可取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

第11条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

別表中「が使用」を「が利用」に、「で使用」を「で利用」に、「の使用」を「の利用」に、「に使用」を「に利用」に、「使用した」を「利用した」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号その1（第3条関係）

安曇野市公民館利用許可（使用料減免）申請書

年　月　日

(宛先)

安曇野市長

安曇野市教育委員会

申請番号 第 号

申請者

住 所 _____
氏 名 _____(法人その他の団体にあっては名称及び代表者名)
連絡先（電話）_____

安曇野市公民館条例第7条（及び第10条）の規定による_____公民館の利用の許可（使用料の減免）を申請します。

利用の目的					
会議室等の名称				利用人数	人
利用する設備及び備品					
利用する日時	午前 年　月　日（　）	時　分から	午前 午後	時　分まで	利用時間 時間
	午前 年　月　日（　）	時　分から	午前 午後	時　分まで	利用時間 時間
	午前 年　月　日（　）	時　分から	午前 午後	時　分まで	利用時間 時間
	午前 年　月　日（　）	時　分から	午前 午後	時　分まで	利用時間 時間
	午前 年　月　日（　）	時　分から	午前 午後	時　分まで	利用時間 時間
	午前 年　月　日（　）	時　分から	午前 午後	時　分まで	利用時間 時間
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 (　　)	利用時間	計 時間
許可書送付先 〒 □□□-□□□□	会議室 等使用 料 設備及 び備品 使用料	使用料 (A)	@	円 ×	時間 円
住所		減免する 額 (B)	(A)	円 × 減免率 %	円 (10円未満切捨て)
氏名		(A) - (B)	①	円	
		使用料 (C)	@	円 ×	時間 円
		減免する 額 (D)	(C)	円 × 減免率 %	円 (10円未満切捨て)
		(C) - (D)	②	円	
	請求金額 (①+②)				円

(注) 太枠のみ記入してください。

様式第1号その2（第3条関係）

安曇野市公民館利用許可（使用料減免）申請書

年 月 日

(宛先)

安曇野市長

安曇野市教育委員会

申請番号	第 号
------	-----

申請者

住 所氏 名

(法人その他の団体にあっては名称及び代表者名)

連絡先（電話）

安曇野市公民館条例第7条（及び第10条）の規定による安曇野市豊科公民館ホールの利用の許可（使用料の減免）を申請します。

利用の目的				利用人数	人																		
利用する施設	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> ホールステージのみ <input type="checkbox"/> レクリエーション場のみ <input type="checkbox"/> ホワイエのみ																						
利用する日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前9時～正午 <input type="checkbox"/> 午後1時～午後5時 <input type="checkbox"/> 午後6時～午後9時30分 <input type="checkbox"/> 午前9時～午後9時30分																						
利用する設備及び備品	<input type="checkbox"/> フォローピンスポットライト <input type="checkbox"/> 照明Aセット <input type="checkbox"/> 放送装置基本セット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 照明Bセット <input type="checkbox"/> 催事収録用集音マイク装置 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> グランドピアノ <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ボーダーライト <input type="checkbox"/> マイクロフォン <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> フットライト																						
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()																			
許可書送付先	テ <input type="checkbox"/>																						
住所	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">ホール 使用料 (A)</td> <td>使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房 使用料</td> <td>@4,700円× 時間 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">設備及び 備品使用料 (B)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>(A) + (B)</td> <td>① 円</td> </tr> <tr> <td>減免する額</td> <td colspan="2"> ① × 減免率 % ② 円 (10円未満切捨て) </td> </tr> <tr> <td>請求金額 (① - ②)</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </table>					ホール 使用料 (A)	使用料	円	冷暖房 使用料	@4,700円× 時間 円	設備及び 備品使用料 (B)			小計	(A) + (B)	① 円	減免する額	① × 減免率 % ② 円 (10円未満切捨て)		請求金額 (① - ②)	円		
ホール 使用料 (A)	使用料	円																					
	冷暖房 使用料	@4,700円× 時間 円																					
設備及び 備品使用料 (B)																							
小計	(A) + (B)	① 円																					
減免する額	① × 減免率 % ② 円 (10円未満切捨て)																						
請求金額 (① - ②)	円																						
氏名																							

(注) 太枠のみ記入してください。

様式第2号その1(第4条関係)

安曇野市公民館利用(使用料減免)許可書

年 月 日

安曇野市指令	第 号
安曇野市教育委員会指令	第 号

名 称
氏 名 様

安曇野市長
安曇野市教育委員会

印
印

次のとおり安曇野市 公民館の利用(使用料の減免)を許可します。

利用の目的					
会議室等の名称				利用人数	人
利用する設備及び備品					
利用する日時	年 月 日 ()	午前 時 分から	午前 時 分まで	利用時間 時間	
		午後	午後		
		午前 時 分から	午前 時 分まで	利用時間 時間	
		午後	午後		
		午前 時 分から	午前 時 分まで	利用時間 時間	
		午後	午後		
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()	利用時間 時間
					計 時間
許可書送付先 〒 □□□H□□□□				会議室 等使用 料	使用料 (A) @ 円 × 時間 円 (A) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)
					減免する 額 (B)
					(A) - (B) ① 円
				設備及 び備品 使用料	使用料 (C) @ 円 × 時間 円 (C) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)
	減免する 額 (D)				
	(C) - (D) ② 円				
	請求金額 (①+②) 円				

(裏)
利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、利用の際必ず公民館受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 利用許可を受けた者が利用する日の前2日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は利用の中止の届出をしたとき 100分の100納入した使用料は、上記以外の場合は、原則としてお返しできません。
- 4 利用の変更は、利用する日の前2日までに行ってください。
- 5 教育委員会において緊急利用の場合又は安曇野市公民館条例第12条に該当するときは、利用許可を取り消すことがあります。
- 6 利用時間には、準備と後片付けの時間が含まれます。
- 7 利用者の不注意又は過失により利用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 特別なる準備を要するときは、教育委員会と十分打合せをし、前日までに準備をしてください。また、マイク、照明、拡声装置等の利用についても十分打合せをしてください。
- 9 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになりますので十分注意して利用してください。
- 10 利用者は、次のことを守ってください。
 - ア 許可なく火気を利用しないこと。
 - イ 施設内では、指定された履物を使用し、特に上履及び下履は、区別すること。
 - ウ 施設内に、爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - エ 許可なく施設内で物品の販売や頒布をしないこと。
 - オ 許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - カ 所定の場所以外で飲食や喫煙はしないこと。
- 11 後片付けは、次のことに注意して行ってください。
 - ア 雑巾、モップ、掃除機等を利用してください。
 - イ 備品は、全て原状に戻し、整理整頓してください。
 - ウ 施設利用の際に出たごみ類は、施設利用後、片付けて全て持ち帰ってください。

様式第2号その2（第4条関係）

安曇野市公民館利用（使用料減免）許可書

年　月　日

安曇野市指令	第　　号
安曇野市教育委員会指令	第　　号

名　称
氏　名　　様

安曇野市長
安曇野市教育委員会

印
印

次のとおり安曇野市豊科公民館ホールの利用（使用料の減免）を許可します。

利用の目的	利用人数	人
利用する施設	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> ホールステージのみ <input type="checkbox"/> レクリエーション場のみ <input type="checkbox"/> ホワイエのみ	
利用する日時	年　月　日（　） <input type="checkbox"/> 午前9時～正午 <input type="checkbox"/> 午後1時～午後5時 <input type="checkbox"/> 午後6時～午後9時30分 <input type="checkbox"/> 午前9時～午後9時30分	
利用する設備 及び備品	<input type="checkbox"/> フォローピンスポットライト <input type="checkbox"/> 照明Aセット <input type="checkbox"/> 放送装置基本セット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 照明Bセット <input type="checkbox"/> 催事収録用集音マイク装置 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> グランドピアノ <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ボーダーライト <input type="checkbox"/> マイクロフォン <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> フットライト	
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
許可書送付先	減免区分 (登録番号)	
〒　□□□□□□□	ホル 使用料(A)	使用料 円
住所	冷暖房 使用料	@4,700円× 時間 円
氏名　　様	設備及び 備品使用料(B)	円
	小計 (A) + (B)	① 円
	減免する額 ①×減免率 %	② 円 (10円未満切捨て)
	請求金額 (①-②)	円

(裏)
利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、利用の際必ず公民館受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 利用許可を受けた者が利用する日の前2日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は利用の中止の届出をしたとき 100分の100
納入した使用料は、上記以外の場合は、原則としてお返しえません。
- 4 利用の変更は、利用する日の前2日までに行ってください。
- 5 教育委員会において緊急利用の場合又は安曇野市公民館条例第12条に該当するときは、利用許可を取り消すことがあります。
- 6 利用時間には、準備と後片付けの時間が含まれます。
- 7 利用者の不注意又は過失により利用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 特別なる準備を要するときは、教育委員会と十分打合せをし、前日までに準備をしてください。また、マイク、照明、拡声装置等の利用についても十分打合せをしてください。
- 9 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになりますので十分注意して利用してください。
- 10 利用者は、次のことを守ってください。
 - ア 許可なく火気を利用しないこと。
 - イ 施設内では、指定された履物を使用し、特に上履及び下履は、区別すること。
 - ウ 施設内に、爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - エ 許可なく施設内で物品の販売や領布をしないこと。
 - オ 許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - カ 所定の場所以外で飲食や喫煙はしないこと。
- 11 後片付けは、次のことに注意して行ってください。
 - ア 雑巾、モップ、掃除機等を利用してください。
 - イ 備品は、全て原状に戻し、整理整頓してください。
 - ウ 施設利用の際に出たごみ類は、施設利用後、片付けて全て持ち帰ってください。

様式第3号その1（第4条関係）

安曇野市公民館利用不許可書

年　月　日

安曇野市教育委員会指令 第 号

名称
氏名 様

安曇野市教育委員会 國

年　月　日　付けで申請のあった安曇野市　公民館の利用を不許可とします。

利用の目的						
会議室等の名称				利用人数	人	
利用する設備及び備品						
利用する日時	年　月　日（　）	午前　時　分から	午前　時　分まで	利用時間　時間		
	午後	午後				
	年　月　日（　）	午前　時　分から	午前　時　分まで	利用時間　時間		
	午後	午後				
	年　月　日（　）	午前　時　分から	午前　時　分まで	利用時間　時間		
	午後	午後				
年　月　日（　）	午前　時　分から	午前　時　分まで	利用時間　時間			
午後	午後					
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()	利用時間	計	時間
不許可書送付先			会議室 等使用 料	使用料(A)	@	円×時間
〒 □□□-□□□□				減免する 額(B)	(A)	円×減免率 %
住所				(A) - (B)	①	円
氏名	様			使用料(C)	@	円×時間
利用不許可の理由						
設備及 び備品 使用料	減免する 額(D)	(C)	円×減免率 %			
	(C) - (D)	②	円			
	請求金額 (①+②)				円	

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号その2（第4条関係）

安曇野市公民館利用不許可書

年 月 日

安曇野市教育委員会指令 第 号

名称
氏名 様

安曇野市教育委員会 國

年 月 日付けで申請のあった安曇野市豊科公民館ホールの利用を不許可とします。

利用の目的				利用人数	人															
利用する施設	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> ホールステージのみ <input type="checkbox"/> レクリエーション場のみ <input type="checkbox"/> ホワイエのみ																			
利用する日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前9時～正午 <input type="checkbox"/> 午後1時～午後5時 <input type="checkbox"/> 午後6時～午後9時30分 <input type="checkbox"/> 午前9時～午後9時30分																			
利用する設備及び備品	<input type="checkbox"/> フォローピンスポットライト <input type="checkbox"/> 照明Aセット <input type="checkbox"/> 放送装置基本セット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 照明Bセット <input type="checkbox"/> 催事収録用集音マイク装置 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> グランドピアノ <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ボーダーライト <input type="checkbox"/> マイクロфон <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> フットライト																			
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()																
不許可書送付先 〒 <input type="checkbox"/> □□□-□□□□			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">ホール 使用料(A)</td> <td>使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房 使用料</td> <td>@4,700円× 時間 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">設備及び 備品使用料(B)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>(A) + (B)</td> <td>① 円</td> </tr> <tr> <td>減免する額</td> <td>①×減免率 %</td> <td>② 円 (10円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td>請求金額 (①-②)</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table>	ホール 使用料(A)	使用料	円	冷暖房 使用料	@4,700円× 時間 円	設備及び 備品使用料(B)			小計	(A) + (B)	① 円	減免する額	①×減免率 %	② 円 (10円未満切捨て)	請求金額 (①-②)	円	
ホール 使用料(A)	使用料	円																		
	冷暖房 使用料	@4,700円× 時間 円																		
設備及び 備品使用料(B)																				
小計	(A) + (B)	① 円																		
減免する額	①×減免率 %	② 円 (10円未満切捨て)																		
請求金額 (①-②)	円																			
住所																				
氏名 様																				
利用不許可の 理由																				

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式4号（第7条関係）

安曇野市公民館利用中止届

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

(法人その他の団体にあっては名称及び代表者名)

連絡先（電話）_____

指令番号第 一 号により安曇野市 _____ 公民館の利用許可を受けましたが、下記理由により利用の中止を届け出ます。

記

利 用 中 止 の 理 由		
許 可 内 容	会議室等の名称	
	利用する設備及び備品	
	利用する日時	午前 年　月　日 () 時　分から　時　分まで 午後
	納付済の使用料の額	円

様式第5号その1（第8条関係）

安曇野市公民館使用料減免不許可書

年 月 日

安曇野市指令 第 号

名称
氏名 様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のあった安曇野市 公民館の使用料の減免を不許可とします。

利用の目的						
会議室等の名称				利用人数	人	
利用する設備及び備品						
利用する日時	午前 年 月 日 () 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	利用時間 時間	
	午前 年 月 日 () 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	利用時間 時間	
	午前 年 月 日 () 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	利用時間 時間	
	午前 年 月 日 () 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	利用時間 時間	
	午前 年 月 日 () 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	利用時間 時間	
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()	利用時間	計 時間	
不許可書送付先 〒 □□□-□□□□			会議室 等使用 料 設備及 び備品 使用料	使用料 (A)	@ 円 × 時間 円	
				減免する 額 (B)	(A) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)	
				(A) - (B)	① 円	
				使用料 (C)	@ 円 × 時間 円	
				減免する 額 (D)	(C) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)	
			(C) - (D)	② 円		
			請求金額 (①+②)	円		
減免不許可の理由						

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号その2（第8条関係）

安曇野市公民館使用料減免不許可書

年 月 日

安曇野市指令 第 号

名称
氏名 様

安曇野市長 國

年 月 日付けで申請のあった安曇野市豊科公民館ホールの使用料の減免を不許可とします。

利用の目的				利用人数	人
利用する施設	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> ホールステージのみ <input type="checkbox"/> レクリエーション場のみ <input type="checkbox"/> ホワイエのみ				
利用する日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前9時～正午 <input type="checkbox"/> 午後1時～午後5時 <input type="checkbox"/> 午後6時～午後9時30分 <input type="checkbox"/> 午前9時～午後9時30分				
利用する設備及び備品	<input type="checkbox"/> フォローピンスポットライト <input type="checkbox"/> 照明Aセット <input type="checkbox"/> 放送装置基本セット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 照明Bセット <input type="checkbox"/> 催事収録用集音マイク装置 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> グランドピアノ <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ボーダーライト <input type="checkbox"/> マイクロフォン <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> フットライト				
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ (_____)	
不許可書送付先			ホール 使用料(A) 冷暖房 使用料 設備及び 備品使用料(B) 小計 (A) + (B) ① 減免する額 ① × 減免率 % ② (10円未満切捨て) 請求金額 (① - ②)	使用料	円
〒 □□□-□□□□				冷暖房 使用料	円
住所					
氏名 様					
減免不許可の 理由					

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号（第9条関係）

安曇野市公民館使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体にあっては名称及び代表者名)

連絡先（電話）

安曇野市公民館条例第11条ただし書の規定により安曇野市_____公民館の使用料の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 指令番号 第 号

2 還付を受けようとする理由

- (1) 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったため。
- (2) 利用を開始する前2日までに、利用の中止の届出をし、又は変更の許可があったため。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

3 既納の使用料 納付年月日 年 月 日

金額 円

4 還付請求額 円

5 振込先 銀行・金庫 本店・支店

農協・信用組合

支所

銀行・金庫

本店・支店

口座番号 普通・当座

(フリガナ)

口座名義

様式第7号（第9条関係）

安曇野市公民館使用料等還付決定書

年　月　日

安曇野市指令	第	号
--------	---	---

名 称
氏 名 様

安曇野市長 円

年　月　日付けで請求がありました安曇野市_____公民館使用料の還付について下記のとおり決定します。

記

1 指令番号 第 一 号

2 還付する理由

- (1) 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったため。
- (2) 利用を開始する前2日までに、利用の中止の届出をし、又は変更の許可があったため。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

3 還付額 _____ 円

様式第8号その1(第10条関係)

安曇野市公民館利用許可取消通知書

年 月 日

安曇野市教育委員会指令 第 号

名称
氏名 様

安曇野市教育委員会 団

次のとおり安曇野市 公民館の利用許可を取り消しましたので、通知します。

利用の目的																						
会議室等の名称				利用人数	人																	
利用する設備及び備品																						
利用する日時	年 月 日 ()	午前 時 分から	午前 時 分まで	利用時間 時間																		
		午後	午後																			
	年 月 日 ()	午前 時 分から	午前 時 分まで	利用時間 時間																		
		午後	午後																			
	年 月 日 ()	午前 時 分から	午前 時 分まで	利用時間 時間																		
	午後	午後																				
年 月 日 ()	午前 時 分から	午前 時 分まで	利用時間 時間																			
	午後	午後																				
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()	利用時間	計 時間																	
通知書送付先	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">会議室 等使用 料</td> <td>使用料 (A)</td> <td>@ 円 × 時間 円</td> </tr> <tr> <td>減免する 額 (B)</td> <td>(A) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td>(A) - (B)</td> <td>① 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設備及 び備品 使用料</td> <td>使用料 (C)</td> <td>@ 円 × 時間 円</td> </tr> <tr> <td>減免する 額 (D)</td> <td>(C) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td>(C) - (D)</td> <td>② 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">請求金額 (①+②)</td> <td>円</td> </tr> </table>					会議室 等使用 料	使用料 (A)	@ 円 × 時間 円	減免する 額 (B)	(A) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)	(A) - (B)	① 円	設備及 び備品 使用料	使用料 (C)	@ 円 × 時間 円	減免する 額 (D)	(C) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)	(C) - (D)	② 円	請求金額 (①+②)		円
会議室 等使用 料	使用料 (A)	@ 円 × 時間 円																				
	減免する 額 (B)	(A) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)																				
	(A) - (B)	① 円																				
設備及 び備品 使用料	使用料 (C)	@ 円 × 時間 円																				
	減免する 額 (D)	(C) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)																				
	(C) - (D)	② 円																				
請求金額 (①+②)		円																				
住所																						
氏名 様																						
利用許可を取り消した理由																						

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号その2（第10条関係）

安曇野市公民館利用許可取消通知書

年 月 日

安曇野市教育委員会指令 第 号

名 称
 氏 名 様

安曇野教育委員会 國

次のとおり安曇野市豊科公民館ホールの利用許可を取り消しましたので、通知します。

利用の目的				利用人数	人	
利用する施設	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> ホールステージのみ <input type="checkbox"/> レクリエーション場のみ <input type="checkbox"/> ホワイエのみ					
利用する日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前9時～正午 <input type="checkbox"/> 午後1時～午後5時 <input type="checkbox"/> 午後6時～午後9時30分 <input type="checkbox"/> 午前9時～午後9時30分					
利用する設備及び備品	<input type="checkbox"/> フォローピンスポットライト <input type="checkbox"/> 照明Aセット <input type="checkbox"/> 放送装置基本セット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 照明Bセット <input type="checkbox"/> 催事収録用集音マイク装置 <input type="checkbox"/> アッパー ホリゾントライト <input type="checkbox"/> グランドピアノ <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ボーダーライト <input type="checkbox"/> マイクロフォン <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> フットライト					
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ (_____)		
通知書送付先	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 住所 <input type="text"/> 氏名 様 <input type="text"/>	ホール 使用料 (A)	使用料	円		
		冷暖房 使用料	@4,700円× 時間	円		
		設備及び 備品使用料 (B)	円			
		小計	(A) + (B)	①	円	
		減免する額	①×減免率 %			円
		請求金額 (①-②)	(10円未満切捨て)			円
利用許可を取り 消した理由						

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成31年10月1日から同月31日までの公民館の利用に係る申請については、第3条第2項の規定にかかわらず、同月1日以降でなければ行うことができない。

○安曇野市公民館管理規則（平成18年教育委員会規則第24号）

	改正後	改正前
(趣旨)		
第1条 この規則は、安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、安曇野市公民館の管理及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号。以下「条例」という。）第 <u>18</u> 条の規定に基づき、安曇野市公民館（以下「公民館」という。）の管理及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。	
(利用許可の申請)		
第3条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、安曇野市公民館利用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。	第3条 公民館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、安曇野市公民館使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）をあらかじめ安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。	
2 申請書の提出は、利用する日の属する月の前月の1日を申請開始日とし、利用する日の前6日（変更にあっては前2日）までに行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。	2 申請書の提出は、使用する日の属する月の前月の1日を申請開始日とし、 <u>使用</u> する日の前6日までに行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。	
(許可書の交付)		
第4条 教育委員会は、条例第7条第1項の許可をしたときは安曇野市公民館利用（使用料減免）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を、 <u>許可</u> をしないときは安曇野市公民館利用不許可書（様式第3号）を交付するものとする。	第4条 教育委員会は、前条の申請に対して <u>使用</u> の許可をしたときは、安曇野市公民館使用（使用料減免）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を使用者に交付する。	
2 利用の許可是、申請書の受付順による。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。	2 <u>使用</u> の許可是、申請書の受付順による。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。	
(違法事項)		
第5条 条例第7条第3項の条件は、次のとおりとする。ただし、第1号から第5号までの行為について教育委員会が許可をしたときは、この限りでない。	第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、使用する日の前2日までに使用料を納付するものとする。	
(1) 利用許可を受けた施設等以外のもの（条例別表第2に掲げるものに限る。）を利用しないこと。		
(2) 備品を公民館の外へ持ち出さないこと。		
(3) 物品を販売しないこと。		
(4) 火気を利用しないこと。		
(5) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。		

改正後	改正前
<p>(6) 利用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に違反しないこと。</p> <p>(許可書の提示)</p> <p>第6条 利用の許可を受けた者が公民館を利用するときは、公民館へ許可書を提示しなければならない。</p> <p>(利用の中止)</p> <p>第7条 条例第8条に規定する届出は、教育委員会に<u>安曇野市公民館利用中止届（様式第4号）</u>を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもつてこれに代えられることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用料を減免する範囲及び減免率は、別表のとおりとし、その使用料の減免する額は、条例別表第2の使用料に減免率を乗じて得た額（10円未満の端数金額が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、豊科公民館ホールについては、安曇野市交流学習センター管理条例規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）第6条第2項の規定を準用する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が<u>利用</u>するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。</p> <p>5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を許可したときは許可書を、<u>使用料の減免を許可しないときは安曇野市公民館使用料減免不許可書（様式第5号）</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、<u>安曇野市公民館使用料還付申請書兼請求書（様式第6号）</u>を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(許可書の提示)</p> <p>第6条 <u>使用許可者が公民館を使用</u>するときは、公民館受付へ許可書を提示しなければならない。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第7条 <u>使用許可者が使用の取消しをしようとするときは、使用する日の前2日までに、取消しの理由を添えて教育委員会に<u>安曇野市公民館使用取消届（様式第3号）</u>を提出しなければならない。</u>ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもつてこれに代えられることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用料を減免する範囲及び減免率は、別表のとおりとし、その使用料の減免する額は、条例別表第2の使用料に減免率を乗じて得た額（10円未満の端数金額が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、豊科公民館ホールについては、安曇野市交流学習センター管理条例規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）第2項の規定を準用する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が<u>使用</u>するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。</p> <p>5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を決定したときは、<u>安曇野市公民館使用料（使用料減免）許可書（様式第2号）</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、<u>安曇野市公民館使用料還付申請書（様式第4号）</u>を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 使用料を還付する範囲及び還付率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第11条第1号に該当するとき 100分の100</p> <p>(2) 利用を開始する前2日までに条例第11条第2号の規定による利用許可又は中止の届出があつたとき 100分の100</p> <p>(3) <u>条例第11条第3号に該当するとき 市長がその都度定める率</u></p> <p>3 市長は、第1項の申請に対する返付を決定したときは、安曇野市公民館使用料等還付決定書（様式第7号）を交付するものとする。</p> <p><u>（許可の取消し）</u></p> <p>第10条 教育委員会は、条例第12条第1項又は第2項の規定により、条例第7条第1項の許可を取り消したときは、安曇野市公民館利用許可取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。</p>	<p>2 使用料を還付する範囲及び還付率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第11条第1号又は第2号に該当するとき 100分の100</p> <p>(2) 条例第11条第3号に該当するとき 市長がその都度定める率</p> <p>3 市長は、第1項の申請に対する返付を決定したときは、安曇野市公民館使用料等還付決定書（様式第5号）を交付するものとする。</p> <p><u>（遵守事項）</u></p> <p>第10条 使用者は、次の事項を守らなければならない。ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 使用許可を受けた施設、設備又は備品以外のものを使用しないこと。</p> <p>(2) 備品を公民館の外へ持ち出さないこと。</p> <p>(3) 物品を販売しないこと。</p> <p>(4) 火気を使用しないこと。</p> <p>(5) 所定の場所以外で飲食及び喫煙しないこと。</p> <p>(6) 使用権を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に違反しないこと。</p> <p><u>（利用状況の報告）</u></p> <p>第11条 館長は、毎月の利用状況を翌月5日までに教育委員会に報告するものとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 平成31年10月1日から同月31日までの公民館の利用に係る申請については、第3条第2項の規定にかかわらず、同月1日以降でなければ行うことができる。</p>

別表 (第8条関係)		改正後		別表 (第8条関係)		改正前	
				区分	減免率	区分	減免率
		会議室等使用料	設備及び備品使用料	会議室等使用料	設備及び備品使用料	会議室等使用料	設備及び備品使用料
1 国、県、安曇野市又は教育委員会が <u>利用する場合</u>	100分の100	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。	1 国、県、安曇野市又は教育委員会が <u>適用する場合</u>	100分の100	100分の100	安曇野市が加入する組織又は団体を含む。
(略)				(略)			
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号) 第2条に規定する地区公民館が主催する事業で <u>利用する場合</u>	100分の100	100分の100	同一団体の <u>利用</u> の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。	3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号) 第2条に規定する地区公民館が主催する事業で <u>使用する場合</u>	100分の100	100分の100	同一団体の <u>使用</u> の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために <u>利用する場合</u>	100分の100	100分の100		4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために <u>使用する場合</u>	100分の100	100分の100	
5 市内の社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第22条の規定する法人が <u>公益事業のために利用する場合</u>	100分の80	100分の100		5 市内の社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第22条の規定する法人が <u>公益事業のために使用する場合</u>	100分の80	100分の100	
6 教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために	100分の100	100分の100	・青少年とは、中学生以下の者をいう。	6 教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために	100分の100	100分の100	・青少年とは、中学生以下の者をいう。

改正後		改正前	
利用する場合	使用する場合	同一団体の利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。	同一団体の使用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができる。
7 安曇野市体育協会又は加盟団体が利用する場合	7 安曇野市体育協会又は加盟団体が使用する場合	<p>同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。</p> <p>(1) 会議、教室又は練習</p> <p>100分の80</p>	<p>同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。</p> <p>(1) 会議、教室又は練習</p> <p>100分の80</p>
		<p>(2) 大会、講習会又は発表会</p> <p>100分の80</p>	<p>同一団体の使用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができる。</p> <p>(2) 大会、講習会又は発表会</p> <p>100分の80</p>
		<p>(3) 青少年の健全育成のための市</p> <p>100分の100</p>	<p>同一団体の使用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができる。</p> <p>(3) 青少年の健全育成のための市</p> <p>100分の100</p>

		改正後		改正前	
	内大会		きない。		きない。
(4) 青少年の健全育成のための市外大会	100分の90				
8 市内の芸術文化又はその加盟・加入団体並びに市が認めたボランティア団体が利用する場合	(1) 会議、教室又は練習 (2) 大会、講習会又は発表会 (3) 青少年の健全育成のための市内大会 (4) 青少年の健全育成のための市外大会	100分の80 100分の80 100分の100 100分の90	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができるといい。 同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。	(4) 青少年の健全育成のための市外大会 (1) 会議、教室又は練習 (2) 大会、講習会又は発表会 (3) 青少年の健全育成のための市内大会 (4) 青少年の健全育成のための市外大会	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができるといい。 同一団体の使用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。
9 社会教育の振興に資する活動を行っている団体であつて教育委員会が認めたものが、社会教育の振興に資する	100分の50	100分の50	同一団体の利用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を	100分の50	同一団体の使用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を

改正後		改正前	
する活動で <u>利用する場合</u>	超えて減免措置を受けることができる。	する活動で <u>使用する場合</u>	超えて減免措置を受けることができる。
1 1回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。		1 1回とは、1日のうち連続して <u>使用した時間帯</u> をいう。	

議案第 5 号	教育部 生涯学習課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	安曇野市体育施設管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市体育施設管理規則の一部改正の承認
要旨	安曇野市体育施設条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて管理規則を改正し、併せて字句の修正と様式の修正、追加等を行います。
説明	<p>1. 改正の要旨 安曇野市体育施設条例の改正に伴い、安曇野市体育施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めた、安曇野市体育施設管理規則の一部を改正します。 改正にあたっては、安曇野市公民館管理規則、安曇野市学校施設使用条例施行規則と整合性を持たせるよう条文を整えます。 また、規則中の字句を整理するとともに、不備であった様式を修正、追加します。</p> <p>2. 規則の名称 安曇野市体育施設管理規則</p> <p>3. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日</p>

安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則

安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第20条」に改め、「（以下「体育施設」という。）」を削る。

第2条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「体育施設を使用及び利用（以下「使用等」という。）しようとする者（以下「使用者」という。）は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は条例第3条の規定により体育施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に安曇野市体育施設使用許可（使用料減免）申請書」を「条例第7条第1項の許可（指定体育施設を除く。）を受けようとする者は、教育委員会に安曇野市体育施設利用許可（使用料減免）申請書」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「申請書」の前に「第1項の」を加え、同項ただし書中「等」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第7条第1項の許可（指定体育施設に限る。）を受けようとする者は、指定管理者に、口頭又はその他の方法により申請しなければならない。

第3条の見出し中「使用許可書」を「利用許可書」に改め、同条中「又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）」を削り、「前条の規定による申請を審査し、適當と認めたときは、安曇野市体育施設使用（使用料減免）許可書」を「条例第7条第1項の許可（指定体育施設を除く。）をしたときは安曇野市体育施設利用（使用料減免）許可書」に改め、「いう。」を」の次に「、許可（指定体育施設を除く。）をしないときは安曇野市体育施設利用不許可書（様式第3号）を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、条例第7条第1項の許可（指定体育施設に限る。）の可否を決定したときは、口頭により通知するものとする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、条例第15条第1項又は第2項の規定により、条例第7条第1項の許可（指定体育施設を除く。）を取り消したときは、安曇野市体育施設利用許可取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

2 指定管理者は、条例第15条第1項又は第2項の規定により、条例第7条第1項の許可（指定体育施設に限る。）を取り消したときは、口頭により通知するものとする。

第8条を削る。

第7条第1項中「安曇野市体育施設使用料還付請求書（様式第4号）」を「安曇野市体育施設使用料還付申請書兼請求書（様式第6号）」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「（以下この条において「減免申請者」という。）」を削り、同条第2項中「減免申請者」を「条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者」に改め、同条第4項中「が使用」を「が利用」に改め、同条第5項中「決定したときは、」を「許可したときは」に改め、「許可書を」の次に「、使用料の減免を許可しないときは安曇野市体育施設使用料減免不許可書（様式第5号）を」を加え、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（利用の中止）」に改め、同条中「使用許可者が使用の取消し等をしようとするときは、条例第11条第2号に規定する日までに、市長及び教育委員会等に安曇野市体育施設使用等取消届兼還付申請書（様式第3号）」を「条例第8条に規定する届出（指定体育施設を除く。）は、教育委員会に安曇野市体育施設利用中止届（様式第4号）」に改め、同条ただし書中「教育委員会等」を「教育委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第8条に規定する届出（指定体育施設に限る。）は、指定管理者に口頭により行わなければならない。

第5条を第6条とする。

第4条中「使用許可者」を「利用の許可を受けた者」に、「を使用」を「（指定体育施設を除く。）を利用」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（遵守事項）

第4条 教育委員会が規定する条例第7条第3項の条件は、次のとおりとする。

- (1) 職員の指示に従うこと。
- (2) 体育施設の施設等を損傷しないこと。
- (3) 許可なく備品を施設外に持ち出さないこと。
- (4) 火気に注意し、体育施設内では喫煙しないこと。
- (5) 他の利用者の妨害又は迷惑となるような行為言動は慎むこと。
- (6) 利用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 体育施設においては、指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
- (8) 体育施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
- (9) 許可なく物品の販売をしないこと。
- (10) 特別の場合以外は、放送装置、機械等の操作はしないこと。
- (11) 体育施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

別表第1中「使用」を「利用」に、「但し」を「ただし」に改める。

別表第2中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同表中「使用する」を「利用する」に、「使用の」を「利用の」に、「は活動」を「が活動」に、「使用した」を「利用した」

に、「使用回数」を「利用回数」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号（第2条、第7条関係）

				安曇野市体育施設利用許可（使用料減免）申請書					
				許可番号					
				申請者	年 月 日		住 所		
(宛先) 安曇野市長 安曇野市教育委員会							氏 名		
次のとおり、安曇野市体育施設の利用許可 (使用料減免) を申請いたします。							(法人その他の団体においては、名称及び代表者名)		
							電 話		
利用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで		
	年	月	日	時	分から	時	分まで		
	年	月	日	時	分から	時	分まで		
	年	月	日	時	分から	時	分まで		
	年	月	日	時	分から	時	分まで		
利用目的									
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収		有・無			
利 用 施 設 名 備 品 等					備考				
使用料 内 訳	施設 使用 料	@	円 × 時間	円	利用区分				
	照 明 使用 料	@	円 × 時間	円	A アマチュアスポーツの場合で入場 無料の場合				
	器 具 及 び 附 属 施 設 等 使用 料					B アマチュアスポーツの場合で入場 有料の場合及びスポーツ以外で 入場無料の場合			
	使 用 料 計					C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合			
利用面数	全面	半面	その他の()	別表第2による減免区分					
減 免 率 及 び そ の 金 額	施設使用料	%	円	消印					
	照 明 料	%	円						
	冷 暖 房 料	%	円						
	器 具 等	%	円						
請求額					円				

※太枠内のみ記入してください。

様式第2号（第3条、第7条関係）

安曇野市体育施設利用（使用料減免）許可書

安曇野市指令 第 号

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

安曇野市教育委員会

印

次のとおり、安曇野市体育施設の利用（使用料減免）を許可します。

利用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
利用目的						
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有・無	
利 用 施設名 備品等				備考		
使用料 内 訳	施設使用料	@	円× 時間	利用区分		
	照明使用料	@	円× 時間	A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合		
	器具及び附属 施設等使用料				B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合	
	使 用 料 計				C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合	
利用面数	全面	半面	その他()	別表第2による減免区分		
減免率 及 び その金額	施設使用料	%	円	消印		
	照 明 料	%	円			
	冷 暖 房 料	%	円			
	器 具 等	%	円			
請求額						

裏面の注意事項を必ずお読みください。

(裏)
使 用 上 の 注 意 事 項

1. この許可書は、利用の際必ず施設受付に提示して下さい。
2. 納入した使用料は、原則としてお返しできません。ただし、屋外施設で天候不順のため利用できなかった場合や利用を開始する6日前までに変更や取消しした場合は還付ができます。
3. 利用時間には準備と後片付けの時間が含まれます。
4. 利用者の不注意又は過失により利用中に生じた事故については、教育委員会は一切の責任を負いません。
5. 体育施設を損傷したときは、その損害を賠償していただくことになりますので十分注意して利用して下さい。
6. 施設利用の際に出たごみ類は、すべて持ち帰って下さい。
7. 許可の条件（違反した場合は安曇野市体育施設条例第15条の規定により許可を取り消すことがありますのでご注意下さい。）
 - ア 職員の指示に従うこと。
 - イ 体育施設の施設等を損傷しないこと。また、許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - ウ 火気に注意し、体育施設内では喫煙しないこと。
 - エ 他の利用者の妨害又は迷惑となるような行為言動はしないこと。
 - オ 利用許可を受けた権利を他人に譲ったり、貸したりしないこと。
 - カ 体育施設においては指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
 - キ 体育施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - ク 許可なく物品の販売をしないこと。
 - ケ 体育施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

様式第3号（第3条関係）

安曇野市体育施設利用不許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった体育施設の利用申請を不許可とします。

利用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 無
利 用 施 設 名 備 品 等	備考				
使 用 料 内 訳	施設使用料	@ 円×	時間	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場 無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場 有料の場合及びスポーツ以外で 入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合	
	照明使用料	@ 円×	時間		
	器具及び附属 施設等使用料				
	使 用 料 計				
利用面数	全面	半面	その他 ()	別表第2による減免区分	
利用不許 可の理由					

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第6条関係）

安曇野市体育施設利用中止届

平成 年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

(申請者)

住所

氏名

(法人その他の団体にあっては名称及び代表者名)

電話番号

施設の利用ができなくなりましたので下記のとおり届出をします。

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的（催し物名）・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

様式第5号（第7条関係）

安曇野市体育施設使用料減免不許可書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のあった体育施設使用料の減免を不許可とします。

利用日時	年 月 日		時 分から	時 分まで	
	年 月 日		時 分から	時 分まで	
	年 月 日		時 分から	時 分まで	
	年 月 日		時 分から	時 分まで	
	年 月 日		時 分から	時 分まで	
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴 収	有・無
利 用 施 設 名 備 品 等				備考	
使用料 内 訳	施設 使用 料	@	円 × 時間	円	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場 無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場 有料の場合及びスポーツ以外で 入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
	照 明 使用 料	@	円 × 時間	円	
	器 具 及 び 附 属 施 設 等 使用 料				
	使 用 料 計				別表第2による減免区分
利用面数	全面	半面	その他 ()		
減 免 不 許 可 の 理 由					

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号（第8条関係）

安曇野市体育施設使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体においては、名称及び代表者名)

電話番号

安曇野市体育施設条例第11条ただし書の規定により納付済の安曇野市体育施設使用料等について還付を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1. 利用内容等

利用日付 利用時間	利用施設・利用目的（催し物名）・備品		
納付日	年 月 日	還付請求額	円
既納付額	円		

2. 還付理由 (1) 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったため。
 (2) 利用を開始する前6日までに利用許可の変更、又は利用中止の届出をしたため。
 (3) (1)(2)に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

3. 振込先金融機関

金融機関名	銀行	支店・支所
口座番号	普通・当座	
口座名義（カタカナ）		

様式第7号（第8条関係）

安曇野市体育施設使用料還付決定書

年　月　日

住 所
氏 名 様

安曇野市長

印

年　月　日付けで請求がありました安曇野市体育施設使用料について下記のとおり
決定しましたので通知します。

記

1. 利用内容等

利用日付 利用時間	利用施設・利用目的（催し物名）・備品	
	還付額	円

2. 還付理由 (1) 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったため。
(2) 利用を開始する前6日までに利用許可の変更、又は利用中止の届出をしたため。
(3) (1)(2)に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

様式第8号（第9条関係）

安曇野市体育施設利用許可取消通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市体育施設の利用許可を取り消しましたので、通知します。

利用日時	年 月 日		時	分から	時	分まで
	年 月 日		時	分から	時	分まで
	年 月 日		時	分から	時	分まで
	年 月 日		時	分から	時	分まで
	年 月 日		時	分から	時	分まで
利用目的						
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有・無	
利 用 施 設 名 備 品 等						備考
使 用 料 内 訳	施設使用料	@	円 × 時間	円	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合	
	照明使用料	@	円 × 時間	円		
	器具及び附属施設等使用料					
	使 用 料 計					
利用面数	全面	半面	その他()	別表第2による減免区分		
利用許可を取り消した理由						

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 平成31年10月1日から同月31日までの体育施設（指定体育施設を除く。）の利用に係る申請については、別表第1の規定にかかわらず、同月1日以降でなければ行うことができない。

○安曇野市体育施設管理規則（平成18年教育委員会規則第25号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、安曇野市体育施設の管理及び運営に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(利用許可の申請)</p> <p><u>第2条</u> 条例第7条第1項の許可（指定体育施設を除く。）を受けようとする者は、教育委員会に<u>安曇野市体育施設利用許可（使用料減免）申請書（様式第1号）</u>以下「申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 条例第7条第1項の許可（指定体育施設に限る。）を受けようとする者は、指定管理者に、口頭又はその他の方法により申請しなければならない。</p> <p><u>3</u> 第1項の申請書の提出は、別表第1に定める期間に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、安曇野市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p><u>第2条</u> 体育施設を使用及び利用（以下「使用等」という。）しようとする者（以下「使用者」という。）は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は条例第3条の規定により体育施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に<u>安曇野市体育施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号）</u>以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、条例第3条の指定体育施設に係る利用の許可であって、指定管理者が認めた場合は、口頭又はその他の方法によることができる。</p> <p><u>2</u> 申請書の提出は、別表第1に定める期間に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p>
<p>(利用許可書等の交付)</p> <p><u>第3条</u> 教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、<u>安曇野市体育施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号）</u>以下「許可書」という。）を交付するものとする。</p> <p><u>2</u> 指定管理者は、条例第7条第1項の許可（指定体育施設に限る。）の可否を決定したときは、口頭により通知するものとする。</p>	<p>(利用許可書等の交付)</p> <p><u>第3条</u> 教育委員会は、条例第7条第1項の許可（指定体育施設を除く。）をしたときは<u>安曇野市体育施設利用（使用料減免）許可書（様式第2号）</u>以下「許可書」という。）を、許可（指定体育施設を除く。）をしないときは<u>安曇野市体育施設利用不許可書（様式第3号）</u>を交付するものとする。</p> <p><u>2</u> 指定管理者は、条例第7条第1項の許可（指定体育施設に限る。）の可否を決定したときは、口頭により通知するものとする。</p>
<p>(遵守事項)</p> <p><u>第4条</u> 教育委員会が規定する条例第7条第3項の条件は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の指示に従うこと。 (2) 体育施設の施設等を損傷しないこと。 (3) 許可なく備品を施設外に持ち出さないこと。 	

改正後
改正前

- (4) 火気注意事项、体育施設内では喫煙しないこと。
(5) 他の利用者の妨害又は迷惑となるようない行為言動は慎むこと。
(6) 利用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
(7) 体育施設においては、指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
(8) 体育施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
(9) 許可なく物品の販売をしないこと。
(10) 特別の場合以外は、放送装置、機械等の操作はしないこと。
(11) 体育施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

(許可書の提示)

- 第5条** 利用の許可を受けた者が体育施設（指定体育施設を除く。）を利用するときは、許可書を提示しなければならない。

(利用の中止)

- 第6条** 条例第8条に規定する届出（指定体育施設を除く。）は、教育委員会に安曇野市体育施設利用中止届（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもつてこれに代えることができる。

- 2 条例第8条に規定する届出（指定体育施設に限る。）は、指定管理者に口頭により行わなければならない。

(使用料の減免)

- 第7条** 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。
2 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者のうち、体育施設で継続的かつ定期的に活動している団体は、あらかじめ別に定めるところにより、使用料の減免を受ける資格について、教育委員会の審査を受けなければならない。

3 (略)

- 4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が利用するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。

- 5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を許可したときは許可書を、使用料の減免を許可しないときは安曇野市体育施設使用料減免不許可書（様式第5号）を交付するものとする。

(許可書の提示)

- 第4条** 使用許可者が体育施設を使用するときは、許可書を提示しなければならない。

(使用の取消し等)

- 第5条** 使用許可者が使用の取消し等をしようとするときは、条例第11条第2号に規定する日までに、市長及び教育委員会等に安曇野市体育施設使用等取消届兼置付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会等が認めたときは、口頭をもつてこれに代えることができる。

(使用料の減免)

- 第6条** 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。
2 減免申請者のうち、体育施設で継続的かつ定期的に活動している団体は、あらかじめ別に定めるところにより、使用料の減免を受ける資格について、教育委員会の審査を受けなければならない。

3 (略)

- 4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が使用するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。

- 5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を決定したときは、許可書を交付するものとする。

改正後	改正前
<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市体育施設使用料還付申請書兼請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料を還付する範囲及び還付率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市体育施設使用料還付決定書（様式第7号）を交付するものとする。</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市体育施設使用料還付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料を還付する範囲及び還付率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市体育施設使用料還付決定書（様式第5号）を交付するものとする。</p>

- (遵守事項)
- 第8条** 使用者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならぬ。
- (1) 体育施設の施設、設備又は備品を損傷しないこと。また、許可なく備品を施設外に持ち出さないこと。
- (2) 火気には注意し、体育施設内では喫煙しないこと。
- (3) 他の使用者の妨害又は迷惑となるような行為言動は慎むこと。
- (4) 体育施設においては、指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
- (5) 体育施設内に爆発物、可燃物その他の危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく物品の販売や頒布をしないこと。
- (7) 特別の場合以外は、放送装置、機械等の操作はしないこと。
- (8) 体育施設の使用を終了したときは、整理清掃し、備品を原状に戻すこと。

(許可の取消し)

- 第9条** 教育委員会は、条例第15条第1項又は第2項の規定により、条例第7条第1項の許可（指定体育施設を除く。）を取り消したときは、安曇野市体育施設利用許可取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。
- 2 指定管理者は、条例第15条第1項又は第2項の規定により、条例第7条第1項の許可（指定体育施設に限る。）を取り消したときは、口頭により通知するものとする。

(補則)
第10条 (略)

(補則)
第9条 (略)

改正前

附 則

(施行期日)
(経過措置)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができます。
- 3 平成31年10月1日から同月31日までの体育施設（指定体育施設（除く。）の利用に関する申請については、別表第1の規定にかかるわらず、同月1日以降でなければ行うことができない。

別表第1 (第2条関係)

施設の名称	利用申請書の提出期間
安曇野市豊科南社会体育館	
安曇野市豊科武道館柔道場	
安曇野市豊科武道館剣道場	
安曇野市豊科弓道場	
安曇野市豊科運動広場	偶数月の初日から、翌々月の末日までの <u>利用</u> に係る申請を行うものとし、 <u>利用</u> を開始する日の前6日までに提出するものとする。 <u>ただし</u> 、体育施設に空きがある場合は、この限りでない。
安曇野市豊科屋内グートボール場	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	
安曇野市梓橋運動広場	
安曇野市高家スポーツ広場	
安曇野市恵高総合体育館	

施設の名称	利用申請書の提出期間
安曇野市豊科南社会体育館	
安曇野市豊科武道館柔道場	
安曇野市豊科武道館剣道場	
安曇野市豊科弓道場	
安曇野市豊科運動広場	偶数月の初日から、翌々月の末日までの <u>利用</u> に係る申請を行うものとし、 <u>利用</u> を開始する日の前6日までに提出するものとする。 <u>ただし</u> 、体育施設に空きがある場合は、この限りでない。
安曇野市豊科屋内グートボール場	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	
安曇野市梓橋運動広場	
安曇野市高家スポーツ広場	
安曇野市恵高総合体育館	

別表第1 (第2条関係)

施設の名称	利用申請書の提出期間
安曇野市豊科南社会体育館	
安曇野市豊科武道館柔道場	
安曇野市豊科武道館剣道場	
安曇野市豊科弓道場	
安曇野市豊科運動広場	偶数月の初日から、翌々月の末日までの <u>利用</u> に係る申請を行いうるものとし、 <u>利用</u> を開始する日の前6日までに提出するものとする。 <u>ただし</u> 、体育施設に空きがある場合は、この限りでない。
安曇野市豊科屋内グートボール場	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	
安曇野市梓橋運動広場	
安曇野市高家スポーツ広場	
安曇野市恵高総合体育館	

改正前

	改正後	改正前
安曇野市牧体育館	安曇野市牧体育館	
安曇野市営西穂高運動場	安曇野市営西穂高運動場	
安曇野市営北穂高運動場	安曇野市営北穂高運動場	
安曇野市営牧運動場	安曇野市営牧運動場	
安曇野市営有明運動場	安曇野市営有明運動場	
安曇野市三郷体育館	安曇野市三郷体育館	
安曇野市三郷競技場	安曇野市三郷競技場	
安曇野市営堀金総合運動場	安曇野市営堀金総合運動場	
安曇野市堀金総合体育館	安曇野市堀金総合体育館	
安曇野市堀金多目的屋内運動場	安曇野市堀金多目的屋内運動場	
安曇野市営明科農村広場	安曇野市営明科農村広場	
安曇野市明科体育館	安曇野市明科体育館	

別表第2 (第6条関係)
安曇野市体育施設の使用料減免に関する基準

区分	減免率				備考
	施設使用料	冷暖房使用料	照明使用料	器具等使用料	
1 国、県、安曇野市又は教育委員会	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100	100分の100 国、県、安曇野市又は教育委員会等と は教育委員会等と

別表第2 (第7条関係)
安曇野市体育施設の使用料減免に関する基準

改正後		改正前	
等が利用する場合	は、国、県、安曇野市若しくは教育委員会又はこれら以外の団体、これに準ずる公的機関等をいう。	等が適用する場合	は、国、県、安曇野市若しくは教育委員会又はこれら以外の団体、これに準ずる公的機関等をいう。
(略)			
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則(平成27年安曇野市規則第23号)第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で <u>利用する</u> 場合	同一団体の <u>利用の減免措置</u> は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）	同一団体の <u>適用の減免措置</u> は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）	同一団体の <u>適用の減免措置</u> は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）
4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために <u>利用する</u> 場合	100分の100 100分の50 100分の100	100分の100 100分の100 100分の100	100分の100 100分の50 100分の100
5 市内の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条の規定する法人が公益事業のために <u>利用</u> する場合	100分の100	100分の100	100分の100

改正前

		する場合				する場合				する場合			
		改正後		改正前		改正後		改正前		改正後		改正前	
6 教育委員会が認めた団体青少年の健全又は少年育成支援のため活動で利用する場合	練習	100分の100											

6 教育委員会が認めた団体青少年の健全又は少年育成支援のため活動で利用する場合	練習	100分の100											

改正後		改正前	
7 安曇野市体育協会及び団体が活動する場合	100分の100 練習	100分の100 練習	100分の100 ・同一団体の <u>使用的</u> 減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・活動とは、大会、教室、講習会、練習等をいう。
7 安曇野市体育協会及び団体が活動する場合	100分の100 大会等	100分の100 大会等	100分の100 6と同じとする。
8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市が認めたボランティア	100分の50 青少年の健全育成等の市内大会等	100分の50 青少年の健全育成等の市外大会等	100分の50 6と同じとする。
8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市が認めたボランティア	100分の100 青少年の健全育成等の市外大会等	100分の100 青少年の健全育成等の市内大会等	100分の100 6と同じとする。

改正後		改正前	
ティア団体が活動して利用する場合	超えて減免措置を受けることができる。	ティア団体は活動して使用する場合	超えて減免措置を受けることができる。
9 社会教育の振興に資する活動を行っている団体であつて教育委員会が認めたものが、社会教育の振興に資する活動に利用する場合	同一団体の <u>利用の減免措置</u> は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができる。	9 社会教育の振興に資する活動を行っている団体であつて教育委員会が認めたものが、社会教育の振興に資する活動に <u>使用する場合</u>	同一団体の <u>使用の減免措置</u> は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができる。
	100分の 50	100分の 50	100分の 50

備考1 1回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。

- 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）に規定する学校施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（猿山公園を除く。）の利用回数及び時間を含む。
- 3 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。

備考1 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。

- 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）に規定する学校施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（猿山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。
- 3 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。

議案第 6 号	教育部 生涯学習課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正の承認
要旨	安曇野市学校施設使用条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて施行規則を改正し、併せて字句の修正と様式の修正、追加等を行います。
説明	<p>1. 改正の要旨 安曇野市学校施設使用条例の改正に伴い、安曇野市学校施設使用条例の施行について必要な事項を定めた、安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正します。 改正にあたっては、安曇野市公民館管理規則、安曇野市体育施設管理規則と整合性を持たせるよう条文を整えます。 また、規則中の字句を整理するとともに、不備であった様式を修正、追加します。</p> <p>2. 規則の名称 安曇野市学校施設使用条例施行規則</p> <p>3. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日</p>

安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「学校施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、教育委員会」に改める。

第3条の見出し中「許可書」の次に「等」を加え、同条中「前条の規定による申請を審査し、適當と認めたときは、」を「条例第4条第1項の許可をしたときは」に改め、「いう。」を「の次に「、許可しないときは安曇野市学校施設使用不許可書（様式第3号）を」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条を削る。

第7条第1項中「条例第8条」を「条例第9条」に、「安曇野市学校施設使用料還付請求書（様式第4号）」を「安曇野市学校施設使用料還付申請書兼請求書（様式第7号）」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「条例第8条」を「条例第9条」に改め、同項第2号中「第8条」を「条例第9条」に改め、同条第3項中「様式第5号」を「様式第8号」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「条例第7条」を「条例第8条」に改め、「（以下この条において「減免申請者」という。）」を削り、同条第2項中「減免申請者」を「条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者」に改め、同条第5項中「決定したときは、」を「許可したときは」に改め、「許可書を」の次に「、使用料の減免を許可しないときは安曇野市学校施設使用料減免不許可書（様式第6号）を」を加え、同条を第8条とする。

第5条の見出し中「等」を削り、同条第1項を次のように改める。

教育委員会は、条例第6条第1項又は第2項の規定により、条例第4条第1項の許可を取り消したときは、安曇野市学校施設使用許可取消通知書（様式第5号）を交付するものとする。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

第5条を第7条とする。

第4条中「使用許可者」を「使用の許可を受けたもの」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の中止）

第6条 条例第5条に規定する届出は、教育委員会に安曇野市学校施設使用中止届（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもつてこれに代えることができる。

第3条の次に次の1条を加える。

（遵守事項）

第4条 条例第4条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 職員の指示に従うこと。
- (2) 学校施設の施設、設備又は備品を損傷しないこと。
- (3) 許可なく備品を施設外に持ち出さないこと。
- (4) 火気に注意し、学校施設内では喫煙しないこと。
- (5) 他の使用者の妨害又は迷惑となるような行為言動は慎むこと。
- (6) 使用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 学校施設においては、指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
- (8) 学校施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
- (9) 物品の販売をしないこと。
- (10) 特別の場合以外は、放送装置、機械等の操作はしないこと。
- (11) 学校施設の使用を終了したときは、整理清掃し、施設、設備又は備品を原状に戻すこと。

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同表中「は活動」を「が活動」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号（第2条、第8条関係）

				安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書				
				許可番号				
年 月 日				申請者	住 所			
(宛先) 安曇野市長 安曇野市教育委員会					氏 名			
次のとおり、安曇野市学校施設の使用許可 (使用料減免) を申請いたします。					(法人その他の団体においては、名称及び代表者名)			
					電 話			
使用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで	
	年	月	日	時	分から	時	分まで	
	年	月	日	時	分から	時	分まで	
	年	月	日	時	分から	時	分まで	
	年	月	日	時	分から	時	分まで	
使用目的								
一回当たりの参加人員		人			観客数	人		
使 用 施 設 名 備 品 等						備考		
使用料 内 訳	施設使用料	@	円×	時間			円	
	照明使用料	@	円×	時間			円	
	冷暖房料	@	円×	時間			円	
	器具及び附属 施設等使用料							円
	使 用 料 計							別表による減免区分等
使用面数	全面	半面	その他 ()					
減 免 率 及 び 其 の 金 額	施設使用料	%	円	消印				
	照 明 料	%	円					
	冷 暖 房 料	%	円					
	器 具 等	%	円					
使 用 総 額								

※太枠内のみ記入してください。

様式第2号（第3条、第8条関係）

安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書

安曇野市指令 第 号
 安曇野市教育委員会指令 第 号
 年 月 日

様

安曇野市長

印

安曇野市教育委員会

印

次のとおり、安曇野市学校施設の使用（使用料減免）を許可します。

使用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
使用目的					
一回当たりの参加人員		人	観客数	人	
使用施設名 備品等	備考				
使用料内訳	施設使用料	@	円×	時間	円
	照明使用料	@	円×	時間	円
	冷暖房料	@	円×	時間	円
	器具及び附属施設等使用料				
	使用料計	別表による減免区分			
使用面数	全面				
減免率 及び その金額	施設使用料	%	円	消 印	
	照明料	%	円		
	冷暖房料	%	円		
	器具等	%	円		
使用総額					

裏面の注意事項を必ずお読みください。

(裏)
使 用 上 の 注 意 事 項

1. この許可書は、使用の際必ず施設受付に提示して下さい。
2. 納入した使用料は、原則としてお返しできません。ただし、屋外施設で天候不順のため使用できなかった場合や使用を開始する6日前までに変更や取消しした場合は還付ができます。
3. 使用時間には準備と後片付けの時間が含まれます。
4. 使用者の不注意又は過失により使用中に生じた事故については、教育委員会は一切の責任を負いません。
5. 学校施設を損傷したときは、その損害を賠償していただくことになりますので十分注意して使用して下さい。
6. 施設使用の際に出たごみ類は、すべて持ち帰って下さい。
7. 許可の条件（違反した場合は安曇野市学校施設使用条例第6条の規定により許可を取り消すことがありますのでご注意下さい。）
 - ア 職員の指示に従うこと。
 - イ 学校施設の施設等を損傷しないこと。また、許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - ウ 火気に注意し、学校施設内では喫煙しないこと。
 - エ 他の使用者の妨害又は迷惑となるような行為言動はしないこと。
 - オ 使用許可を受けた権利を他人に譲ったり、貸したりしないこと。
 - カ 学校施設においては指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
 - キ 学校施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - ク 物品の販売をしないこと。
 - ケ 学校施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

様式第3号（第3条関係）

安曇野市学校施設使用不許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日
様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった学校施設の使用申請を不許可とします。

使用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
使用目的						
一回当たりの参加人員	人		観客数	人		
使 用 施 設 名 備 品 等					備考	
使用料 内 訳	施設使用料	@	円×	時間	円	
	照明使用料	@	円×	時間	円	
	冷 暖 房 料	@	円×	時間	円	
	器具及び附属 施設等使用料					円
	使 用 料 計				別表による減免区分	
使用面数	全面	半面	その他 ()			
使用不許 可の理由						

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第6条関係）

安曇野市学校施設使用中止届

平成 年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

(申請者)

住所

氏名

(法人その他の団体にあっては名称及び代表者名)

電話番号

施設の使用ができなくなりましたので下記のとおり届出をします。

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的（催し物名）・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

様式第5号（第7条関係）

安曇野市学校施設使用許可取消通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日
様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市学校施設の使用許可を取り消しましたので、通知します。

使用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
	年 月 日	時	分から	時	分まで	
使用目的						
一回当たりの参加人員		人	観客数	人		
使用 施設名 備品等				備考		
使用料 内 訳	施設使用料	@	円×	時間	円	
	照明使用料	@	円×	時間	円	
	冷暖房料	@	円×	時間	円	
	器具及び附属 施設等使用料					円
	使 用 料 計				別表による減免区分	
使用面数	全面	半面	その他 ()			
使用許可 を取り消 した理由						

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第8条関係）

安曇野市学校施設使用料減免不許可書

安曇野市指令 第 号
年 月 日
様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請のあった学校施設使用料の減免を不許可とします。

使用日時	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
	年 月 日	時	分から	時	分まで
使用目的					
一回当たりの参加人員		人	観客数	人	
使 用 施 設 名 備 品 等				備考	
使用料 内 訳	施設使用料	@	円×	時間	円
	照明使用料	@	円×	時間	円
	冷暖房料	@	円×	時間	円
	器具及び附属施設等使用料				
	使 用 料 計				別表による減免区分
使用面数	全面	半面	その他 ()		
減免不許可 の理由					

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第7号（第9条関係）

安曇野市学校施設使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体においては、名称及び代表者名)

電話番号

安曇野市学校施設使用条例第9条ただし書の規定により納付済の安曇野市学校施設使用料等について還付を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1. 使用内容等

使用日付 使用時間	使用施設・使用目的（催し物名）・備品		
納付日	年 月 日	還付請求額	円
既納付額	円		

2. 還付理由 (1) 使用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったため。
 (2) 使用を開始する前6日までに使用許可の変更、又は使用中止の届出をしたため。
 (3) (1)(2)に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

3. 振込先金融機関

金融機関名	銀行	支店・支所
口座番号	普通・当座	
口座名義（カタカナ）		

様式第8号（第9条関係）

安曇野市学校施設使用料還付決定書

年　月　日

住 所
氏 名 様

安曇野市長

印

年　月　日付けで請求がありました安曇野市学校施設使用料について下記のとおり
決定しましたので通知します。

記

1. 使用内容等

使用日付 使用時間	使用施設・使用目的（催し物名）・備品	
	還付額	円

2. 還付理由 (1) 使用許可を受けた者の責めでない理由により使用できなくなったため。
(2) 使用を開始する前6日までに使用許可の変更、又は使用中止の届出をしたため。
(3) (1)(2)に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 平成31年10月1日から同月31日までの学校施設の目的外使用に係る申請については、第2条第2項の規定にかかわらず、同月1日以降でなければ行うことができない。

○安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年教育委員会規則第23号）

	改正後	改正前
	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、教育委員会に安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可書等の交付)</p> <p>第3条 教育委員会は、条例第4条第1項の許可をしたときは安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を、許可しないときは安曇野市学校施設使用不許可書（様式第3号）を交付するものとする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第4条 条例第4条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職員の指示に従うこと。 (2) 学校施設の施設、設備又は備品を損傷しないこと。 (3) 許可なく備品を施設外に持ち出さないこと。 (4) 水気注意事项し、学校施設内では喫煙しないこと。 (5) 他の使用者の妨害又は迷惑となるような行為言動は慎むこと。 (6) 使用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 (7) 学校施設においては、指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。 (8) 学校施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。 (9) 物品の販売をしないこと。 (10) 特別の場合は、放送装置、機械等の操作はしないこと。 (11) 学校施設の使用を終了したときは、整理清掃し、施設、設備又は備品を原状に戻すこと。</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 学校施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の規定による申請を審査し、適當と認めたときは、安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。</p> <p>(許可書の提示)</p> <p>第4条 使用許可者が学校施設を使用するときは、許可書を提示しなければならない。</p> <p>(使用の中止)</p>

	改正前	改正後
<p>第6条 条例第5条に規定する届出は、教育委員会に安曇野市学校施設使用中止届（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもつてこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: right;">(使用的取消し)</p> <p>第7条 教育委員会は、条例第6条第1項又は第2項の規定により、条例第4条第1項の許可を取り消したときは、安曇野市学校施設使用許可取消通知書（様式第5号）を交付するものとする。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。</p>	<p style="text-align: right;">(使用的取消し等)</p> <p>第5条 使用許可者が使用的取消し等をしようとするときは、条例第8条第2号に規定する日までに、市長及び教育委員会に安曇野市学校施設使用取消届兼還付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもつてこれに代えることができる。</p>	<p style="text-align: right;">(使用的取消し等)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 減免申請者のうち、学校施設で継続的かつ定期的に活動している団体は、あらかじめ別に定めるところにより、使用料の減免を受ける資格について、教育委員会の審査を受けなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を決定したときは、許可書を交付するものとする。</p>
<p style="text-align: right;">(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者のうち、学校施設で継続的かつ定期的に活動している団体は、あらかじめ別に定めるところにより、使用料の減免を受ける資格について、教育委員会の審査を受けなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を許可したときは許可書を、使用料の減免を許可しないときは安曇野市学校施設使用料減免不許可書（様式第6号）を交付するものとする。</p>	<p style="text-align: right;">(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市学校施設使用料還付申請書兼請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料を還付する範囲及び還付率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第8条第1号又は第2号に該当するとき 100分の100</p> <p>(2) 第8条第3号に該当するとき 市長がその都度定める率</p> <p>3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市学校施設使用料還付決定書（様式第5号）を交付するものとする。</p>	<p style="text-align: right;">(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市学校施設使用料還付申請書兼請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料を還付する範囲及び還付率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第9条第1号又は第2号に該当するとき 100分の100</p> <p>(2) 条例第9条第3号に該当するとき 市長がその都度定める率</p> <p>3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市学校施設使用料還付決定書（様式第8号）を交付するものとする。</p>
		(遵守事項)

改正後 改正前

- (1) 学校施設の施設、設備又は備品を損傷しないこと。また、許可なく備品を施設外に持ち出さないこと。
- (2) 火気に対する注意し、学校施設内では喫煙しないこと。
- (3) 他の使用者の妨害又は迷惑となるような行為言動は慎むこと。
- (4) 学校施設においては、指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
- (5) 学校施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 物品の販売や旗幟をしないこと。
- (7) 特別の場合以外は、放送装置、機械等の操作はしないこと。
- (8) 学校施設の使用を終したときは、整理清掃し、備品を原状に戻すこと。

(補則)
第10条 (略)

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙

で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 平成31年10月1日から同月31日までの学校施設の目的外使用に係る申請について
は、第2条第2項の規定にかかわらず、同月1日以降でなければ行うことができるな
い。

別表 (第8条関係)
安曇野市学校施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率				備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料	器具等使用料	
(略)					

別表 (第6条関係)
安曇野市学校施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率				備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料	器具等使用料	
(略)					

	改正後			改正前		
8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市が認めたボランティア団体が <u>活動</u> して使用する場合	100 分の100	—	100 分の100	100 分の100	—	同一団体の使用的な減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
(略)						同一団体の使用的な減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。

備考1 1回とは、1日の中連続して使用した時間帯をいう。
 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（猿山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。
 3 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。

備考1 1回とは、1日の中連続して使用した時間帯をいう。
 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（猿山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。
 3 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。

議案第7号	教育部 生涯学習課
平成31年3月26日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部改正の承認
要旨	安曇野市明科学習館管理規則、安曇野市学校施設使用条例施行規則、安曇野市公民館管理規則、安曇野市体育施設管理規則、安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正に伴う、様式の削除及び文言を整理するもの
説明	<p>1. 改正の要旨 各規則の改正に伴い、安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正します。</p> <p>2. 主な改正内容 (1) 地方自治法の用法に倣い、「使用」を「利用」に改正します。 ※ただし、安曇野市学校施設使用条例施行規則については目的外使用に当たるので「使用」を用いる為、「利用」に改正しません。</p> <p>(2) 安曇野市明科学習館管理規則、安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正に伴い、様式第3号（使用料領収書）を削除します。</p> <p>(3) 各規則の様式を使用するため、様式第5号（使用変更・中止申請書）及び様式第6号（使用料減免申請書）を削除します。</p> <p>(4) 各規則の改正に伴い、様式名や字句等を整理します。</p> <p>3. 施行日 平成31年4月1日</p>

安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則（平成28年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「使用等」を「使用又は利用」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

左欄	中欄	右欄
安曇野市明科学習館管理規則 (平成18年安曇野市教育委員会規則第9号)	安曇野市明科学習館利用許可申請書（様式第1号） 安曇野市明科学習館利用許可書（様式第2号）	様式第1号 様式第2号
安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）	安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号） 安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号） 安曇野市学校施設使用中止届（様式第4号）	様式第1号 様式第2号 様式第3号
安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）	安曇野市公民館利用許可（使用料減免）申請書（様式第1号） 安曇野市公民館利用（使用料減免）許可書（様式第2号） 安曇野市公民館利用中止届（様式第4号）	様式第1号 様式第2号 様式第3号

安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）	安曇野市体育施設利用許可（使用料減免）申請書（様式第1号）	様式第1号
	安曇野市体育施設利用（使用料減免）許可書（様式第2号）	様式第2号
	安曇野市体育施設利用中止届（様式第4号）	様式第3号
安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書（様式第1号）	様式第1号
	安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書（様式第2号）	
	安曇野市交流学習センター施設利用許可書（様式第3号）	様式第2号
	安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書（様式第4号）	

様式を次のように改める。

様式第1号（別表関係）

申請書

年 月 日

(宛先)
安曇野市長
安曇野市教育委員会

(申請者)
氏名
郵便番号
住所
電話番号
登録番号

各施設条例等を厳守の上、施設の使用を下記のとおり申請します。
使用施設：

署名欄	
-----	--

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的（催し物名）・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

決裁欄						

様式第3号（別表関係）

中止届

年 月 日

(宛先)
安曇野市長
安曇野市教育委員会
(申請者)
氏名
郵便番号
住所
電話番号
登録番号

施設の使用取消を下記のとおり届出します。

使用施設：

署名欄	
-----	--

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的（催し物名）・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

決裁欄						

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則（平成28年教育委員会規則第9号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公共施設予約システムによる公の施設その他の公共施設の<u>使用又は利用</u>の申請その他の手続に係る様式の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「公共施設予約システム」とは、公共施設の<u>使用又は利用</u>の関係の調整管理運営に係る事務について電子情報処理組織を利用する体系をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公共施設予約システムによる公の施設その他の公共施設の<u>使用等</u>の申請その他の手続に係る様式の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「公共施設予約システム」とは、公共施設の<u>使用等</u>の関係の調整管理運営に係る事務について電子情報処理組織を利用する体系をいう。</p>
<p><u>別表(第3条関係)</u></p>	<p><u>別表(第3条関係)</u></p>

左欄	中欄	右欄
安曇野市明科学習館管 理規則(平成18年安曇 野市教育委員会規則第9号)	<u>安曇野市明科学習館使用許可申請書</u> (様式第1号)	左欄 安曇野市明科学習館 使用許可申請書 (様式第1号)
安曇野市明科学習館管 理規則(平成18年安曇 野市教育委員会規則第9号)	<u>安曇野市明科学習館利用許可書</u> (様式第2号)	中欄 安曇野市明科学習館 使用許可書 (様式第2号)
		右欄 安曇野市明科学習館 使用許可書 (様式第3号)
		右欄 安曇野市明科学習館 使用許可書 (様式第6号)

左欄	中欄	右欄
安曇野市明科学習館管 理規則(平成18年安曇 野市教育委員会規則第9号)	<u>安曇野市明科学習館利用許可書</u> (様式第1号)	右欄 安曇野市明科学習館 使用許可書 (様式第1号)

改正後		改正前	
安曇野市学校施設使用規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）	安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号） 安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号） <u>安曇野市学校施設使用中止届（様式第4号）</u>	安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号） 安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号） <u>安曇野市学校施設使用取消届兼還付申請書（様式第4号）</u>	安曇野市学校施設使用許可（使用料減免） 安曇野市学校施設使用（使用料減免） <u>安曇野市学校施設使用取消届兼還付申</u>
安曇野市公民館規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）	安曇野市公民館利用許可（使用料減免）申請書（様式第1号） 安曇野市公民館利用（使用料減免）許可書（様式第2号） <u>安曇野市公民館利用中止届（様式第4号）</u>	安曇野市公民館規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）	安曇野市公民館使用許可（使用料減免） 安曇野市公民館使用（使用料減免）許可書（様式第2号） <u>安曇野市公民館使用取消届（様式第3号）</u>
安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）	安曇野市体育施設利用許可（使用料減免）申請書（様式第1号） 安曇野市体育施設利用（使用料減免）許可書（様式第2号） <u>安曇野市体育施設利用中止届（様式第4号）</u>	安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）	安曇野市体育施設使用許可（使用料減免） 安曇野市体育施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号） <u>安曇野市体育施設使用等取消届兼還付申</u>
安曇野市交流学習センター規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）	安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書（様式第1号） <u>安曇野市交流学習センター設備・備品</u>	安曇野市交 流学習セン タ一管理規 則	安曇野市交 流学習セン タ一施設使 用許可申請 書（様式第1 号） 安曇野市交 流学習セン タ一設備・備 品

改正後		改正前	
則 (平成 21 年 安曇野市 委員会 教育規則 第 4 号)	利用許可申請書 (様式第 2 号) 安曇野市交流学習センター施設設備利用許可書 (様式第 3 号) 安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書 (様式第 4 号)	則 (平成 21 年 安曇野市 教育委員会 第 4 号) 第 2 様式 安曇野市交流学習センター施設設備利用許可書 (様式第 3 号) 安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可書 (様式第 4 号) 安曇野市交流学習センター使用料減免承認 (不承認) 書 (様式第 10 号)	様式第 2 号
		安曇野市交流学習センター施設設備使用料納入通知書兼領収書 (様式第 5 号) 安曇野市交流学習センター設備・備品使用料納入通知書兼領収書 (様式第 6 号)	様式第 3 号
		安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書 (様式第 7 号) 安曇野市交流学習センター使用料減免申請書 (様式第 9 号)	様式第 5 号
			様式第 6 号

議案第8号	教育部 生涯学習課
平成31年3月26日提出	(課長)臼井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部改正の承認
要旨	安曇野市体育施設条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて規則を改正し、併せて字句の修正を行います。
説明	<p>1. 改正の要旨 地方自治法の用法に倣い、安曇野市体育施設条例中の「使用」を「利用」に改めたため、それに併せて規則の改正を行います。 また、団体利用と個人利用で申請の仕方を統一しました。 この他、修正が必要な字句を改正します。</p> <p>2. 規則の名称 安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則</p> <p>3. 施行日 平成31年4月1日</p>

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則の一部を改正する規則

安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第20条」に改める。

第2条中「条例第3条の規定によりゴルフ場の管理を行う者（以下「」及び「」といふ。）」を削り、「使用」を「利用」に改める。

第3条の見出し中「許可」を「申請」に改め、同条第1項中「の規定によるゴルフ場の団体利用をしようとする者は」を「第1項の許可を受けようとする者は」に、「申出て、許可を受けなければならない」を「、口頭又はその他の方法により申請しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同項中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 住所（法人にあっては所在地、その他の団体にあっては代表者の住所）

(2) 氏名（法人その他の団体にあっては、名称）

第3条第2項中「の規定による利用の許可をしたときは、その許可を利用者に伝えなければならない。」を「第1項の許可の可否を決定したときは、口頭により通知するものとする。」に改める。

第4条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○安曇野市指定体育施設マレットゴルフ場管理規則（平成18年教育委員会規則第26号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例第3条に掲げるマレットゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の管理運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開場時間等)</p> <p>第2条 指定管理者は、条例第5条第4項の規定による利用時間及び開館時間の変更又は条例第6条第3項の規定による休場日の変更若しくは臨時に休場日を定める場合は、あらかじめゴルフ場その他適当な場所にその旨を提示しなければならない。</p> <p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を事前に指定管理者に、口頭又はその他の方法により申請しなければならない。</p> <p>(1) 住所（法人にあっては所在地、その他の団体にあっては代表者の住所） (2) 氏名（法人その他の団体にあっては、名称） (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)</p> <p>2 指定管理者は、条例第7条第1項の許可の可否を決定したときは、口頭により通知するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例第3条に掲げるマレットゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の管理運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開場時間等)</p> <p>第2条 条例第3条の規定によりゴルフ場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、条例第5条第4項の規定による使用時間及び開館時間の変更又は条例第6条第3項の規定による休場日の変更若しくは臨時に休場日を定める場合は、あらかじめゴルフ場その他適当な場所にその旨を提示しなければならない。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第3条 条例第7条の規定によるゴルフ場の団体利用をしようとする者は、次に掲げる事項を事前に指定管理者に申出て、許可を受けなければならない。ただし、個人で利用する者は、口頭又はその他の方法により許可を受けるものとする。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>2 指定管理者は、条例第7条の規定による利用の許可をしたときは、その許可を利用者に伝えなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長と指定管理者が協議して定める。</p>

議案第9号	教育部 学校教育課
平成31年3月26日提出	(課長) 平林洋一 (担当副参事) 丸山仁一

タイトル	安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正の承認
要旨	<p>毎月の口座振替金額の算定基準を明確にするために一部を改正するものです。</p>
説明	<ul style="list-style-type: none"> 来年度の中学校の給食費が確定し、小学校 56,000 円（年額）、中学校 65,670 円（年額）となりました。 <p>現在の規定では、中学校の場合、口座振替金額が 6,567 円の 10 回となり、1 円単位の振込金額となるため、事務処理過程におけるミスが考えられます。</p> <p>そこで、税や介護保険料などのように端数処理することにより、1 円単位での事務処理を円滑に行えるために一部改正を行うものです。</p> <p>そのほか、語句の訂正を同時に行います。</p> <p>詳細につきましては、添付資料のとおりです。</p>

安曇野市教育委員会告示第 1 号

安曇野市学校給食費会計事務処理規程（平成 18 年安曇野市教育委員会告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

第 2 条第 1 項中「土日祝祭日その他の」を削り、「休業日に該当する場合にあって」を「の休日の場合」に改め、同条第 2 項中「センター」を削り、同条第 3 項中「センター」及び「土日祝祭日その他の」を削り、「休業日に該当する場合にあって」を「の休業日の場合」に改める。

第 3 条ただし書を削り、同条第 1 号中「203 日」を「200 日」に改め、同条第 2 号中「200 日」を「199 日」に改める。

第 4 条第 1 項中「給食費」の前に「一食当たりの」を加え、「額」の次に「(以下「日額」という。)」を加え、同条第 2 項本文中「毎月」の前に「4 月から翌年 1 月まで」を加え、「か月」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て 4 月に徴収する月額に合算するものとする。

第 4 条第 3 項中「者の」の次に「当該年度に納入すべき」を加え、「当該年度に納入すべき給食費を基準給食日数で除し、円未満を切り捨てた額（以下「」を削り、「」という。）を、1 日当たりの金額とし、」を「に」に改め、「に乗じた額」を削り、「、その年度の給食費の」を「乗じて得た」に改める。

第 5 条第 3 項中「届出」の前に「第 1 項の」を、「をした」の次に「給食費の」を加え、同項を同条第 4 項とする。

第 5 条第 2 項中「で算定した額で」を「に停止日数を乗じて得た額を」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「センター」を削り、「、かつ、連続 4 日以上の停止をする場合にあっては、徴収すべき給食費から、次に掲げる日数分の金額を減額する」を「なければならない」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

2 給食を連続 4 日以上停止をする場合は、徴収すべき給食費から、次に掲げる日数に日額を乗じて得た額を減額する。

(1) 停止予定期間の初日の 3 日（安曇野市の休日を定める条例（平成 17 年安曇野市条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに給食届出書の提出があった場合 停止日数

(2) 前号以外の場合 停止日数から3を減じて得た日数

第8条中「、翌年」を「、同年」に改める。

第17条前段中「センター」を削り、「前条の規定により納入」を「納品」に改め、同条後段中「センター」を削り、「納入」を「納品」に、「をする」を「を講じさせる」に改める。

第18条中「納入」を「納品」に、「30日内」を「30日以内」に改める。

別記様式(その1)及び別記様式(その2)中「安曇野市立 学校長 ㊞」を「安曇野市立 学校長 」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○安曇野市学校給食費会計事務処理規程 平成18年11月21日教育委員会告示第20号 (給食費の納入)</p> <p>第2条 給食費は、口座振替その他の方法により、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに納入しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定により納入された給食費を取りまとめ、指定された口座に納入しなければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の口座振替を行う場合において、指定した日に引き落としができなかつたときは、翌月の15日（その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に再振替を行うものとする。</p> <p>（基準給食日数）</p> <p>第3条 年間の基準給食日数は、次のとおりとする。 （給食費の納入）</p> <p>第2条 給食費は、口座振替その他の方法により、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに納入されなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定により納入された給食費を取りまとめ、指定された口座に納入しなければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の口座振替を行いう場合において、指定した日に引き落としができなかつたときは、翌月の15日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合にあつては、翌営業日）に再振替を行うものとする。</p> <p>（基準給食日数）</p> <p>第3条 年間の基準給食日数は、次のとおりとする。ただし、学校行事等により変更が必要なときは、予算編成前に学校と給食センターで協議を行い変更することができる。</p> <p>(1) 小学校203日 (2) 中学校200日 (給食費の決定及び徴収)</p> <p>第4条 給食費の額は、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。</p> <p>2 毎月徴収する給食費の額は、その年度に納入すべき給食費の額を10か月で除して得た額（以下「月額」という。）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、あらかじめセンター所長と協議したときは、この限りでない。</p> <p>3 年度の中途から転出入した者の当該年度に納入すべき給食費の額は、日額に実給食日数を乗じて得た額とする。</p> <p>（給食の開始停止）</p> <p>第5条 小学校長及び中学校長（以下「学校長」という。）は、給食の開始又は停止をする場合は、所長に給食届出書（別記様式）を提出しなければならない。</p>	<p>○安曇野市学校給食費会計事務処理規程 平成18年11月21日教育委員会告示第20号 (給食費の納入)</p> <p>第2条 給食費は、口座振替その他の方法により、毎月25日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合にあつては、翌営業日）までに納入しなければならない。</p> <p>2 センター所長は、前項の規定により納入された給食費を取りまとめ、指定された口座に納入しなければならない。</p> <p>3 センター所長は、第1項の口座振替を行いう場合において、指定した日に引き落としができなかつたときは、翌月の15日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合にあつては、翌営業日）に再振替を行うものとする。</p> <p>（基準給食日数）</p> <p>第3条 年間の基準給食日数は、次のとおりとする。ただし、学校行事等により変更が必要なときは、予算編成前に学校と給食センターで協議を行い変更することができる。</p> <p>(1) 小学校203日 (2) 中学校200日 (給食費の決定及び徴収)</p> <p>第4条 給食費の額は、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。</p> <p>2 每月徴収する給食費の額は、その年度に納入すべき給食費の額を10か月で除して得た額（以下「月額」という。）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、あらかじめセンター所長と協議したときは、この限りでない。</p> <p>3 年度の中途から転出入した者の当該年度に納入すべき給食費の額は、日額に1日当たりの金額とし、実給食日数に乘じた額を、その年度の給食費の額とする。</p> <p>（給食の開始停止）</p> <p>第5条 小学校長及び中学校長（以下「学校長」という。）は、給食の開始又は停止をする場合は、所長に給食届出書（別記様式）を提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 給食を連續4日以上停止する場合は、徴収すべき給食費から、次に掲げる数に日額を乗じて得た額を減額する。</p> <p>(1) 停止予定期間の初日の3日前までに給食届出書の提出があつた場合 停止日数分</p> <p>(2) 前号以外の場合 停止日数から3を減じて得た日数分</p>	<p>連続4日以上の停止をする場合にあつては、徴収すべき給食費から、次に掲げる日数分の金額を減額する。</p> <p>(1) 停止予定期間の初日の3日前までに給食届出書の提出があつた場合 停止日数分</p> <p>(2) 前号以外の場合 停止日数から3を減じて得た日数分</p>

別記様式（その1）（第5条関係）

所長	栄養士	事務

給食届出書（開始・停止）

年月日

(宛先) 安曇野市学校給食センター所長

安曇野市立学校長

【個人分】

喫食場所		年組	
児童又は生徒	ふりがな 氏名（性別）	（男・女）	
	生年月日	年月日	
	住所	電話 —	
保護者	ふりがな 氏名・生年月日 (続柄)	(子との続柄)	年月日
	住所（上記と異なる場合）		
給食（開始・停止）期間		月日から	月日まで
理由			

※職員・来校者の場合、生年月日・住所の記入は不要。

給食費 口座振替（開始・停止・継続）

《センター記入欄》

給食費計算：給食（開始・停止）期間 年月日～年月日

日額 _____ 円 × 実食数 _____ 食 = ⑦ _____ 円

転出による還付の場合

納入金額 _____ 円 - ⑦ _____ 円 = _____ 円

*個人情報については口座登録以外の目的には一切使用しません。

教頭	学校事務	起案者

別記様式（その2）（第5条関係）

所長	栄養士	事務

給食届出書（開始・停止）

年月日

(宛先) 安曇野市学校給食センター所長

安曇野市立学校長

【行事分】

学年・組	年組
給食（開始・停止）月日	月 日（ ）から 月 日（ ）まで
理由	

給食担当者 記入欄

学年・組	従来人数	変更人数	給食人数	備考
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	

当日の総人数	変更人数	給食人数	備考
人	人	人	

教頭	学校事務	起案者

議案第 12 号	教育部 文化課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 那須野 雅好 (係長) 財津 達弥

タイトル	貞享義民記念館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	貞享義民記念館管理規則の一部改正の承認
要旨	平成31年10月1日に予定されている消費税率改正に備え、貞享義民記念館条例の改正に伴い、条例に合わせて改正し、併せて条文の字句及び様式等を行います。
説明	<p>平成 31 年 10 月 1 日に予定される消費税率改正に対応したものとするため、安曇野市博物館条例及び貞享義民記念館条例等が改正されました。</p> <p>これに伴って安曇野市博物館条例施行規則等の改正も行われるため、貞享義民記念館管理規則についても、改正後の条例及び他の規則と整合性を持たせるため、条文上の字句を修正し、様式の修正及び追加を行います。</p> <p>1. 規則の名称 貞享義民記念館管理規則</p> <p>2. 内容 条文 字句の修正 様式 様式の改正</p> <p>3. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日</p>

貞享義民記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

議案第 号

貞享義民記念館管理規則の一部を改正する規則

貞享義民記念館管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第13条」に改める。

第3条の見出し中「使用の許可」を「利用申請等」に改め、同条中「記念館の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者」を「条例第6条第1項の許可を受けようとする者」に、「貞享義民記念館使用許可申請書」を「貞享義民記念館利用許可申請書」に、「安曇野市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条ただし書中「申出による」を「口頭により申し出る」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項に規定する申請があった場合において、利用の可否を決定したときは貞享義民記念館利用許可（不許可）書（様式第2号）又は観覧券を交付しなければならない。

第4条を次のように改める。

（特別利用の申請等）

第4条 条例第6条第2項の許可を受けようとする者は、貞享義民記念館特別利用許可申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請があった場合において、特別利用の可否を決定したときは貞享義民記念館特別利用許可（不許可）書（様式第4号）を交付しなければならない。

第5条を削る。

第6条第1項を次のように改める。

条例第7条第2項に規定する条件は次のとおりとする。

- (1) 記念館の施設の利用を終了したときは、直ちに清掃及び整理を行うこと。
- (2) 利用した施設等を原状に回復すること。
- (3) 清掃等が終了した旨を館長に口頭により届け出ること。

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「使用料の減免」を「使用料等の減免」に、「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「使用料」を「使用料等」に改め、同項中「の各号」を削り、同項第1号アからウまでの規定中「使用」を「利用」に改め、同号エ中「使用料等」を「使用料」に改め、同項第2号中「研修室等」の次に「及び特別利用に係る」を加え、同号ア中「主催」の次に「又は共催」を加え、「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用料の減免」を「第1項の申請があった場合において、使用料等の減免の可否」に、「貞享義民記念館使用料減免決定書（様式第4号）」を「貞享義民記念館使用料等減免承認（不承認）通知書（様式第6号）」に改め、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、前項に規定する決定の通知を口頭により行うことができる。

第7条を第6条とする。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（寄託を受けた資料の取扱い）

第10条 記念館は、寄託を受けた資料に対して保管する義務を負う。

2 市は、寄託を受けた資料が、天災その他不可抗力によって滅失又は損傷したときは、その責めを負わない。

(資料の借用)

第11条 記念館の資料を借用しようとする者は、貞享義民記念館資料借用許可申請書（様式第12号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請のあった場合において借用の可否を決定したときは、貞享義民記念館資料借用許可（不許可）書（様式第13号）を交付しなければならない。

第9条を削る。

第8条の見出しを「（寄贈又は寄託の手続）」に改め、同条第1項中「資料等を寄贈しようとする者」を「物品その他の資料を寄贈又は寄託しようとする者」に、「あらかじめ館長の承認を得なければならない。」を「貞享義民記念館資料寄贈（寄託）申請書（様式第10号）に必要事項を記入の上、教育委員会に提出しなければならない。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、寄贈又は寄託の可否を決定したときは、貞享義民記念館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書（様式第11号）を交付しなければならない。

第8条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。

第8条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(使用料等の還付)

第7条 条例第10条ただし書に規定する特別な理由があるときは、次に掲げるときをいい、その使用料等の還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他の利用者の責に帰することができない理由により、全く利用できなかったとき 全額

(2) 利用中に停電その他の理由で利用中止になったとき 使用料等に100分の50を乗じて得た額

(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料等に乘じて得た額

2 条例第10条ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、貞享義民記念館使用料等還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に対し使用料等の還付を決定したときは、貞享義民記念館使用料等還付承認（不承認）通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(利用許可の取消し)

第8条 教育委員会は、条例第11条の規定により許可の取消しを決定したときは貞享義民記念館利用許可取消通知書（様式第9号）を交付しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

様式を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

貞享義民記念館利用許可申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

印

連絡先（電話）

下記のとおり貞享義民記念館の施設等を利用したいので、貞享義民記念館条例管理規則
第3条第1項の規定により申請します。

記

申請内容

利 用 日 時	開始日	年 月 日	・ 午前9時から正午まで ・ 正午から午後5時まで ・ 午後5時から午後9時まで	
	終了日	年 月 日	・ 午前9時から正午まで ・ 正午から午後5時まで ・ 午後5時から午後9時まで	
利 用 目 的				
予 定 人 員		入場料	無	・ 有 (円)
施 設 備 品 等	研修室 · シアター室 · 企画展示室 冷暖房 · 設備・器具 ()			

様式第2号（第3条関係）

(表)

貞享義民記念館利用許可（不許可）書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった利用申請は、

下記のとおり許可します。

下記の理由により許可できません。

記

1 申請内容

利用日時	開始日 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時から正午まで ・正午から午後5時まで ・午後5時から午後9時まで 		
	終了日 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時から正午まで ・正午から午後5時まで ・午後5時から午後9時まで 		
利用目的				
予定人員		入場料	無	・ 有 (円)
施設設備品等	研修室 ・ シアター室 ・ 企画展示室 冷暖房 ・ 設備・器具 ()			
使用料	施設使用料 円	冷暖房料 円	減免額 円	差引使用料 円
			納付額 円	領収日付印

2 不許可の理由

注意事項

施設等の利用にあたり、下記のいずれかに該当するときは、貞享義民記念館条例第12条によって許可を取り消すことがありますので御注意ください。

- (1) 貞享義民記念館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあり、または乱したとき。
- (3) 他の利用者の利用に支障をきたすおそれがあり、又は支障をきたしたとき。
- (4) 貞享義民記念館条例及び貞享義民記念館管理規則の規定に違反するおそれがあり、又は違反したとき。
- (5) 利用の許可を受けていない施設等を利用したとき。
- (6) その他、安曇野市教育委員会が特に不適当と認めたとき。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分（使用料に係る部分を除く。）の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第4条関係）

貞享義民記念館特別利用申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

丁

申込者 住所
 氏名 印
 電話番号

下記のとおり資料の特別利用をしたいので、貞享義民記念館条例管理規則第4条第1項の規定により申請します。

記

申請内容

区分	資料名			備考
特別利用を しようとする 資料				
利用日時	年 月 日		時	
利用方法	・模写・模造	・撮影（学術研究用） ・撮影（その他）	・原版使用（学術研究用） ・原版使用（その他）	
利用目的				

様式第4号（第4条関係）

貞享義民記念館特別利用許可（不許可）書
 安曇野市教育委員会指令 第 号
 年 月 日
 様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特別利用申請は、

〔下記のとおり許可します。
 下記の理由により許可できません。〕

記

1 申請内容

区分	資料名			備考
特別利用を しようとす る資料				
利用日時	年 月 日 時			
利用方法	・模写・模造	・撮影（学術研究用）	・原版使用（学術研究用）	・原版使用（その他）
利用目的				
使用料	使用料	減免額	差引使用料	
	円	円	円	
	納付額	領収日付印		
	円			

2 不許可の理由

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
 - この処分（使用料に係る部分を除く。）の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第6条関係）

貞享義民記念館使用料等減免申請書

年　月　日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

印

連絡先（電話）

下記のとおり貞享義民記念館の使用料等の減免を受けたいので、貞享義民記念館条例管理規則第6条第1項の規定により申請します。

記

申請内容

区分	使用日時・人員等	減免申請額	理由
入館料	年　月　日 人		
施設等使用料 研修室 シアター室 企画展示室 冷暖房 設備・備品 ()	年　月　日 時から 年　月　日 時まで 日間		
特別利用に係る使用料 模写・模造 撮影（学術研究用） 撮影（その他） 原版使用（学術研究用） 原版使用（その他）	年　月　日 資料等の名称 ()		

様式第6号（第6条関係）

(表)

貞享義民記念館使用料等減免承認（不承認）通知書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

区分	使用日時・人員等	使用料	減免額	差引使用料
入館料	年 月 日 人			
施設等使用料 研修室 シアター室 企画展示室 冷暖房 設備・備品 ()	年 月 日 時から 年 月 日 時まで 日間			
特別利用に係る使用料 模写・模造 撮影（学術研究用） 撮影（その他） 原版使用（学術研究用） 原版使用（その他）	年 月 日 資料等の名称 ()			
使用料 計				
		納付額	領収日付印	
		円		

2 不承認の理由

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分（使用料に係る部分を除く。）の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第7条関係）

貞享義民記念館使用料等還付申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

印

連絡先(電話)

下記のとおり貞享義民記念館の使用料等の還付を受けたいので、貞享義民記念館条例
管理規則第7条第2項の規定により申請します。

記

申請内容

使用料等納付年月日		納付金額	円
還付申請額	円		
還付申請理由			

様式第8号（第7条関係）

貞享義民記念館使用料等還付承認（不承認）通知書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のあった貞享義民記念館使用料等の減免申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

使用料等納付年月日		納付金額	円
還付申請額	円		
決定の内容		条例第11条ただし書及び規則第8条第1項の規定により、次のとおり使用料等を還付します。 ・規則第7条第1項第1号に該当（全額） 円 ・規則第7条第1項第2号に該当（半額） 円 ・規則第7条第1項第3号に該当 円	

（備考） 条例とは貞享義民記念館条例、規則とは貞享義民記念館条例管理規則です。

2 不承認の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分（使用料に係る部分を除く。）の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

貞享義民記念館利用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令第 号による貞享義民記念館利用許可については、下記により利用の許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分（使用料に係る部分を除く。）の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第9条関係）

貞享義民記念館資料寄贈（寄託）申請書

年　月　日

（宛先） 安曇野市教育委員会

寄贈（寄託）者

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

下記のとおり貞享義民記念館へ資料を寄贈（寄託）したいので、貞享義民記念館管理規則第9条第1項の規定により申請します。

記

申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年　月　日から	年　月　日まで
その他		

様式第11号（第9条関係）

貞享義民記念館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書

第
年　月　日

様

安曇野市教育委員会 印

年　月　日付けで申請のあった貞享義民記念館資料寄贈（寄託）申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

寄贈（寄託）資料	品　名	員　数
寄託の場合はその期間	年　月　日から	年　月　日まで
その他		

2 不承認の理由

貞享義民記念館資料借用申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

印

連絡先（電話）

下記のとおり貞享義民記念館収蔵資料を借用したいので、貞享義民記念館管理規則第11条の規定により申請します。

記

申請内容

借用する 資料	品 名	員 数
借用する 目的		
借用期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

様式第13号（第11条関係）

貞享義民記念館資料借用許可（不許可）書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった貞享義民記念館収蔵資料の借用申請は、
〔下記のとおり承認します。
下記の理由により承認できません。〕

記

1 申請内容

借用資料	品 名	員 数
借用目的		
借用期間	年 月 日から	年 月 日まで
条件等		

2 不許可の理由

○貞享義民記念館管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第40号）

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規則は、貞享義民記念館条例（平成18年安曇野市条例第31号。以下「条例」という。）第13条の規定により、貞享義民記念館（以下「記念館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、貞享義民記念館条例（平成18年安曇野市条例第31号。以下「条例」という。）第12条の規定により、貞享義民記念館（以下「記念館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p>
(利用申請等)	(利用の許可)
<p>第3条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、貞享義民記念館利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、展示資料を観覧する場合にあっては、口頭により申し出ることができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する申請があつた場合において、利用の可否を決定したときは貞享義民記念館利用許可（不許可）書（様式第2号）又は観覧券を交付しなければならない。</p>	<p>第3条 記念館の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、貞享義民記念館使用許可申請書（様式第1号）を安曇野市教育委員会に提出しなければならない。ただし、展示資料を観覧する場合にあっては、申出によることができる。</p>
(特別利用の申請等)	(使用許可証の交付)
<p>第4条 条例第6条第2項の許可を受けようとする者は、貞享義民記念館特別利用許可申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する申請があつた場合において、特別利用の可否を決定したときは貞享義民記念館特別利用許可（不許可）書（様式第4号）を交付しなければならない。</p>	<p>第4条 安曇野市教育委員会は、前条の規定による許可をしたときは、貞享義民記念館使用許可証（様式第2号）又は観覧券を交付するものとする。</p>
(遵守事項)	(原状の回復)
	<p>第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備、備品その他の物件を損傷し、又は汚損しないこと。 (2) 館内においては、静謐にし、他人に迷惑をかけないこと。 (3) 許可なく展示資料の撮影等を行わないこと。
(原状の回復)	(原状の回復)
<p>第5条 条例第7条第2項に規定する条件は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 記念館の施設の利用を終了したときは、その旨を館長に届けなければならない。 (2) 利用した施設等を原状に回復すること。 	<p>第6条 研修室等を使用する者は、その使用を終了したときは、直ちに清掃及び整理をして、施設等を原状に復し、その旨を館長に届けなければならない。</p>

改正後

改正前

(3) 清掃等が終了した旨を館長により届け出ること。

(使用料等の減免)

第6条 条例第9条の規定による使用料等の減免を受けようとする者は、貞享義民記念館使用料等減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
2 使用料等を減免する範囲及び減免額は、次のとおりとする。

(1) 入館料

ア 市内に住所を有する満70歳以上の者が利用するとき 全額
イ 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額
ウ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助人1人が利用するとき 全額
エ その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額

(2) 研修室等及び特別利用に係る使用料

ア 市の主催又は共催事業に利用するとき 全額
イ (略)

3 市長は、第1項の申請があつた場合において、使用料等の減免の可否を決定したときは、貞享義民記念館使用料等減免承認(不承認)通知書(様式第6号)を交付するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、第2項第1号ア又はウの適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。この場合において、市長は、前項に規定する決定の通知を口頭により行うことができる。

(使用料等の還付)

第7条 条例第10条ただし書に規定する特別な理由があるときは、次に掲げるときをいい、その使用料等の還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他の利用者の責に帰することができない理由により、全く利用できなかつたとき 全額

(2) 利用中に停電その他の理由で利用中止になつたとき 使用料等に100分の50を乗じて得た額

(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額

2 条例第10条ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、

(使用料等の減免)

第7条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、貞享義民記念館使用料等減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
2 使用料を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。

(1) 入館料

ア 市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額
イ 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が適用するとき 全額
ウ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介助人1人が適用するとき 全額
エ その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料等に乗じて得た額

(2) 研修室等使用料

ア 市の主催事業に使用するとき 全額
イ (略)

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、貞享義民記念館使用料減免決定書(様式第4号)を交付するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、第2項第1号ア又はウの適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。この場合において、市長は、前項に規定する決定の通知を口頭により行うことができる。

(使用料等の還付)

第7条 条例第10条ただし書に規定する特別な理由があるときは、次に掲げるときをいい、その使用料等の還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他の利用者の責に帰することができない理由により、全く利用できなかつたとき 全額

(2) 利用中に停電その他の理由で利用中止になつたとき 使用料等に100分の50を乗じて得た額

(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料等に乗じて得た額

2 条例第10条ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、

改正後

改正前

貞享義民記念館使用料等還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に対し使用料等の還付を決定したときは、貞享義民記念館使用料等還付承認（不承認）通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(利用許可の取消し)

第8条 教育委員会は、条例第11条の規定により許可の取消しを決定したときは貞享義民記念館利用許可取消通知書（様式第9号）を交付しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

(寄贈又は寄託の手続)

第9条 記念館に物品その他の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、貞享義民記念館資料寄贈（寄託）申請書（様式第10号）に必要事項を記入の上、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があつた場合において、寄贈又は寄託の可否を決定したときは、貞享義民記念館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書（様式第11号）を交付しなければならない。

3 第1項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。

(資料等の寄贈)

第8条 記念館に資料等を寄贈しようとする者は、あらかじめ館長の承認を得なければならない。

2 寄贈を受けた資料等には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入して、その意志を表示する。

(資料等の寄託)

第9条 記念館は、資料等の寄託を受けることができる。

2 記念館は、寄託を受けた資料等に対して保管する義務を負う。また、寄託者の氏名を表示して、所持の資料と同等の取扱いをしなければならない。

3 寄託を受けた資料が、天災その他不可抗力によって滅失又は損傷したときは、その責めを負わない。

(寄託を受けた資料の取扱い)

第10条 記念館は、寄託を受けた資料に対して保管する義務を負う。

2 市は、寄託を受けた資料が、天災その他不可抗力によって滅失又は損傷したときは、その責めを負わない。

(資料の借用)

改正後	改正前
第11条 記念館の資料を借用しようとする者は、貞享義民記念館資料借用許可申請書（様式第12号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならぬ。	
2 教育委員会は、前項の申請のあった場合において借用の可否を決定したときは、貞享義民記念館資料借用許可（不許可）書（様式第13号）を交付しなければならない。	
（補則）	（補則）
第12条 （略）	第10条 （略）
様式第1号（第3条関係）	様式第1号（第3条関係）
様式第2号（第3条関係）	様式第2号（第4条関係）
様式第3号（第5条関係）	様式第3号（第7条関係）
様式第4号（第5条関係）	様式第4号（第7条関係）
様式第5号（第6条関係）	
様式第6号（第6条関係）	
様式第7号（第7条関係）	
様式第8号（第7条関係）	
様式第9号（第8条関係）	
様式第10号（第9条関係）	
様式第11号（第9条関係）	
様式第12号（第11条関係）	

	改正後	改正前
様式第13号（第11条関係）		

議案第 13 号	教育部 文化課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について
決定をする事項の内容	安曇野市博物館条例施行規則の一部改正の承認
要旨	平成 30 年 7 月定例会において審議いただいた安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の改正。指定管理者による利用者の減免及び利用取消の際の規定の追加と、様式の追加及び誤字の修正を行います。
説明	<p>安曇野市博物館条例の改正に伴い、豊科郷土博物館、豊科近代美術館、田淵行男記念館、安曇野高橋節郎記念美術館の管理及び運営について必要な事項を定めた安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則を定めましたが、指定管理者との協議の中で、高齢者や身体障害者の利用料金の減免について、条文上の不備がありましたので、これを追加し、また、博物館利用を取り消す際に必要となる規定を追加します。</p> <p>博物館利用の取り消しの様式を追加するとともに、博物館等の作品の貸出の際に使用する様式に誤字がありましたので、これを修正します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規則の名称 安曇野市博物館条例施行規則 2. 施行日 公布の日

安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年安曇野市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年安曇野市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

第3条から第6条の改正規定（第6条に係る部分に限る。）を次のように改める。

（利用料金の減免）

第6条 条例第15条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書を交付しなければならない。

3 指定管理者は、障害者及び高齢者の利用料金を減免しようとする場合において、障害者手帳及び運転免許証等によりその旨を確認するときは、教育委員会と事前に協議を経たときに限り、前2項の手続を省略することができる。

第7条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取り消し）

第7条の2 条例第16条の2の規定により許可の取り消しを決定したときは、教育委員会にあっては博物館利用許可取消通知書（様式第7号の2）を、指定管理者にあっては利用許可取消通知書を、交付しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

第10条第1項の改正規定中「、「博物館資料借用申請書」を「博物館資料貸借申請書」に」を削り、同条第2項の改正規定中「博物館資料貸借許可（不許可）書」を「博物館資料借用許可（不許可）書」に改める。

様式の改正規定（第7号から第11号までの規定に限る。）を次のように改める。

博物館使用料還付承認（不承認）通知書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長 団

年 月 日付けで申請のあった博物館使用料還付申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

使用料納付年月日	納付金額	円
還付申請額		円
決定の内容		安曇野市博物館条例第13条ただし書及び安曇野市博物館条例施行規則（以下、規則という。）第5条第2項の規定により、次のとおり使用料を還付します。 ・規則第5条第2項第1号に該当（全額） 円 ・規則第5条第2項第2号に該当（半額） 円 ・規則第5条第2項第3号に該当 円

2 不承認の理由

（教示）

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

博物館利用許可取消通知書

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令第 号による豊科郷土博物館の利用許可について
は、下記により利用の許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

博物館資料寄贈（寄託）申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

寄贈（寄託）者

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

下記のとおり（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）
へ資料を寄贈（寄託）したいので、安曇野市博物館条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。

記

申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

博物館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書

安曇野市教育委員会 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）への博物館資料寄贈（寄託）申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

2 不承認の理由

博物館資料借用申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者

住所

氏名

印

連絡先（電話）

下記のとおり（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）の資料を借用したいので、安曇野市博物館条例施行規則第 10 条の規定により申請します。

記

申請内容

借用する 資料	品 名	員 数
借用する 目的		
借用期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

博物館資料借用許可（不許可）書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）収蔵資料の借用申請は、

記
〔下記のとおり承認します。
下記の理由により承認できません。〕

1 申請内容

借用する資料	品 名	員 数
借用する目的		
借用期間	年 月 日から	年 月 日まで
条件等		

2 不許可の理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○安曇野市博物館条例施行規則（平成 18 年安曇野市教育委員会規則第 17 号）

	改正後	改正前
（利用料金の減免）	（利用料金の減免）	
第 6 条 （略）	第 6 条 （略）	
2 （略）	2 （略）	
3 <u>前 2 項の規定にかかわらず障害者及び高齢者が減免を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議の上、手続きを省略することができる。</u>		
（略）		
（利用許可の取消し）		
第 7 条の 2 <u>条例第 16 条の 2 の規定により許可の取消しを決定したときは、教育委員会には博物館利用許可取消通知書（様式第 7 号の 2）を、指定管理者にあっては利用許可取消通知書を、交付しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。</u>		
（略）		
（博物館資料の相互貸借等）		
第 10 条 <u>博物館収蔵資料の相互貸借等を受けようとする者は、博物館資料借用申請書（様式第 10 号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u>		
2 教育委員会は、前項の申請があつた場合において相互貸借等の可否を決定したときは、博物館資料借用許可（不許可）書（様式第 11 否）を決定したときは、博物館資料貸借許可（不許可）書（様式第 11 否）		

改正後	改正前
号) を交付しなければならない。	号) を交付しなければならない。

議案第 14 号	教育部 文化課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	飯沼飛行士記念館管理規則の一部改正について
決定を要する事項 の内容	飯沼飛行士記念館管理規則の一部改正の承認
要旨	飯沼飛行士記念館条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて管理規則を改正し、併せて条文の誤りと様式の修正を行います。
説明	<p>飯沼飛行士記念館条例の改正に伴い、飯沼飛行士記念館の管理及び運営について必要な事項を定めた飯沼飛行士記念館管理規則の一部を改正します。</p> <p>改正にあたっては、安曇野市博物館条例施行規則と整合性を持たせるよう条文を整えます。</p> <p>また、これまでの規則中の字句の誤りを修正するとともに、不備であった様式を追加します。</p> <p>1. 条例の名称 飯沼飛行士記念館管理規則</p> <p>2. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日</p>

飯沼飛行士記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

飯沼飛行士記念館管理規則の一部を改正する規則

飯沼飛行士記念館管理規則（平成 18 年安曇野市教育委員会規則第 20 号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条」を「第 16 条」に改める。

第 2 条中「条例第 3 条の規定により記念館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に、「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 3 項」に、「臨時に休館する」を「条例第 7 条第 2 項の規定により休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定める」に改める。

第 3 条第 1 項中「記念館の施設を利用し」を「条例第 8 条の許可を受け」に、「その旨を指定管理者に申出」を「口頭により申請し」に改め、同条第 2 項中「記念館収蔵資料の模写、模造、撮影又は原版を利用し」を「条例第 8 条第 2 項の許可を受け」に改め、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 4 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 住所及び氏名

第 3 条第 3 項中「前 2 項の申出又は申請書を審査し、」を「前 2 項の申請があった場合において、入館を」に、「又は利用許可書」を「を、特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載した利用許可（不許可）書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 住所及び氏名

(2) 利用目的

(3) 利用日時

(4) 利用する資料等の名称

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

第 4 条第 1 項中「第 10 条」を「第 12 条」に、「よる」を「より」に、「その理由」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 住所及び氏名

(2) 理由

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に、「に対し利用料金の減免

を決定したときは、利用料金減免決定書」を「があった場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、障害者及び高齢者の利用料金を減免しようとする場合において、障害者手帳及び運転免許証等によりその旨を確認するときは、教育委員会と事前に協議を経たときに限り、前2項の手続を省略することができる。

第5条第1項中「第11条ただし書」を「第13条ただし書」に、「よる」を「より」に、「その理由」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 住所及び氏名

(2) 理由

第5条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「に対し利用料金の還付を決定」を「があった場合において、利用料金の還付の可否を決定」に、「利用料金還付決定書」を「還付承認（不承認）通知書」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「貸出し」を「相互貸借等」に改め、同条第1項中「の借用」を「の相互貸借等」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「規定による許可をしたときは、飯沼飛行士記念館資料借用許可書（様式第3号）を交付するものとする」を「申請があった場合において、相互貸借等の可否を決定したときは、飯沼飛行士記念館資料借用許可（不許可）書（様式第4号）を交付しなければならない」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「教育委員会」を「市」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「飯沼飛行士記念館寄贈（寄託）申請書」を「飯沼飛行士記念館資料寄贈（寄託）申請書」に、「うえ安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「上、教育委員会」に改め、「、その承認を得」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「寄贈又は寄託する者」を「寄贈者又は寄託者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、寄贈又は寄託の可否を決定したときは、飯沼飛行士記念館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書（様式第2号）を交付しなければならない。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取り消し）

第6条 指定管理者は、条例第13条の規定により許可の取り消しを決定したときは、利用許可取消書を交付しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

様式を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

飯沼飛行士記念館資料寄贈（寄託）申請書

年　月　日

（宛先） 安曇野市教育委員会

寄贈（寄託）者

住 所

氏 名

印

連絡先（電話）

下記のとおり 飯沼飛行士記念館 へ資料を寄贈（寄託）したいので、飯沼飛行士記念館
管理規則第6条の規定により申請します。

記

申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年　月　日から	年　月　日まで
その他		

様式第2号（第6条関係）

飯沼飛行士記念館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった 飯沼飛行士記念館 への資料寄贈（寄託）申請は、

下記のとおり承認します。
 下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

2 不承認の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第8条関係）

飯沼飛行士記念館資料借用申請書

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

印

連絡先（電話）

下記のとおり 飯沼飛行士記念館 の資料を借用したいので、飯沼飛行士記念館管理規則
第8条の規定により申請します。

記

申請内容

借用資料	品　名	員　数
借用目的		
借用期間	年　月　日から	年　月　日まで
その他		

様式第4号（第8条関係）

飯沼飛行士記念館資料借用許可（不許可）書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった 飯沼飛行士記念館収蔵資料の借用申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

借用資料	品 名	員 数
借用目的		
借用期間	年 月 日から	年 月 日まで
条件等		

2 不許可の理由

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成 31年 4月 1日から施行する。

飯沼飛行士記念館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第20号）

	改正後	改正前
(趣旨)		(趣旨)
第1条 この規則は、飯沼飛行士記念館条例（平成18年安曇野市条例第32号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、飯沼飛行士記念館（以下「記念館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、飯沼飛行士記念館条例（平成18年安曇野市条例第32号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、飯沼飛行士記念館（以下「記念館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、飯沼飛行士記念館条例（平成18年安曇野市条例第32号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、飯沼飛行士記念館（以下「記念館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。
(開館時間等)		(開館時間等)
第2条 指定管理者は、条例第6条第3項の規定により開館時間を変更し、又は条例第7条第2項の規定により休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定める場合は、あらかじめ記念館その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。	第2条 条例第3条の規定により記念館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第4項の規定により開館時間を変更し、又は臨時に休館する場合は、あらかじめ記念館その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。	第2条 条例第3条の規定により記念館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第4項の規定により開館時間を変更し、又は臨時に休館する場合は、あらかじめ記念館その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。
(利用申請等)		(利用申請等)
第3条 条例第8条の許可を受けようとする者は、口頭により申請しなければならない。	第3条 記念館の施設を利用しようとする者は、その旨を指定管理者に申出なければならない。	第3条 記念館の施設を利用しようとする者は、その旨を指定管理者に申出なければならない。
2 条例第8条第2項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。	2 記念館収蔵資料の模写、模造、撮影又は原版を利用しようとするとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。	2 記念館収蔵資料の模写、模造、撮影又は原版を利用しようとするとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。
(1) 住所及び氏名 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 前4号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行ったために必要と認める事項	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行ったために必要と認める事項
3 指定管理者は、前2項の申請があつた場合において、入館を適当と認めたときは、入館券を、特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載し入館券又は利用許可書を交付しなければならない。	3 指定管理者は、前2項の申請があつた場合において、入館を適当と認めたときは、入館券を、特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載し入館券又は利用許可書を交付しなければならない。	3 指定管理者は、前2項の申請があつた場合において、入館を適当と認めたときは、入館券を、特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載し入館券又は利用許可書を交付しなければならない。

改正後	改正前
<p><u>利用許可（不許可）書を交付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住所及び氏名</u> (2) <u>利用目的</u> (3) <u>利用日時</u> (4) <u>利用する資料等の名称</u> (5) <u>前4号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うたために必要と認める事項</u></p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第4条 条例第<u>11</u>条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名</u> (2) <u>理由</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第4条 条例第<u>10</u>条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p>
<p>2 利用料金（特別利用料金は除く。）を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額 (2) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額 (3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が利用するとき 全額 (4) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を利用料金に乘じて得た額</p> <p>3 指定管理者は、第1項の申請に対し利用料金の減免を決定したときは、利用料金減免決定書を交付しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、障害者及び高齢者の利用料金を減免しようとする場合において、障害者手帳及び運転免許証等によりその旨を確認するときは、教育委員</p>	<p>2 指定管理者は、前項の申請があつた場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書を交付しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、障害者及び高齢者の利用料金を減免しようとする場合において、障害者手帳及び運転免許証等によりその旨を確認するときは、教育委員</p>

改正後	改正前
<p>会と事前に協議を経たときに限り、前2項の手続を省略することができます。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず第2項第1号又は第3号の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第5条 条例第12条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所及び氏名 (2) 理由</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず第2項第1号又は第3号の適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することで申請及び決定をしたものとみなす。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第5条 条例第11条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 利用料金を還付する範囲及び還付額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 天災その他利用者の責に帰することができない理由により、全く利用できなかつたとき 全額</p> <p>(2) 利用中に停電その他の理由で利用中止となつたとき 利用料金に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を利用料金に乘じて得た額</p> <p>3 指定管理者は、前項の申請があつた場合において、利用料金の還付の可否を決定したときは、還付承認（不承認）通知書を交付しなければならない。</p> <p>(利用許可の取り消し)</p> <p>第6条 指定管理者は、条例第13条の規定により許可の取り消しを決定したときは、利用許可取消通知書を交付しなければならない。ただし、差し迫った必</p>

改正後	改正前
(寄贈又は寄託の手続)	(寄贈又は寄託の手続)
<p>第7条 記念館に物品その他の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、飯沼飛行士記念館資料寄贈(寄託)申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があつた場合において、寄贈又は寄託の可否を決定したときは、飯沼飛行士記念館資料寄贈(寄託)承認(不承認)通知書(様式第2号)を交付しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。</p>	<p>第6条 記念館に物品その他の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、飯沼飛行士記念館資料寄贈(寄託)申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈又は寄託する者の負担とする。</p>
(寄託品の取扱い)	(寄託品の取扱い)
<p>第8条 寄託品が天災その他の遅けることができない理由により受けた損失に対して、重及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>	<p>第7条 寄託品が天災その他の遅けることができない理由により受けた損失に対して、教育委員会及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>
(資料の貸出し)	(資料の貸出し)
<p>第9条 記念館収蔵資料の相互貸借等を受けようとする者は、飯沼飛行士記念館資料借用申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があつた場合において、相互貸借等の可否を決定したときは、飯沼飛行士記念館資料借用許可(不許可)書(様式第4号)を交付しなければならない。</p>	<p>第8条 記念館収蔵資料の借用を受けようとする者は、飯沼飛行士記念館資料借用申請書(様式第2号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による許可をしたときは、飯沼飛行士記念館資料借用許可書(様式第3号)を交付するものとする。</p>

改正後		改正前
(補則)		(補則)
<u>第 10 条</u> (略)		<u>第 9 条</u> (略)
<u>様式第 1 号</u> (第 6 条關係)		<u>樣式第 1 号</u> (第 6 条關係)
<u>樣式第 2 号</u> (第 6 条關係)		<u>樣式第 2 号</u> (第 8 条關係)
<u>樣式第 3 号</u> (第 8 条關係)		<u>樣式第 3 号</u> (第 8 条關係)
<u>樣式第 4 号</u> (第 8 条關係)		

議案第 15 号	教育部 文化課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部改正の承認
要旨	<p>安曇野市穂高陶芸会館条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて管理規則を改正し、併せて条文の誤りと様式の修正を行います。</p>
説明	<p>安曇野市穂高陶芸会館条例の改正に伴い、安曇野市穂高陶芸会館の管理及び運営について必要な事項を定めた安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部を改正します。</p> <p>改正にあたっては、安曇野市博物館条例施行規則と整合性を持たせるよう条文を整えます。</p> <p>また、これまでの規則中の字句の誤りを修正するとともに、不備であった様式を追加します。</p> <p>1. 規則の名称 安曇野市穂高陶芸会館管理規則</p> <p>2. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日</p>

安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市穂高陶芸会館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市穂高陶芸会館管理規則（平成 18 年安曇野市教育委員会規則第 22 号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条」を「第 16 条」に改め、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（開館時間等）

第 2 条 指定管理者は、条例第 6 条第 2 項の規定により開館時間を変更し、又は条例第 7 条第 2 項の規定により休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定める場合は、あらかじめ陶芸会館その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。

（利用申請等）

第 3 条 条例第 8 条の許可を受けようとする者は、口頭により申請しなければならない。

2 条例第 10 条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（1）住所及び氏名

（2）利用目的

（3）利用日時

（4）利用する陶芸作品及びその資料の名称

（5）前 4 号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

3 指定管理者は、前 2 項の申請があった場合において、陶芸会館の施設等のうち作陶室の利用を適當と認めたときは口頭により許可を、展示室の観覧を適當と認めたときは、入館券を特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載した利用許可（不許可）書を交付しなければならない。

（1）住所及び氏名

（2）利用目的

（3）利用日時

（4）利用する陶芸作品及びその資料の名称

（5）前 4 号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条を削る。

第 7 条の見出し中「貸出し」を「相互貸借等」に改め、同条第 1 項中「の借用」を「の相互貸借等」に、「様式第 8 号」を「様式第 3 号」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、相互貸借等の可否を決定したときは、穂高陶

芸会館資料貸借許可（不許可）書（様式第4号）を交付しなければならない。

第7条を第9条とする。

第6条中「教育委員会」を「市」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出し中「寄託」を「寄贈又は寄託」に改め、同条第1項中「資料を」の次に「寄贈又は」を加え、「穂高陶芸会館寄託申請書」を「穂高陶芸会館資料寄贈（寄託）申請書」に、「様式第7号」を「様式第1号」に、「うえ」を「上、」に改め、「、その承認を得」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「よる」の次に「寄贈又は」を加え、「寄託する者」を「寄贈者又は寄託者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、寄贈又は寄託の可否を決定したときは、穂高陶芸会館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書（様式第2号）を交付しなければならない。

第5条を第7条とする。

第4条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「第9条ただし書」を「第12条ただし書」に、「穂高陶芸会館使用料還付申請書（様式第5号）を市長」を「次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 住所及び氏名

(2) 理由

第4条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の還付の可否を決定したときは、還付承認（不承認）通知書を交付しなければならない。

第4条第3項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用許可の取消)

第6条 指定管理者は、条例第13条の規定により許可の取消しを決定したときは、利用許可取消通知書を交付しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

第3条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第4条 条例第11条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名

(2) 理由

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書を交付しなければならない。

3 指定管理者は、障害者及び高齢者の利用料金を減免しようとする場合において、障害者手帳及び運転免許証等によりその旨を確認するときは、教育委員会と事前に協議を経たときに限り、前2項の手続を省略することができる。

別表を削る。

様式を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

穂高陶芸会館資料寄贈（寄託）申請書

年　月　日

（宛先） 安曇野市教育委員会

寄贈（寄託）者

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

下記のとおり 穂高陶芸会館 へ資料を寄贈（寄託）したいので、安曇野市穂高陶芸会館管理規則
第6条第1項の規定により申請します。

記

申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年　月　日から	年　月　日まで
その他		

様式第2号（第6条関係）

穂高陶芸会館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった 穂高陶芸会館 への資料寄贈（寄託）申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

2 不承認の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができないなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

穂高陶芸会館資料借用申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

下記のとおり 穂高陶芸会館 の収蔵資料を借用したいので、穂高陶芸会館条例管理規則第8条の規定により申請します。

記

申請内容

借用資料	品 名	員 数
借用目的		
借用期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

様式第4号（第8条関係）

穂高陶芸会館資料借用許可（不許可）書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった 穂高陶芸会館 収蔵資料の借用申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

借用資料	品 名	員 数
借用目的		
借用期間	年 月 日から	年 月 日まで
条件等		

2 不許可の理由

（教示）

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

野市穂高陶芸会館管理規則（平成18年8月23日教育委員会規則第22号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市穂高陶芸会館条例（平成18年安曇野市条例第33号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、安曇野市穂高陶芸会館（以下「陶芸会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市穂高陶芸会館条例（平成18年安曇野市条例第33号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、安曇野市穂高陶芸会館（以下「陶芸会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。</p>
<p>(開館時間等)</p> <p>第2条 指定管理者は、条例第6条第2項の規定により開館時間を変更し、又は条例第7条第2項の規定により休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定める場合は、あらかじめ陶芸会館その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。</p>	<p>(使用申請)</p> <p>第2条 陶芸会館の施設を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。</p>
<p>(利用申請等)</p> <p>第3条 条例第8条の許可を受けようとする者は、口頭により申請しなければならない。</p> <p>2 条例第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請</p>	<p>2 陶芸会館収蔵資料の模写、模造、撮影又は原版を使用しようとする者は、穂高陶芸会館収蔵資料特別使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前2項の申出又は申請書を審査し、適当と認めたときは、入館券又は穂高陶芸会館収蔵資料特別使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。</p>
<p>(利用申請等)</p> <p>第3条 条例第8条の許可を受けようとする者は、口頭により申請しなければならない。</p> <p>2 条例第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 条例第8条の規定による使用料を減免する範囲及び減免額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、使用料の減免を受けようとする者は、穂高陶</p>

改正後	改正前
<p><u>書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住所及び氏名</u> (2) <u>利用目的</u> (3) <u>利用日時</u> (4) <u>利用する陶芸作品及びその資料の名称</u> (5) <u>前4号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</u></p> <p>3 指定管理者は、前2項の申請があつた場合において、陶芸会館の施設等のうち作陶室の利用を適当と認めたらときは口頭により許可を、展示室の観覧を適当と認めたときは、入館券を特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載した利用許可（不許可）書を交付しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名</u> (2) <u>利用目的</u> (3) <u>利用日時</u> (4) <u>利用する陶芸作品及びその資料の名称</u> (5) <u>前4号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</u></p> <p><u>（利用料金の減免）</u></p> <p><u>第4条 条例第11条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>芸会館使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、特に必要と認めた場合に限り、その都度定める率を使用料に乗じて得た額を減免することができます。</u></p> <p>3 市長は、前項後段の規定により使用料の減免を決定したときは、穂高陶芸会館使用料減免決定書（様式第4号）を交付するものとする。</p>

	改正後	改正前
(1) 住所及び氏名		
(2) 理由	<p>2 指定管理者は、前項の申請があつた場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書を交付しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、障害者及び高齢者の利用料金を減免しようとする場合において、障害者手帳及び運転免許証等によりその旨を確認するときは、教育委員会と事前に協議を経たときに限り、前2項の手続を省略することができる。</p>	<p>2 指定管理者は、前項の申請があつた場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書を交付しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、障害者手帳及び運転免許証等によりその旨を確認するときは、教育委員会と事前に協議を経たときに限り、前2項の手続を省略することができる。</p>

(利用料金の還付)

第5条 条例第12条ただし書きの規定により使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名

(2) 理由

- 2 指定管理者は、前項の申請があつた場合において、利用料金の還付の可否を決定したときは、還付承認（不承認）通知書を交付しなければならない。
- 2 使用料を還付する範囲及び還付額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額とする。
- (1) 天災その他の使用者の責に帰することができない理由により、全く使用できなかつたとき 全額
- (2) 使用中に停電その他の理由で使用できなくなつたとき 使用料に100分の50を乗じて得た額
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乘じて得た額

改正後	改正前
<p><u>（利用許可の取消）</u></p> <p>第6条 指定管理者は、条例第13条の規定により許可の取消しを決定したときは、利用許可取消通知書を交付しなければならない。ただし、差し迫った必要がある場合はこの限りでない。</p>	<p><u>3 市長は、使用料の還付を決定したときは、穂高陶芸会館使用料還付決定書（様式第6号）を交付するものとする。</u></p>
<p><u>（寄贈又は寄託の手続）</u></p> <p>第7条 陶芸会館に物品その他の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、穂高陶芸会館資料寄贈（寄託）申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があつた場合において、寄贈又は寄託の可否を決定したときは、穂高陶芸会館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書（様式第2号）を交付しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。</p> <p><u>（寄託品の取扱い）</u></p> <p>第8条 寄託品が天災その他のの避けきることができない理由により受けた損失に対して、並びに指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p><u>（資料の相互貸借等）</u></p>	<p><u>（寄託の手続）</u></p> <p>第5条 陶芸会館に物品その他の資料を寄託しようとする者は、穂高陶芸会館資料（寄託）申請書（様式第7号）に必要事項を記入のうえ教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による寄託に要する経費は、寄託する者の負担とする。</p> <p><u>（寄託品の取扱い）</u></p> <p>第6条 寄託品が天災その他のの避けきることができない理由により受けた損失に対して、教育委員会及び指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p><u>（資料の貸出し）</u></p>

改正後	改正前
<p>第9条 陶芸会館収蔵資料の相互貸借等を受けようとする者は、穂高陶芸会館資料借用申請用申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があつた場合において、相互貸借等の可否を決定したときは、穂高陶芸会館資料貸借許可（不許可）書（様式第4号）を交付しなければならない。</p>	<p>第7条 陶芸会館収蔵資料の借用を受けようとする者は、穂高陶芸会館資料借用申請書（様式第8号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による許可をしたときは、穂高陶芸会館資料借用許可書（様式第9号）を交付するものとする。</p>
<p>（適用除外等）</p>	<p>第8条 条例第10条第1項の規定により指定管理者が陶芸会館の管理を行う場合は、様式第1号から様式第6号まで、様式第8号及び様式第9号は、適用しない。この場合において、当該様式に代わるもののは、指定管理者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>2 指定管理者が陶芸会館の管理を行う場合は、第2条から第4条まで及び第7条の規定中「使用申請」とあるのは「利用申請」と、「使用」とあるのは「利用」と、「安曇野市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第8条」とあるのは「条例第12条第3項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第9条」とあるのは「条例第12条第4項」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用中」とあるのは「利用中」と読み替えるものとする。</p>

（補則）

第10条 （略）

第9条 （略）

改正後	改正前														
<u>別表（第3条関係）</u>															
<u>1 入館</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内に住所を有する満70歳以上の者が入館するとき。</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>市の友好都市関係者及び市への観察者が訪問行事の一環として入館するとき。</td><td>全額</td></tr> </tbody> </table>	区分	減免の額	市内に住所を有する満70歳以上の者が入館するとき。	全額	小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。	全額	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。	全額	市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。	全額	市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。	全額	市の友好都市関係者及び市への観察者が訪問行事の一環として入館するとき。	全額
区分	減免の額														
市内に住所を有する満70歳以上の者が入館するとき。	全額														
小学校及び中学校が授業の一環として引率者が入館するとき。	全額														
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（当該障害者の介助者1人を含む。）が入館するとき。	全額														
市内の公民館及びこれに類する団体が学習活動の一環として入館するとき。	全額														
市内の子ども育成会及びこれに類する団体が活動の一環として入館するとき。	全額														
市の友好都市関係者及び市への観察者が訪問行事の一環として入館するとき。	全額														
<u>2 作陶</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者基本法第2条に規定する障害者が作陶するとき。</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>	区分	減免の額	障害者基本法第2条に規定する障害者が作陶するとき。	500円										
区分	減免の額														
障害者基本法第2条に規定する障害者が作陶するとき。	500円														

改正後	改正前
	市内の幼稚園・保育園児が作陶するとき(ただし、陶土は400gとし、団体料金の適用しない場合に限る。)。
	市内の幼稚園・保育園児が保護者と作陶する場合の保護者(ただし、団体料金の適用しない場合に限る。)
	市内の小学生・中学生が保護者と作陶する場合の小学生・中学生(ただし、団体料金の適用しない場合に限る。)
	市内の小学生・中学生が保護者と作陶する場合の保護者(ただし、団体料金の適用しない場合に限る。)
	様式第1号(第2条関係)
	様式第2号(第2条関係)
	様式第3号(第3条関係)
	様式第4号(第3条関係)
	様式第5号(第4条関係)
	様式第6号(第4条関係)
	様式第7号(第5条関係)
	様式第8号(第7条関係)
	様式第9号(第7条関係)
	様式第1号(第6条関係)
	様式第2号(第6条関係)
	様式第3号(第8条関係)
	様式第4号(第8条関係)

議案第 16 号	教育部 図書館交流課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 丸山 高人 (担当係長) 赤沼さつき

タイトル	安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正の承認
要旨	安曇野市交流学習センター条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて管理規則を改正し、併せて字句の修正と様式の修正、追加等を行います。
説明	<p>1 改正の要旨 安曇野市交流学習センター条例の改正に伴い、安曇野市交流学習センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めた、安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正します。 改正にあたっては、安曇野市明科学習館管理規則と整合性を持たせるよう条文を整えます。 また、規則中の字句を整理するとともに、不備であった様式を修正、追加します。</p> <p>2 規則の名称 安曇野市交流学習センター管理規則</p> <p>3 施行日 平成 31 年 4 月 1 日</p>

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則

安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第13条」に改める。

第2条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に、「申請は」を「許可を受けようとする者は」に、「安曇野市交流学習センター施設使用許可申請書」を「安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書」に、「安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可申請書」を「安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書」に、「よる」を「より申請する」に改め、同条第2項ただし書中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項第1号中「使用する場合」を「利用する場合」に、「使用する日の属する」を「利用する日の属する」に、「その前日。次号、第6条第1項及び第8条第2号において同じ。）から使用する日の前」を「その翌日。次号において同じ。）から利用する日の前」に、「次号、第6条第1項及び第8条第2号」を「次号、第5条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号」に改め、同項第2号及び第3号中「使用」を「利用」に改める。

第3条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条中「安曇野市交流学習センター施設使用許可書」を「安曇野市交流学習センター施設利用許可書」に、「安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可書」を「安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書」に改め、「第4号）」の次に「を、同条第2項の許可しないときは安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書（様式第5号）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第4条を削る。

第5条中「使用の」を「条例第5条第1項の」に、「（以下「施設等使用者」という。）」を「（以下「許可を受けた者」という。）」に、「使用する」を「利用する」に、「第3条」を「前条」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「施設等使用者」を「許可を受けた者」に、「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に、「安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書（様式第7号）」を「安曇野市交流学習センター利用変更・中止申請書（様式第6号）」に改め、同条第2項中「安曇野市交流学習セン

タ一使用変更許可書（様式第8号）」を「安曇野市交流学習センター利用変更許可書（様式第7号）」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「（様式第9号）」を「（様式第8号）」に改め、同条第3項中「（様式第10号）」を「（様式第9号）」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「特別な理由がある」を「特に必要」に改め、同項第1号中「施設等使用者」を「許可を受けた者」に、「使用できないとき」を「利用できないとき」に改め、同項第2号中「施設等使用者」を「許可を受けた者」に、「使用の」を「利用の」に改め、「して取」の次に「り」を加え、同号ア及びイ中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「（様式第11号）」を「（様式第10号）」に改め、同条第3項中「（様式第12号）」を「（様式第11号）」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（許可の取消し）

第8条 教育委員会は、許可の受けた者が、条例第10条の規定に該当すると認めるときは、安曇野市交流学習センター利用許可取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第9条を削る。

第10条中「教育委員会が」を削り、同条を第9条とする。

別表中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同表中「使用する」を「利用する」に、「使用形態」を「利用形態」に、「社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）」を「社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の利用許可を申請します。

催物名称・内容		利用予定人数
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 樂屋2 <input type="checkbox"/> 樂屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室)
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
		年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	
入場料・参加費 徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)	
物販、広告宣伝 等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	

様式第2号（第2条関係）

安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の利用許可を申請します。

催物名称・内容		利用予定人数	
穂高・ 豊科共通	□ホールスクリーン □サスペンションライト □DVDプレーヤー □指揮台 □放送設備（マイク1本含む。） □ワイヤレスマイク（　本） □演台（花台を含む。） □司会者台 □CD・MDプレーヤー □展示ケース □プロジェクター □ピアノ □ビデオデッキ □フォローピンスポット □カセットテープレコーダー	人	
			穂高のみ
			三郷のみ
設備・備品	□平台 □シーリングライト □携帯用拡声器 □音響反射板 □ロアーホリゾントライト □イベント用テント □携帯用スクリーン □移動観覧席 □アッパー・ホリゾントライト		
			穂高のみ
			三郷のみ
			穂高のみ
			三郷のみ
利用年月日	年　月　日（　） 時　分から　時　分まで		
	年　月　日（　） 時　分から　時　分まで		
	年　月　日（　） 時　分から　時　分まで		
	年　月　日（　） 時　分から　時　分まで		
	準備 □無 □有 年　月　日 時　分から　時　分まで		

様式第3号（第3条関係）

安曇野市交流学習センター施設使用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の使用を許可します。

催物名称・内容			使用予定人数
使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 樂屋2 <input type="checkbox"/> 樂屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場	
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6（和室）	
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	
		年 月 日 () 時 分から 時 分まで	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで		
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料最高額 円)		
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)		

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された使用上の注意事項を守ること。

(裏)
利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、利用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止の申請書を提出したとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前30日 100分の50なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第11号）」を提出してください。
 - 4 利用日の変更、又は利用を中止する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市明科学習館利用変更申請書（様式第6号）」を提出してください。
 - 5 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市交流学習センター条例第10条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
 - 6 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
 - 7 許可を受けた者による不注意又は過失により利用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
 - 8 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
 - 9 ホール及び設備等を利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。
 - 10 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。
 - 11 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設利用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

様式第4号（第3条関係）

安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日
様

安曇野市教育委員会 団

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の利用を許可します。

催物名称・内容			利用予定人数
設備・備品	穂高・豊科共通	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（　本） <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー	人
	穂高のみ	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト	
	三郷のみ	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
	利用年月日		年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された利用上の注意事項を守ること。

(裏)
利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、利用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止の申請書を提出したとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前30日 100分の50
- なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第11号）」を提出してください。
- 4 利用日の変更、又は利用を中止する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市明科学習館利用変更申請書（様式第6号）」を提出してください。
- 5 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市交流学習センター条例第10条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
- 6 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 7 許可を受けた者による不注意又は過失により利用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 9 ホール及び設備等を利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。
- 10 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。
- 11 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設利用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日
様

安曇野市教育委員会 印

年付 日付けで申請のあった安曇野市交流学習センター施設・設備・備品の利用については、下記により、許可しないので通知します。

記

許可しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第5条関係）

安曇野市交流学習センター利用変更申請書

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

電話番号

年　月　日付け安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の利用許可を受けましたが、次のとおり変更・中止をしたいので申請します。

変更後の利用日 (中止する日)	年　月　日 () 時　分から 年　月　日 () 時　分まで	
変更・中止の理由		
利用施設	□穂高交流学習センター	□多目的交流ホール □楽屋1 □楽屋2 □楽屋3 (応接室) □学習室 □展示ギャラリー □交流広場
	□豊科交流学習センター	□多目的交流ホール □学習室1 □学習室2 □学習室3 □学習室4 □学習室5 □学習室6 (和室)
	□三郷交流学習センター	□学習室1 □学習室2 □展示ギャラリー
変更したい内容 及び区分	穂高・ 豊科共通	□ホールスクリーン □サスペンションライト □DVDプレーヤー □指揮台 □放送設備 (マイク1本含む。) □ワイヤレスマイク (本) □演台 (花台を含む。) □司会者台 □CD・MDプレーヤー □展示ケース □プロジェクター □ピアノ □ビデオデッキ □フォローピンスポット □カセットテープレコーダー
	穂高	□平台 □シーリングライト □携帯用拡声器 □音響反射板 □ロアーホリゾントライト □イベント用テント □携帯用スクリーン □移動観覧席 □アッパーホリゾントライト
	三郷	□携帯用拡声器 □携帯用スクリーン □プロジェクター □ブルーレイディスクプレーヤー □モニターテレビ
延長時間	□午前8時30分から午前9まで □正午から午後1時まで □午後5時から午後6時まで □午後9時30分から午後10時まで	
入場料・参加費徴収	□無 □有 (入場料・参加費最高額 円)	
物販、広告宣伝等	□無 □有 (内容)	
添付書類	利用許可書の写しを添付してください。	

安曇野市交流学習センター利用変更許可書

安曇野市教育委員会指令

年
月号
日

様

安曇野市教育委員会

回

次のとおり、変更を許可します。

変更後の利用日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
変更・中止の理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6（和室）
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
変更したい内容 設備・備品 及び区分	穂高・ 豊科共通 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 舞台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー
	穂高 <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロードホリゾントライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト
	三郷 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
延長時間	<input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)
備考	

様式第7号の2（第5条関係）

安曇野市交流学習センター利用中止届

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の利用許可を受けましたが、次のとおり利用の中止を届け出ます。

中止する日時		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで			
中止の理由					
中止の内容	利用施設	□穂高交流学習センター	□多目的交流ホール □楽屋1 □楽屋2 □楽屋3（応接室） □学習室 □展示ギャラリー □交流広場		
		□豊科交流学習センター	□多目的交流ホール □学習室1 □学習室2 □学習室3 □学習室4 □学習室5 □学習室6（和室）		
		□三郷交流学習センター	□学習室1 □学習室2 □展示ギャラリー		
設備・備品及び区分	穂高・豊科共通	□ホールスクリーン □サスペンションライト □DVDプレーヤー □指揮台 □放送設備（マイク1本含む。） □ワイヤレスマイク (本) □舞台（花台を含む。） □司会者台 □CD・MDプレーヤー □展示ケース □プロジェクター □ピアノ □ビデオデッキ □フォローピンスポット □カセットテープレコーダー			
	穂高	□平台 □シーリングライト □携帯用拡声器 □音響反射板 □ロアーホリゾントライト □イベント用テント □携帯用スクリーン □移動観覧席 □アッパーホリゾントライト			
	三郷	□携帯用拡声器 □携帯用スクリーン □プロジェクター □ブルーレイディスクプレーヤー □モニターテレビ			
延長時間		□午前8時30分から午前9まで		□正午から午後1時まで	
入場料・参加費徴収		□無 □有 （入場料・参加費最高額 円）			
物販、広告宣伝等		□無 □有 （内容）			

安曇野市交流学習センター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料の減免を申請します。

利用年月日	年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
催物名称・内容	利用予定人数 人	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)	
物販、広告宣伝	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	
減免率	100分の	
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市、又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため利用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の、公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第9号（第6条関係）

安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）通知書

安曇野市指令

第 号

年 月

日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のあった使用料減免申請は、
 下記のとおり承認します。
 下記の理由により承認できません。]

記

利用年月日	年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで
	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
催物名称・内容	利用予定人数 人	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)	
物販、広告宣伝	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (内容)	
減免率	100分の	
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市、又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため利用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の、公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他 ()	
不承認の理由		

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
 - 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付してください。

使用料の 還付理由											
納入済額	円										
還付請求額	円										
利用施設	□穂高交流学習センター	□多目的交流ホール □楽屋1 □楽屋2 □楽屋3（応接室） □グループ学習室 □展示ギャラリー □交流広場									
	□豊科交流学習センター	□多目的交流ホール □学習室1 □学習室2 □学習室3 □学習室4 □学習室5 □学習室6（和室）									
	□三郷交流学習センター	□学習室1 □学習室2 □展示ギャラリー									
利用予定日	年 月 日()			時 分から	時 分まで						
	年 月 日()			時 分から	時 分まで						
準備	□無	□有	年 月 日()	時 分から	時 分まで						
設備・備品 及び区分	穂高・ 豊科共通	□ホールスクリーン □サスペンションライト □DVDプレーヤー □指揮台 □放送設備（マイク1本含む。） □ワイヤレスマイク (本) □演台（花台を含む。） □司会者台 □CD・MDプレーヤー □展示ケース □プロジェクター □ピアノ □ビデオデッキ □フォローピンスポット □カセットテープレコーダー									
	穂高	□平台 □シーリングライト □携帯用拡声器 □音響反射板 □ロアーホリゾントライト □イベント用テント □携帯用スクリーン □移動観覧席 □アッパーホリゾントライト									
	三郷	□携帯用拡声器 □携帯用スクリーン □プロジェクター □ブルーレイディスクプレーヤー □モニターテレビ									
備考											
添付書類	利用許可書の写し及び領収書を添付してください。										

【還付先口座】

口座振替金融機関		普通・当座No.	
金融機関 名	支店・支所	フリガナ	口座名義

様式第11号（第7条関係）

安曇野市交流学習センター使用料還付決定書

安曇野市指令

号

年 月

日

様

安曇野市長

回

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付します。

使用料の 還付理由										
納入済額	円									
還付請求額	円									
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> グループ学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場								
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6（和室）								
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー								
利用予定日	年	月	日	()	時	分	から	時	分	まで
	年	月	日	()	時	分	から	時	分	まで
準備	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	年	月	日	()	時	分	から	時	分
設備・備品 及び区分	穂高・ 豊科共通	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（本） <input type="checkbox"/> 舞台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー								
	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロードホリゾントライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパー荷物ホリゾントライト								
	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ								
備考										

【還付先口座】

口座振替金融機関			普通・当座No.
金融機関 名	支店・支所	フリガナ 口座名義	

様式第12号（第8条関係）

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可取消通知書

第 号

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け許可第 号による安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可については、下記により利用許可を取り消します。

記

利用許可を取消す理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分が あった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年教育委員会規則第4号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、安曇野市交流学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項に規定する許可を受けようとする者は、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書（様式第1号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可申請書（様式第備品利用許可申請書（様式第2号）により申請するものとする。</p> <p>2 前項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、<u>教育委員会</u>が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、安曇野市交流学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する申請は、施設は安曇野市交流学習センター施設使用許可申請書（様式第1号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可申請書（様式第2号）によるものとする。</p> <p>2 前項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、<u>安曇野市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が認めたときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 多目的交流ホール、展示ギャラリー及び交流広場並びにこれらのもと併せて<u>利用する場合</u>の学習室（豊科交流学習センターは学習室6、三郷交流学習センターは学習室2）については、<u>利用する日の属する月</u>から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、<u>その翌日</u>。次号において同じ。）から<u>利用する日の前の前3日</u>（その日が休館日に当たるとときは、<u>その前日</u>。次号、<u>第5条第1項</u>及び<u>第8条第2号</u>において同じ。）から<u>使用する日の前3日</u>（その日が休館日に当たるとときは、<u>その前日</u>。次号、<u>第6条第1項</u>及び<u>第8条第2号</u>において同じ。）まで</p> <p>(2) 学習室については、<u>利用する日の属する月の3日前の月の初日</u>から<u>利用する日の前3日</u>まで（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(3) 設備及び備品については、施設の<u>利用</u>の申請をする日か</p>	<p>(1) 多目的交流ホール、展示ギャラリー及び交流広場並びにこれらのもと併せて<u>使用する場合</u>の学習室（豊科交流学習センターは学習室6、三郷交流学習センターは学習室2）については、<u>使用する日の属する月</u>から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるとときは、<u>その前日</u>。次号において同じ。）から<u>使用する日の前3日</u>（その日が休館日に当たるとときは、<u>その前日</u>。次号、<u>第6条第1項</u>及び<u>第8条第2号</u>において同じ。）まで</p> <p>(2) 学習室については、<u>使用する日の属する月の3日前の月の初日</u>から<u>使用する日の前3日</u>まで（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(3) 設備及び備品については、施設の<u>使用</u>の申請をする日か</p>

改正後	改正前
ら利用する日まで	ら適用する日まで
(利用の許可)	(許可書の交付)
第3条 教育委員会は、条例第5条第1項の許可をしたときは、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可書（様式第3号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書（様式第4号）を、同条第2項の許可しないときは安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書（様式第5号）を交付するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。	第3条 教育委員会は、条例第5条第1項の許可をしたときは、施設は安曇野市交流学習センター施設使用許可書（様式第3号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可書（様式第4号）を交付するものとする。
(使用料の納付)	(使用料の納付)
第4条 条例第6条に規定する使用料の納付は、施設は安曇野市交流学習センター施設使用料納入通知書兼領収書（様式第5号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用料納入通知書兼領収書（様式第6号）によるものとする。	第4条 条例第6条に規定する使用料の納付は、施設は安曇野市交流学習センター施設使用料納入通知書兼領収書（様式第5号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用料納入通知書兼領収書（様式第6号）によるものとする。
(許可書の提示)	(許可書の提示)
第5条 使用の許可を受けた者（以下「施設等使用者」という。）がセンターを使用するときは、センターの受付へ前条又は次条第2項の許可書を提示しなければならない。	第5条 使用の許可を受けた者（以下「施設等使用者」という。）がセンターを使用するときは、センターの受付へ第3条又は次条第2項の許可書を提示しなければならない。
(利用の変更又は中止)	(使用の変更又は中止)
第5条 許可を受けた者が利用の変更をしようとするときは、利用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター使用変更申請書（様式第6号）を提出しなければならない。	第6条 施設等使用者が使用の変更又は中止をしようとするときは、使用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書（様式第7号）を提出しなければならない。
2 教育委員会は、前項の申請に対して変更を許可したときは、	2 教育委員会は、前項の申請に対して変更を許可したときは、

改正後	改正前
<p><u>安曇野市交流学習センター利用変更許可書（様式第7号）</u>を交付するものとする。</p> <p>3 許可を受けた者が利用を中止しようとするときは、利用を開始する前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター利用中止届（様式第7号の2）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めた場合は、口頭をもつてこれに代えることができる。</p>	<p><u>安曇野市交流学習センター使用変更許可書（様式第8号）</u>を交付するものとする。</p>
<p>（使用料の減免）</p> <p><u>第6条</u> 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、承認又は不承認を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）書（様式第9号）を交付するものとする。</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p><u>第7条</u> 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、承認又は不承認を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）を交付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>利用する日の前30日 100分の50</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請に対し還付を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料還付決定書（様式第11号）を交付するものとする。</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第8条 教育委員会は、条例第10条の規定により条例第5条第1項の許可を取り消したときは、安曇野市交流学習センター利用許可取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。</p>	<p>イ 使用する日の前30日 100分の50</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請に対し還付を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料還付決定書（様式第12号）を交付するものとする。</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第9条 条例第9条第1項第6号の規定による特に不適当と認めたときは、教育委員会の許可を受けないで次の各号のいずれかに該当する事項を行つた場合とする。</p> <p>(1) 施設等の原状を変えること。</p> <p>(2) 備品等をセンターの外へ持ち出すこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で火気の使用、飲食及び喫煙すること。</p> <p>(4) 酒類の持ち込み及び飲酒をすること。</p> <p>（補則）</p> <p>第10条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、別に定めること。</p>

附 則		改正後	改正前
別表（第6条関係）			
	区分	減免率	備考
1 安曇野市又は教育委員会が利用する場合	100分の100		
(略)			
3 市内の区又は安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の100	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。	
4 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために使用する場合	100分の100		
5 市内の非営利社会福祉団体が、公益を目的とした事業で利用する場合	100分の100	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象と	

改正前

別表（第7条関係）

別表（第7条関係）			
区分	減免率	備考	備考
1 安曇野市又は教育委員会が使用する場合	100分の100		
(略)			
3 市内の区又は安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が、公益を目的とした事業で使用する場合	100分の100	使用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。	
4 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために使用する場合	100分の100		
5 市内の非営利社会福祉団体が、公益を目的とした事業で使用する場合	100分の100	使用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象と	

改正前

使用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

改正後		改正前	
6 <u>社会教育施設の利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）に基づく団体が、公益を目的とした事業で利用する場合</u>	100分の 50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。	しない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
7 <u>その他公共団体、地域団体、市民活動団体、その他団体等が公益を目的とした事業で利用する場合</u>	100分の 50	利用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。	100分の 50
6 <u>社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）に基づく団体が、公益を目的とした事業で使用する場合</u>	100分の 50	使用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めめた場合は、この限りでない。	使用形態がその団体（又は個人）の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。ただし、市長が認めめた場合は、この限りでない。

議案第 17 号	教育部 図書館交流課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 丸山 高人 (担当係長) 赤沼さつき

タイトル	安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市明科学習館管理規則の一部改正の承認
要旨	<p>安曇野市明科学習館条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて管理規則を改正し、併せて字句の修正と様式の修正、追加等を行います。</p>
説明	<p>1 改正の要旨 安曇野市明科学習館条例の改正に伴い、安曇野市明科学習館の管理及び運営に関し必要な事項を定めた、安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正します。 改正にあたっては、安曇野市交流学習センター管理規則と整合性を持たせるよう条文を整えます。 また、規則中の字句を整理するとともに、不備であった様式を修正、追加します。</p> <p>2 規則の名称 安曇野市明科学習館管理規則</p> <p>3 施行日 平成 31 年 4 月 1 日</p>

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 1 号

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、安曇野市明科学習館」の次に「（以下「学習館」という。）」を加える。

第2条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条中「安曇野市明科学習館の使用時間」を「学習館の利用時間」に、「時限割り」を「時限割」に改め、同条ただし書中「安曇野市明科学習館長」を「教育委員会」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「に規定する申請は、安曇野市明科学習館使用許可申請書」を「の許可を受けようとする者は、安曇野市明科学習館利用許可申請書」に、「による」を「により申請する」に改め、同条第2項第1号中「使用する場合」を「利用する場合」に、「使用する日の属する」を「利用する日の属する」に、「その前日。次号、第6条第1項及び第11条第1項第2号において同じ。）から使用する日の前」を「その翌日。次号において同じ。）から利用する日の前」に、「次号、第6条第1項及び第11条第1項第2号」を「次号、第5条第1項及び第3項並びに第10条第1項第2号」に改め、同項第2号中「第1講義室、第2講義室」を「講義室A、講義室B」に、「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「第1項の申請に対して使用」を「条例第7条第1項」に、「安曇野市明科学習館使用許可書」を「安曇野市明科学習館利用許可書」に改め、「第2号」の次に「を、同条第2項の許可しないときは、安曇野市明科学習館利用不許可通知書（様式第3号）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第4条を削る。

第5条中「使用の」を「条例第7条第1項の」に、「が安曇野市明科学習館を使用するときは、安曇野市明科学習館」を「（以下「許可を受けた者」という。）が学習館を利用するときは、学習館」に改め、「の第3条第3項」を削り、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に、「取消し」を「中止」に改め、同条第1項中「第3条第3項の」を削り、「使用の変更又は取消しを」を「許可された事項を変更」に、「使用を」を「利用を」に、「安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書」を「安曇野市

明科学習館利用変更・中止申請書」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に、「安曇野市明科学習館使用変更許可書」を「安曇野市明科学習館利用変更許可書」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第6条 許可を受けた者が利用を中止しようとするときは、利用を開始する前2日までに教育委員会に安曇野市明科学習館利用中止届（様式第5号の2）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めた場合は、口頭をもってこれに代えることができる。

2 前項に定めるもののほか、使用料を減免する範囲及び減免率は、安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）第6条第2項を準用し、使用料に減免率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

第7条を次のように改める。

(団体の認定)

第7条 前条第1項に規定する教育委員会の認定を受けることができる団体は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。
- (2) 会員の相互の連携と、教養、文化、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に学習館で活動し、1回の活動が5人以上であること。
- (3) 団体の会員数は、10人以上であること。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。
- (4) 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者又は安曇野市内に在学する者であること。

2 前条第1項に規定する教育委員会の認定を受けようとする団体は、安曇野市明科学習館登録団体認定申請書（様式第6号）を、認定を受けようとする年度の前年度の2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、追加の申請を認めるものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して適當であると認めたときは、その認定の内容及びこれに付した条件（以下「認定の条件」という。）を記載した安曇野市明科学習館登録団体認定書（様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。

4 認定の有効期限は、認定書を交付した年度の末日とする。

第8条を削る。

第9条第1項中「の各号」を削り、同条を第8条とする。

第10条第1項中「第11条」を「第9条」に、「もの」を「者」に改め、「提出し、」を削り、同条第3項中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「第12条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、「よる」の次に「市

長が特に必要と認めるときは、次に掲げる場合をいい、「」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
- (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止の申請をして取り消されたとき。
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前2日 100分の50

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(許可の取消し)

第11条 教育委員会は、条例第12条の規定により条例第7条第1項の許可を取り消したときは、安曇野市明科学習館利用許可取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

別表時間区分の項中「午後0時まで」を「正午」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

安曇野市明科学習館利用許可申請書

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市明科学習館の利用許可を申請します。

催物名称・内容					利用予定人数 人	
	利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニールーム	<input type="checkbox"/> 屋外ホール	<input type="checkbox"/> 講義室A		<input type="checkbox"/> 講義室B
	<input type="checkbox"/> 学習室	<input type="checkbox"/> 実習室	<input type="checkbox"/> 和室			
利用年月日	年	月	日 ()	時	分から	
	年	月	日 ()	時	分まで	
	年	月	日 ()	時	分から	
	年	月	日 ()	時	分まで	
	年	月	日 ()	時	分から	
	年	月	日 ()	時	分まで	
利用備品及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式			<input type="checkbox"/> 移動観覧席一式	<input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式	
	<input type="checkbox"/> プロジェクター一式			<input type="checkbox"/> グランドピアノ		
	年　月　日 ()					
	<input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで			<input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで		
	<input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで			<input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで		
	<input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで					
利用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的					<input type="checkbox"/> 営利目的
入場料・参加費 徴収	<input type="checkbox"/> 無					<input type="checkbox"/> 有
備考欄						

様式第2号（第3条関係）

安曇野市明科学習館利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設の利用を許可します。

催物名称・内容					利用予定人数 人
利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニールーム <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室				
	年	月	日	()	時 分から
利用年月日	年	月	日	()	時 分まで
	年	月	日	()	時 分から
	年	月	日	()	時 分まで
	年	月	日	()	時 分から
	年	月	日	()	時 分まで
利用備品及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ				
	年	月	日	()	
	<input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで				
	<input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで				
	<input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで				
利用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的				
入場料・参加費徵収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
備考欄					

許可条件

- 1 安曇野市明科学習館条例、安曇野市明科学習館管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された利用上の注意事項を守ること。

(裏)
利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、使用の際に必ず学習館の職員に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付する額については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めでない理由により使用できなくなったとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止の申請をして取り消されたとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前2日 100分の50なお、使用料の還付を受けようとするときは、安曇野市明科学習館使用料還付申請書兼請求書(様式第11号)を提出してください。
 - 4 利用日の変更については利用日2日前までに「安曇野市明科学習館利用変更申請書(様式第4号)」を提出してください。
 - 5 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市明科学習館条例第12条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
 - 6 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
 - 7 利用者の不注意又は過失により利用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
 - 8 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
 - 9 ホールを利用する方は、前日までに職員と十分打合せし、準備をしてください。また、利用する備品についても十分打合せをしてください。

様式第3号（第3条関係）

安曇野市明科学習館利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった安曇野市明科学習館の利用について、下記により許可しないので通知します。

記

許可しない理由

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第5条関係）

安曇野市明科学習館利用変更申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は氏名

名 称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市明科学習館の施設等の利用許可を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

申請理由		1 変更	2 中止	
		【理由】		
変更後の内容	利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室		
	日 時	年 月 日 ()	時 分	から
	年 月 日 ()	時 分	まで	
利用備品及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ			
	年 月 日 ()			
	<input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで			
利用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的			
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
備考欄				

提出の際は、変更前の利用許可書の写しを添付してください。

様式第5号（第5条関係）

安曇野市明科学習館利用変更許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 団

次のとおり変更することを許可します。

申請理由							
変更後の内容	利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室					
	日 時	年	月	日	()	時	分から
		年	月	日	()	時	分まで
利用備品及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ						
	年 月 日 ()						
		<input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで	<input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで				
		<input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで	<input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで				
		<input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで					
利用目的		<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的					
入場料・参加費徴収		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
備考欄							

様式第5号の2（第5条関係）

安曇野市明科学習館利用中止届

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は氏名

名 称

代表者氏名

電話番号

年　月　日付け 安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市明科学習館の施設等の利用許可を受けましたが、次のとおり利用の中止を届け出ます。

申請理由		【理由】					
中止の内容	利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室					
	日 時	年	月	日	()	時	分から
		年	月	日	()	時	分まで
利用備品及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ						
	年　月　日 ()						
	<input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで			<input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで			
	<input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで			<input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで			
	<input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで						
利用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的						
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有						
備考欄							

様式第6号（第7条関係）

安曇野市明科学習館登録団体認定申請書

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

安曇野市明科学習館管理規則第6条第1項に定める団体の認定を受けたいので、同規則第7条第2項の規定により申請します。

申 請 者	住所又は所在		
	名 称		
	電 話	()	
代表者氏名			
団体連絡先		電話	()
活動内容			
所属団体等 (上部団体等)		人員	人
備 考			

様式第7号（第7条関係）

安曇野市明科学習館登録団体認定書

第 年 月 号 日

様

安曇野市教育委員会 印

安曇野市明科学習館管理規則第6条第1項に定める団体として認定します。

申 請 者	住 所		
	團 体 名		
	電 話	()	
代表者氏名			
団体連絡先		電話	()
活動内容			
所属団体等 (上部団体等)		人員	人
認定の条件			
備 考			

様式第8号（第8条関係）

安曇野市明科学習館登録団体認定取消書

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会

印

年 月 日付け第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定
を下記の理由により取り消します。

記

- 取消理由 1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため
2 認定の条件に違反したため

様式第9号（第9条関係）

安曇野市明科学習館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料の減免を申請します。

催物名称・内容	
減免申請理由	【理由】
利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
利用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
減免率	100分の
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市、又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため利用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の、公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第10号（第9条関係）

安曇野市明科学習館使用料減免承認（不承認）書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長 団

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料の減免を承認・不承認します。

催物名称・内容	
減免申請理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
利用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
減免率	100分の
不承認の理由	

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第11号（第10条関係）

安曇野市明科学習館使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料を還付してください。

使用料の 還付理由	
納入済額	円
還付請求額	円
利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
利用予定日	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
使用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ
	年 月 日 ()
	<input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
備考	

【還付先口座】

口座振替金融機関	口座番号	普通・当座 No.
	アガナ	

提出の際は、利用許可書の写し及び領収書を添付してください。

様式第12号（第10条関係）

安曇野市明科学習館使用料還付決定書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長 団

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料を還付することを決定します。

使用料 還付理由	
納入済額	円
還付請求額	円
利用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
利用予定日	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
利用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ
	年 月 日 ()
	<input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで
	<input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで
<input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで	
備 考	

【還付先口座】

口座振替金融機関		口座番号	普通・当座 No.
		刈がナ	
		口座名義	

安曇野市明科学習館利用許可取消通知書

第 号
年 月 日
様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け許可第 号による安曇野市明科学習館利用許可については、下記により利用の許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨) 第1条 この規則は、安曇野市明科学習館条例（平成18年安曇野市条例第34号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、安曇野市明科学習館（以下「学習館」という。）の管理及び運営に關し、必要な事項を定めるものとする。
(利用時間)	(利用時間) 第2条 学習館の利用時間は、別表に定める <u>時限割り</u> に基づいて行うものとする。ただし、 <u>教育委員会</u> が特に必要と認めるとときは、これを利用することができる。
(利用の許可)	(利用の許可) 第3条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、安曇野市明科学習館利用許可申請書（様式第1号）により申請するものとする。 2 前項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。 (1) ハーモニーホール及び屋外ホール並びにこれらのもとの併せて利用する場合の和室については、 <u>利用する日の属する月から起算して6月前の月の初日</u> （その日が休館日に当たるときは、

改正後	改正前
<p>その翌日。次号において同じ。) から利用する日の前 3 日（その日が休館日に当たるときは、その前日。次号、第 5 条第 1 項及び第 3 項並びに第 10 条第 1 項第 2 号において同じ。）まで</p> <p>(2) 学習室、講義室 A、講義室 B、実習室又は和室については、<u>利用する</u>日の月の初日から<u>利用する</u>日の前 3 日まで</p> <p>(3) 備品については、施設の<u>利用</u>の申請をする日から<u>利用する</u>日まで</p>	<p>その前日。次号、第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号において同じ。) から使用する日の前 3 日（その日が休館日に当たるときは、その前日。次号、第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号において同じ。）まで</p> <p>(2) 学習室、第 1 講義室、第 2 講義室、実習室又は和室については、<u>使用する</u>日の月の初日から<u>使用する</u>日の前 3 日まで</p> <p>(3) 備品については、施設の<u>使用</u>の申請をする日から<u>使用する</u>日まで</p>
<p>3 教育委員会は、<u>条例第 7 条第 1 項</u>の許可をしたときは、<u>安曇野市明科学習館利用許可書</u>（様式第 2 号）を、<u>同条第 2 項</u>の許可しないときは、<u>安曇野市明科学習館利用不許可通知書</u>（様式第 3 号）を交付するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。</p>	<p>3 教育委員会は、<u>第 1 項の申請に對して使用の許可</u>をしたときは、<u>安曇野市明科学習館使用許可書</u>（様式第 2 号）を交付するものとする。</p>
<p>(許可書の提示)</p> <p>第 4 条 条例第 10 条に規定する使用料の納付は、<u>安曇野市明科学習館使用料納入通知書兼領収書</u>（様式第 3 号）によるものとする。</p>	<p>(許可書の提示)</p> <p>第 4 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」とする）</p> <p>第 5 条 使用の許可を受けた者が<u>安曇野市明科学習館を使用する</u>と</p>

改正後	改正前
<p>「者」という。)が学習館を利用するときは、学習館の受付へ第3項又は次条第2項の許可書を提示しなければならない。</p> <p>(利用の変更又は中止)</p> <p>第5条 許可を受けた者が許可された事項を変更しようとするときは、利用を開始する前2日までに教育委員会に安曇野市明科学習館利用変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。</p> <p>第6条 第3条第3項の許可を受けた者が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用を開始する前2日までに教育委員会に安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書(様式第4号)を提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請に対して使用の変更を許可したときは、安曇野市明科学習館利用変更許可書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>3 許可を受けた者が利用を中止しようとするときは、利用を開始する前2日までに教育委員会に安曇野市明科学習館利用中止届(様式第5号の2)を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めた場合は、口頭をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第9条に規定する使用料の減免額は、教育委員会が必要と認めた団体が生涯学習のために利用するときは、使用料に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p>	<p>きは、安曇野市明科学習館の受付へ第3条第3項又は次条第2項の第3条第3項の許可書を提示しなければならない。</p> <p>(使用の変更又は取消し)</p> <p>第6条 第3条第3項の許可を受けた者が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用を開始する前2日までに教育委員会に安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書(様式第4号)を提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請に対して使用の変更を許可したときは、安曇野市明科学習館使用変更許可書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>3 許可を受けた者が利用を中止しようとするときは、利用を開始する前2日までに教育委員会に安曇野市明科学習館利用中止届(様式第5号の2)を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めた場合は、口頭をもつてこれに代えることができる。</p>

	改正後	改正前
2 前項に定めるものはか、使用料を減免する範囲及び減免率は、安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）第6条第2項を準用し、使用料に減免率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	<p style="text-align: center;">(団体の認定)</p> <p style="text-align: center;">(使用料の減免)</p> <p><u>第7条</u> 前条第1項に規定する教育委員会の認定を受けることができる団体は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。 (2) 会員の相互の連携と、教養、文化、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に学習館で活動し、1回の活動が5人以上であること。 (3) 団体の会員数は、10人以上であること。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。 (4) 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者又は安曇野市内に在学する者であること。 <p>2 前条第1項に規定する教育委員会の認定を受けようとする団体は、安曇野市明科学習館登録団体認定申請書（様式第6号）を、</p>	<p style="text-align: center;">(使用料の減免)</p> <p><u>第7条</u> 条例第11条に規定する安曇野市明科学習館使用料（以下「使用料」という。）の減免額は、条例別表に掲げる使用料の額に、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市又は市内の小中学校が使用するとき 100分の100 (2) 教育委員会が必要と認めた団体が生涯学習のために使用するとき 100分の50 (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めたとき 100分の50以内

改正後	改正前
<p><u>認定を受けようとする年度の前年度の2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、追加の申請を認めるものとする。</u></p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して適當であると認めたときは、その認定の内容及びこれに付した条件（以下「認定の条件」という。）を記載した安曇野市明科学習館登録団体認定書（様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>4 認定の有効期限は、認定書を交付した年度の末日とする。</p>	<p><u>(団体の認定)</u></p> <p><u>第8条 前条第2号に規定する教育委員会の認定を受けようとする団体は、安曇野市明科学習館登録団体認定申請書（様式第6号）を、認定を受けようとする年度の前年度の2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、追加の申請を認めるものとする。</u></p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して適當であると認めたときは、その認定の内容及びこれに付した条件（以下「認定の条件」という。）を記載した安曇野市明科学習館登録団体認定書（様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(認定の取消し)</p> <p>第8条 前条の規定により認定を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、教育委員会は、認定を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(認定の取消し)</p> <p>第9条 前条の規定により認定を受けた団体が次の<u>各号</u>のいづれかに該当するときは、教育委員会は、認定を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第10条 条例<u>第11条</u>の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市明科学習館使用料減免申請書（様式第9号）を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第8条の認定を受けた者は、前2項の規定による申請及び許可があつたものとみなす。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例<u>第12条ただし書</u>の規定による還付する額は、納付された使用料に次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p>

改正後	改正前																								
て得た額とする。																									
(1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できな とき 100分の100	(1) 条例第12条第1号に該当するとき 100分の100																								
(2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を 受けたとき、又は中止の申請をして取り消されたとき。 ア 利用する日の前90日 100分の100 イ 利用する日の前2日 100分の50 2・3 (略)	(2) 条例第12条第2号に該当するとき 次の各号に定める区分 に従い、当該各号に定める率 ア 使用する日の前90日まで 100分の100 イ 使用する日の前2日まで 100分の50 2・3 (略)																								
(許可の取消し)																									
	第11条 教育委員会は、条例第12条の規定により条例第7条第1項 の許可を取り消したときは、安曇野市明科学習館利用許可取消通 知書（様式第13号）により通知するものとする。ただし、緊急の 場合はこの限りでない。																								
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時限</th><th>1 時限</th><th>2 時限</th><th>3 時限</th><th>4 時限</th><th>5 時限</th><th>時限</th><th>1 時限</th><th>2 時限</th><th>3 時限</th><th>4 時限</th><th>5 時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時 間 区 分</td><td>午前10時 から正午 3時まで</td><td>午後1時 から午後 5時まで</td><td>午後3時 から午後 7時まで</td><td>午後5時 から午後 9時まで</td><td>午後7時 から午後 9時まで</td><td>午前10時 から午後 0時まで</td><td>午後1時 から午後 3時まで</td><td>午後3時 から午後 5時まで</td><td>午後5時 から午後 7時まで</td><td>午後7時 から午後 9時まで</td><td>午後7時 から午後 9時まで</td></tr> </tbody> </table>	時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	時 間 区 分	午前10時 から正午 3時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後3時 から午後 7時まで	午後5時 から午後 9時まで	午後7時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 0時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	午後7時 から午後 9時まで
時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限														
時 間 区 分	午前10時 から正午 3時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後3時 から午後 7時まで	午後5時 から午後 9時まで	午後7時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 0時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	午後7時 から午後 9時まで														

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 19 号	教育部 学校教育課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 櫻井 義之

タイトル	安曇野市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について
決定を要する事項の内容	部活動指導員設置要綱の制定
要旨	部活動指導員を市の非常勤職員として雇用し、中学校部活動の充実と教員の負担軽減を目的に活用するため、本要綱を制定するものです。
説明	<ul style="list-style-type: none">・平成 30 年度から国・県による部活動指導員に対する補助事業が始まっていますが、安曇野市においても指導経験の豊富な外部の指導者を活用することで、部活動の充実を図るとともに、長時間部活動に従事する教員の負担軽減を図るために本要綱を制定するものです。・併せて、補助事業を活用するためには、部活動指導員を市の非常勤職員として位置づけることが必要であるため、所要の規定を整備するものです。

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市立中学校部活動指導員設置要綱を次のように定める。

平成31年3月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2の規定により、安曇野市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動の充実及び教職員の負担軽減を図るために設置する安曇野市部活動指導員（以下「部活動指導員」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育現場にふさわしい人格と見識を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、校長の意見を考慮し、派遣する中学校を決定の上、部活動指導員を任命する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会等が公認する指導者資格又は同等の指導者資格を有する者
- (2) 中学校の部活動において指導した経験を有する者又は地域のスポーツ・文化活動において指導の経験を有する者
- (3) 教員免許状を有する者
- (4) 20歳以上の者

(身分)

第3条 部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(任期)

第4条 部活動指導員の任期は、1年以内とする。

2 部活動指導員は、再任することができる。

(職務)

第5条 部活動指導員は、中学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものと除く。）である部活動において、校長の監督の下に、次に掲げる指導等を行うものとする。

- (1) 技術指導
- (2) 安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会及び練習試合等）の引率
- (4) 年間及び月間指導計画の作成又はその補助
- (5) 事故が発生した場合の初期対応（教諭等と連携し、学校として組織的に対応するものとする。）
- (6) その他校長が必要と認めるもの

(勤務条件等)

- 第6条 部活動指導員の指導時間数は、年間210時間を上限として、校長が定めるものとする。
- 2 部活動指導員の服務については、安曇野市一般職の非常勤職員等に関する規則（平成17年安曇野市規則第23号。以下「規則」という。）の例による。
- 3 部活動指導員は、前条各号に規定する職務を遂行するにあたり、定期又は隨時に研修を受けるものとする。

(解職)

第7条 教育委員会は、任命された部活動指導員が規則第14条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、校長の意見を聴いた上で、当該部活動指導員を解職することができる。

- (1) 心身の故障により、その職務に耐えられないと認めるとき。
- (2) 部活動指導員としての適格性を欠くと認められるとき。

(報酬及び費用弁償)

第8条 部活動指導員の賃金と費用弁償については、別に定めるものとする。

(損害賠償の義務)

第9条 部活動指導員は、職務の遂行に当たって、故意または過失により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 20 号	教育部 学校教育課
平成 31 年 3 月 26 日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 櫻井 義之

タイトル	安曇野市日本語学習支援事業実施要綱の制定について
決定を要する事項の内容	日本語学習支援事業実施要綱を制定することの承認
要旨	日本語の学習支援を必要とする児童生徒への支援を市教育委員会で実施するために要綱を制定するものです。
説明	<ul style="list-style-type: none">・現在、日本語の学習支援を必要としている児童生徒に対して、コミュニティスクール事業のボランティアを活用した支援を行っています。・日本語の習得は、義務教育の教育課程を履修するうえで不可欠な部分であり、市教育委員会が主体的に支援に関与をしていく必要があるため、事業として実施するにあたり、本要綱を制定するものです。

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市日本語学習支援事業実施要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒のうち、海外在留期間が長く、又は外国籍で日本語が不自由な者に対して支援員を派遣し、日本語の指導及び教科学習等を支援することにより、学校生活への適応を図るため実施する安曇野市日本語学習支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関する必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 事業は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 帰国子女（海外で長年過ごして帰国した日本国籍の児童生徒をいう。）及び外国籍児童生徒（以下これらを総称して「外国人等児童生徒」という。）に係る学習指導及び支援に関するここと。
- (2) 日本の生活習慣を習得するための指導及び支援に関するここと。
- (3) その他安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、教育委員会とする。

(外国人等児童生徒支援員)

第 4 条 第 2 条各号に規定する事業を行うため、外国人等児童生徒支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(支援員の要件)

第 5 条 支援員は、学校教育をよく理解し、当該学校の教育方針に協力できる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本語教授法を習得している者（各種関係機関、大学、専門学校等で実施している日本語教師養成講座を受講し、当該講座等を修了した者をいう。）
- (2) 日本語指導の経験のある者
- (3) 外国人等児童生徒が使う言語を話せる者
- (4) その他教育委員会が認める者

(派遣基準)

第 6 条 教育委員会が支援員を派遣する基準は、学校に在籍する外国人等児童生徒が次の各号のいずれかに該当する者である場合とする。

- (1) 基礎的な日本語適応能力を有しない者であるとき。
- (2) 基礎的な日本語適応能力は有するが、専門的語意の理解が困難な者であるとき。
- (3) 前 2 号に準ずる者であるとき。

(申請)

第7条 学校長は、前条に規定する派遣基準に該当すると認めるとときは、外国人等児童生徒支援員派遣申請書（様式第1号）により教育委員会に申請するものとする。

(決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その適否を判断し、支援員の派遣が必要と認めるときは、外国人等児童生徒支援員派遣決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(外国人等児童生徒支援員の登録等)

第9条 教育委員会は、支援員を、外国人等児童生徒支援員登録申請書（様式第3号）に基づいて登録し、支援員登録簿を備えて管理する。

- 2 前項の登録期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 教育委員会は、支援員の登録期間満了の際、特に必要があると認めるときは、その登録期間を更新することができる。
- 4 教育委員会は、登録した者が支援員として不適当と認めるときは、その登録を抹消することができる。

(服務)

第10条 支援員は、その職務を遂行するに当たっては、法令等に従い、かつ、学校長の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 支援員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(研修)

第11条 支援員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術習得に努めなければならない。

(報告)

第12条 支援員は、業務内容等の状況について定期的に教育委員会に報告しなければならない。

(指導及び監督)

第13条 教育委員会は、支援員に対し適宜報告を求め、必要な指導及び監督を行うものとする。

(報償等)

第14条 支援員の報償等については、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

学校長

印

外国人等児童生徒支援員派遣申請書

安曇野市日本語学習支援事業実施要綱第7条に基づき、下記の児童生徒に対する
外国人等児童生徒支援員の派遣を申請します。

記

児童生徒名	
生年月日・性別	
住 所	
国籍（在住した国）	
保護者氏名	
在籍校・学年・組	
派遣を申請する理由	
備 考	

様式第2号（第8条関係）

年　月　日

安曇野市立　　学校長 様

安曇野市教育委員会 印

外国人等児童生徒支援員派遣決定通知書

安曇野市日本語学習支援事業実施要綱第8条に基づき、下記の児童生徒に対する
外国人等児童生徒支援員の派遣について決定します。

記

派 遣 の 可 否	
児 童 生 徒 名	
生年月日・性別	
住 所	
国籍（在住した国）	
在籍校・学年・組	
派 遣 開 始 日	

様式第3号（第9条関係）

年　月　日

(宛先) 安曇野市教育委員会

(申請者)

住所

氏名

印

外国人等児童生徒支援員登録申請書

安曇野市日本語学習支援事業実施要綱第9条に基づく外国人等児童生徒支援員への登録を申請します。

記

申請者氏名	
生年月日・性別	
住所地	
該当要件	(1) 日本語教授法を習得している者 (2) 日本語指導の経験のある者 (3) 外国人等児童生徒が使う言語を話せる者 (4) その他教育委員会が認める者
可能な言語	
派遣の条件 (希望する学校など)	
備考	

※ 登録内容について、必要に応じて学校に情報提供します。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第1号	教育部 学校教育課
平成31年3月26日提出	課長 平林 洋一 (担当)宮澤 慎二
タイトル	平成31年度 安曇野市学校給食費会計予算について
報告を要する事項の内容	平成31年度 安曇野市学校給食費会計予算について
要旨	平成31年度 安曇野市学校給食費会計予算の報告について
説明	<p>平成31年2月18日開催の学校給食センター運営委員会において、平成31年度の学校給食費会計予算について審議していただき承認されましたので、安曇野市学校給食費会計事務処理規程第9条の規定に基づき別紙のとおり報告します。</p> <p>平成31年度は、児童生徒の減少と給食日数の減により4億8千万円余の予算となり、今年度予算に比べると900万円の減となりました。</p> <p>また、来年度の給食費については、給食日数が小学校200日、中学校199日のため、年額小学校56,000円、中学校65,670円となります。</p>

平成 31 年度

安曇野市学校給食費会計予算書

平成 31 年 2 月 18 日 承認

学校教育課 学校給食担当

平成31年度学校給食費会計歳入歳出予算書

【歳入の部】

(単位:千円)

		北部学校給食センター	堀金学校給食センター	中部学校給食センター	南部学校給食センター	合 計
給食費	現年度	163,481	51,969	131,524	133,810	480,784
	滞納分	1	1	1	1	4
給食費計		163,482	51,970	131,525	133,811	480,788
雑 収 入		1	1	1	1	4
繰 越 金		1	1	1	1	4
歳入合計		163,484	51,972	131,527	133,813	480,796

【歳出の部】

(単位:千円)

		北部学校給食センター	堀金学校給食センター	中部学校給食センター	南部学校給食センター	合 計
主食費	米飯	11,878	3,310	8,832	8,877	32,897
	パン	3,647	1,224	3,099	3,211	11,181
	麺	2,738	911	2,383	2,408	8,440
	牛乳	30,554	9,519	23,495	24,086	87,654
主食費計		48,817	14,964	37,809	38,582	140,172
副食費		109,534	35,548	90,202	91,381	326,665
還付金		5,133	1,460	3,516	3,850	13,959
歳出合計		163,484	51,972	131,527	133,813	480,796

歳 入	480,796,000	円
歳 出	480,796,000	円
差 引 残 額	0	円

平成31年度 北部学校給食センター給食費会計予算書

歳 入	163,484,000 円
歳 出	163,484,000 円
差引残額	0 円

1 歳 入

(単位:千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 納 入			163,482	166,894	△ 3,412	
	1 納 入		163,482	166,894	△ 3,412	
		1 納 入	163,481	166,893	△ 3,412	
						穂高東中学校 33,951,390円 年額65,670円×517人
						穂高西中学校 29,354,490円 年額65,670円×447人
						穂高南小学校 34,216,000円 年額56,000円×611人
						穂高北小学校 40,152,000円 年額56,000円×717人
						穂高西小学校 24,304,000円 年額56,000円×434人
						給食センター 1,502,820円 年額68,310円×22人
		2 滞 納 分	1	1	0	滞納繰越分
2 雜 収 入			1	1	0	
	1 雜 収 入	1 雜 収 入	1	1	0	預金利子他
3 繰 越 金			1	1	0	
	1 繰 越 金	1 繰 越 金	1	1	0	前年度繰越金
歳 入 合 計			163,484	166,896	△ 3,412	

1 歳 出

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 事業費			163,484	166,896	△ 3,412	
1 主食費	1 米飯等購入費		48,817	49,401	△ 584	
		1 米飯等購入費	11,878	11,788	90	
		2 パン製品購入費	3,647	3,879	△ 232	
		3 麵 購 入 費	2,738	2,948	△ 210	
		4 牛 乳 購 入 費	30,554	30,786	△ 232	
	2 副食費	1 副食材料購入費	109,534	112,459	△ 2,925	
3 還付金	1 還 付 金		5,133	5,036	97	給食費還付金
歳 出 合 計			163,484	166,896	△ 3,412	

平成31年度 堀金学校給食センター給食費会計予算書

歳 入	51,972,000 円
歳 出	51,972,000 円
差引残額	0 円

1 歳 入

(単位:千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 給食費			51,970	53,391	△ 1,421	
	1 給食費		51,970	53,391	△ 1,421	
		1 給食費	51,969	53,390	△ 1,421	
						堀金小学校 29,624,000円 年額 56,000円×529人
						堀金中学校 21,408,420円 年額 65,670円×326人
						給食センター他 937,530円 年額 68,310円×13人 米飯(日額330円×150日)×1人
		2 滞納分	1	1	0	滞納繰越分
2 雑収入			1	1	0	
	1 雑収入	1 雜収入	1	1	0	預金利子他
3 繰越金			1	1	0	
	1 繰越金	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
歳入合計			51,972	53,393	△ 1,421	

1 歳 出

(単位:千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 事業費			51,972	53,393	△ 1,421	
	1 主食費		14,964	15,373	△ 409	
	1 米 飯 等 購 入 費		3,310	3,401	△ 91	
	2 パン製品購入費		1,224	1,257	△ 33	
	3 麵 購 入 費		911	936	△ 25	
	4 牛 乳 購 入 費		9,519	9,779	△ 260	
	2 副食費	1 副食材料購入費	35,548	36,520	△ 972	
	3 還付金	1 還 付 金	1,460	1,500	△ 40	給食費還付金
歳 出 合 計			51,972	53,393	△ 1,421	

平成31年度 中部学校給食センター給食費会計予算書

歳 入	131,527,000 円
歳 出	131,527,000 円
差引残額	0 円

1 歳 入

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目			
1 納入金		131,525	135,221	△ 3,696	
	1 納入金	131,525	135,221	△ 3,696	豊科北小学校32,424,000円 年額56,000円×579人
		1 納入金	131,524	135,220	△ 3,696 豊科東小学校10,696,000円 年額56,000円×191人
					明南小学校14,056,000円 年額56,000円×251人
					明北小学校7,168,000円 年額56,000円×128人
					豊科南中学校24,691,920円 年額65,670円×376人
					豊科北中学校26,596,350円 年額65,670円×405人
					明科中学校15,301,110円 年額65,670円×233人
					給食センター他1,651,320円 年額68,310円×22人
					米飯(日額330円×150日)×3人
	2 滞 納 分	1	1	0	滞納繰越分
2 雜 収 入		1	1	0	
	1 雜 収 入	1 雜 収 入	1	1	0 預金利子他
3 繰 越 金		1	1	0	
	1 繰 越 金	1 繰 越 金	1	1	0 前年度繰越金
歳入合計		131,527	135,223	△ 3,696	

1 歳 出

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 事 業 費			131,527	135,223	△ 3,696	
1 主食費	1 米 飯 等 購 入 費		37,809	39,231	△ 1,422	
		1 米 飯 等 購 入 費	8,832	9,115	△ 283	
		2 パン製品購入費	3,099	3,405	△ 306	
		3 麵 購 入 費	2,383	2,459	△ 76	
		4 牛 乳 購 入 費	23,495	24,252	△ 757	
	2 副食費	1 副食材料購入費	90,202	92,272	△ 2,070	
3 還付金	1 還 付 金		3,516	3,720	△ 204	給食費還付金
歳 出 合 計			131,527	135,223	△ 3,696	

平成31年度 南部学校給食センター給食費会計予算書

歳 入	133,813,000 円
歳 出	133,813,000 円
差引残額	0 円

1 歳 入

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項 目				
1 給食費		133,811	134,124	△ 313	
	1 給食費	133,811	134,124	△ 313	
	1 給食費	133,810	134,123	△ 313	
					三郷小学校 55,328,000円 年額 56,000円×988人
					三郷中学校 38,482,620円 年額 65,670 円×586人
					豊科南小学校 38,416,000円 年額56,000円×686人
					給食センター他1,583,010円 年額68,310円×21人 米飯(330円×150日) ×3人
	2 滞納分	1	1	0	滞納繰越分
2 雜収入		1	1	0	
	1 雜収入	1 雜収入	1	1	0 預金利子他
3 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1 繰越金	1	1	0 前年度繰越金
歳入合計		133,813	134,126	△ 313	

1 歳 出

(単位 : 千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 事業費			133,813	134,126	△ 313	
1 主食費	1 米飯等購入費		38,582	38,810	△ 228	
		1 米 飯 等 購 入 費	8,877	9,077	△ 200	
		2 パン製品購入費	3,211	3,219	△ 8	
		3 麵 購 入 費	2,408	2,414	△ 6	
		4 牛 乳 購 入 費	24,086	24,100	△ 14	
	2 副食費	1 副食材料購入費	91,381	91,416	△ 35	
3 還付金	1 還 付 金		3,850	3,900	△ 50	給食費還付金
歳 出 合 計			133,813	134,126	△ 313	

報告第2号	教育部 生涯学習課
平成31年3月26日提出	(課長)白井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について
報告を要する事項の内容	社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正
要旨	安曇野市公民館条例、安曇野市体育施設条例、安曇野市学校施設使用条例の一部の改正に伴い要綱を改正し、併せて字句の修正と様式の修正を行いました。
説明	<p>1. 改正の要旨</p> <p>①地方自治法の用法に倣い、安曇野市公民館条例と安曇野市体育施設条例中の「使用」を「利用」に改めました。しかし、安曇野市学校施設使用条例については、目的外使用に当たるため「利用」には改めず、「使用」と「利用」が混在するため、それに併せて要綱の改正を行います。 この他、修正が必要な字句を改正します。</p> <p>②様式について、必要事項を追加し改正します。</p> <p>2. 要綱の名称 社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱</p> <p>3. 施行日 平成31年4月1日</p>

安曇野市教育委員会告示第　　号

社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成 18 年安曇野市教育委員会告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

平成　年　月　日

安曇野市教育委員会

教育長　橋渡　勝也

題名を次のように改める。

社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱

第 1 条中「施設の使用」の次に「又は利用」を加える。

第 2 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 3 条第 1 項中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第 2 項中「。以下「登録通知書」という。」及び「。以下「登録証明書」という。」を削り、同条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同条第 4 項中「登録通知書及び登録証明書」を「安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書及び安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書」に改める。

様式第 1 号、第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

安曇野市社会教育施設使用料減免団体（登録・変更）申請書

安曇野市教育委員会

年 月 日

申請者

安曇野市社会教育施設を使用又は利用するにあたり、減免措置を受けたいので申請します。

団体名 (グループ名)				新規・更新 ※該当に○
代表者	ふりがな		連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入
	氏名			
	住所	〒		
事務 責任者	ふりがな		連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入
	氏名			
	住所	〒		
使用又は利 用目的名		活動内容		
定期活動日				
主たる使用又は利 用施設名				
構成員の数 (計 人)	市内在住者	人・在勤者	人・在学者	人
	市外在住者	人	(安曇野市体育協会・芸術文化協会等加入のみ)	
	男性	人・女性	人	(うち中学生以下の男子 人・女子 人)
所属	安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会 市内企業名()学校名() ※安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会の場合は、 ○で囲み、市内企業、学校所属の場合は、名称を明記ください。			
登録要件	1. 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。 2. 会員の相互の連帯と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上 を図ることを目的に継続的かつ定期的に月2回以上活動し、 1回の活動が5人以上であること。 3. 団体の会員数は、10人以上であること。ただし、1人が同種 目の団体に重複登録することは認めない。 4. 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市 内に勤務する者又は安曇野市内に在学する者であること。 ※ 安曇野市体育協会又は芸術文化協会等に加盟している 団体については、3及び4の規定は、適用されません。			
添付書類	・団体構成員名簿等			

※以下記入不要※

減免該当条項	・体育施設管理規則・学校施設使用条例施行規則・公民館管理規則 第____条 第____項 第____号 別表第____-____に該当				
減免率	・施設使用料 % ・照明施設使用料 %				
団体登録番号	— —	システム 登録番号		パスワー ド	

(裏)
(安曇野市 社会教育施設使用料減免団体登録申請書 添付資料)

団 体 構 成 員 名 簿

No.	氏 名	住 所 (市内企業勤務者の場合は企業名、市内在学者は学校名)	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 名簿については、上記の内容がわかるものであれば任意の書式でも可。

様式第3号（第3条関係）

安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書

様

第
年
月
日

安曇野市教育委員会 印

社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定により減免措置団体として登録したことを通知します。

団体名(グループ名)					
代表者	氏名		連絡先		
	住所	〒			
事務 責任者	氏名		連絡先		
	住所	〒			
使用又は利用 目的名		活動内容			
定期活動日					
主たる使用 又は利用施設					
許可条件	減免該当条項	・体育施設管理規則 ・学校施設使用条例施行規則 ・公民館管理規則 第____条 第____項 第____号 別表第____一____に該当			
	減免率	・施設使用料 ・照明施設使用料	% %	・冷暖房施設使用料 ・器具等使用料	% %
	登録団体番号				
	システム登録番号	ID:	PW:		
		1 この通知書は、社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定による減免団体として承認するものです。 使用又は利用する場合には安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書を提示し、別に申請書を提出してください。 2 減免団体としての有効期限は当該年度の3月31日までとします。			
備考					

様式第4号（第3条関係）

安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書

登録番号	――――
システム登録番号	
団体名	
有効期限	

上記団体は、社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定による減免団体として登録されていることを証明する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会 印

裏面

注意

- 1 この証明書は、安曇野市の社会教育施設使用料等の減免を受けるときに必要ですから、大切に保管してください。
- 2 社会教育施設使用料等の減免を受けようとするときは、施設の使用又は利用申請書の提出時にこの証明書を提示してください。
- 3 この証明書を亡失したときは、その旨を教育委員会へ届け出でください。
- 4 次の場合は、この証明書を教育委員会へ返してください。
 - (1) 減免団体登録を受けている団体が解散したとき。
 - (2) 汚損・き損により表面の記載事項を識別することが困難になったとき。
 - (3) 減免団体登録を廃止しようとするとき。
 - (4) 減免団体としての有効期限（当該年度の3月31日）を経過したとき。
 - (5) 団体名・代表者名が変わったことにより減免団体登録を受けている内容と相違することとなったとき。
- 5 この証明書を提示した場合でも、減免登録団体として承認を受けた目的以外の使用的場合は減免の対象とならないことがあります。
- 6 この証明書を拾われた方は、安曇野市教育委員会教育部生涯学習課までご連絡ください。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年教育委員会告示第17号）

改正後	改正前
<p>社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）、安曇野市体育施設管理条例規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）及び安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会第23号）の規定に基づき、社会教育の振興に資する活動を行っている団体に対して、社会教育施設の使用又は利用に当たり使用料の減免を受ける資格を付与するための手続に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録基準)</p> <p>第2条 減免の資格を有する団体の登録にあたっての基準は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1)～(4) (略) 2 (略)</p> <p>(申請等)</p> <p>第3条 減免資格を有する団体として登録を申請する者は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、減免資格を有する団体として登録する場合は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録台帳（様式第2号）に記載するとともに、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書（様式第3号。以下「登録通知書」という。）及び安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書（様式第4号。以下「登録証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 前項の申請は、毎年度教育委員会に申請するものとする。</p> <p>4 申請書の記載事項に変更があった場合は、直ちに申請書に登録通知書及び登録証明書を添付して提出するものとする。</p>	<p>社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）、安曇野市体育施設管理条例規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）及び安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会第23号）の規定に基づき、社会教育の振興に資する活動を行っている団体に対して、社会教育施設の使用に当たり使用料の減免を受ける資格を付与するための手続に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録基準)</p> <p>第2条 減免の資格を有する団体の登録にあたっての基準は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1)～(4) (略) 2 (略)</p> <p>(申請等)</p> <p>第3条 減免資格を有する団体として登録を申請する者は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、減免資格を有する団体として登録する場合は、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録台帳（様式第2号）に記載するとともに、安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書（様式第3号。以下「登録通知書」という。）及び安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書（様式第4号。以下「登録証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 前項の申請は、毎年度教育委員会に申請するものとする。</p> <p>4 申請書の記載事項に変更があった場合は、直ちに申請書に登録通知書及び登録証明書を添付して提出するものとする。</p>

報告第3号	教育部 文化課
平成31年3月26日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 財津 達弥

タイトル	臼井吉見文学館長の選任について
報告を要する事項の内容	臼井吉見文学館長の選任
要旨	<p>平成31年4月1日から直営化し安曇野市文書館と一体管理する臼井吉見文学館の館長を、平成31年4月1日付で任命(新任)する。</p> <p>【臼井吉見文学館条例抜粋】</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 文学館に館長その他必要な職員を置くことができる。</p>
説明	<p>1 任命根拠 地方公務員法第17条の規定による非常勤嘱託職員</p> <p>2 勤務時間 安曇野市文書館館長と兼務</p> <p>3 雇用期間 平成31年4月1日から2020年3月31日まで</p> <p>4 臼井吉見文学館長の任務 臼井吉見文学館の行う各種事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。</p> <p>5 臼井吉見文学館長(新任) 氏名 平沢重人 年齢 61歳 住所 安曇野市穂高柏原1822-10 主な経歴 安曇野市穂高東中学校校長</p>

報告第4号	教育部 各課
平成31年3月26日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 6件 文化課 9件 (詳細別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収容予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 生涯学習課 共催・後援合帳(平成30年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見	
81	H31.2.15	スポーツ推進担当	第9回アルプス女子ジュニアバレーボール大会	安曇野市小学校生ハレーボール連盟	安曇野市中村長人競技委員会	小学校生ハレーボール連盟	安曇野市や学校施設を借りて大会を開催する。地域及び中学生の親睦とバレーボールによる体力養成を図る。	2月15日	平成31年3月24日(日)	○	過去承認	○	2月21日	穂高総合体育館、穂高東中学校体育館、穂高西中学校体育館	教育的な環境のもとに、中学生がバレーボールの基礎技術を得し、健康新精神の育成を通じて、地域の中学生の親睦と交流を図る。	競技方法:リーグ・トーナメント方式 参加予定数:24チーム 参加料:1チーム2,000円	○ - ○	基準第3条及び第4条第2号により可			
82	H31.2.21	社会教育担当	フラワーサークル作品展	フラワーサークル彩	代表江吉智代	美	日頃のサークル活動を通じ、地域の皆さんに活動を皆さんに活動をさせていたたいために、年一度の作品展を開催します。花に興味を持つていて、花展をしていくたいと思います。	2月21日	平成31年4月20日(土)~21日(日)(準備18、19日)	○	過去承認	○	2月26日	穂山公園研成ホール	地域の皆さんに一人でも多く花に親しんでいたたける機会を設け、サークル活動を知つていただきたい。	入場料:無料 花の作品展	○ ○ ○	基準第3条及び第4条第2号により可			
83	H31.2.22	スポーツ推進担当	2019年度 穂高壮年ソフトボール連盟リーグ戦	穂高壮年ソフトボール連盟	会長宮勝昭	壮年	当連盟発足(昭和54年)より実行委員会より毎年ご後援、ご協力をいただいております。今年度もお願いいたします。	2月22日	平成31年4月20日(土)(開幕)~平成31年10月30日(水)(閉幕)	○	過去承認	○	2月28日	有明運動場、西橋運動場、北橋運動場、穂高東中学校体育館、穂高西中学校体育館	ソフトボールを通じて、会員の体力向上および保持と健全な精神の確立をはかり、会員相互の親睦を深めることを目的とする。	42チーム(664名)参加予定。 試合方法:各リーグ(A・B・C・D・Sリーグ)内総当り2試合 加盟金:1チーム20,000円 会費:1人3,000円	○ ○ ○	基準第3条及び第4条第2号により可			

教育部生涯學習課・後援合帳(平成30年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	申請日	申請理由	種別	開催日	理由	承認(草決)	理由	開催(草決)	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見	
84	H31.2.26	J.A共済 Presents 第3回 abnみんなでつなぐ3時間リレー マラソン	スポーツ推進担当	長野朝日放送株式会社 代表取締役社長 英樹	2019年10月26日(土)	幅広い層から来る い、健康増進・スポーツ 振興に寄与する 目的で行 う。安曇野市教 育委員会の後 援のabnのス ポーツイベン トとして定着 化を図りたい。	後援	○	過去承認	○	過去承認	○	やまびこドームを起点とし、 松本平広域公園敷地内を利用 した1周約1200mの特設 コースを周回する。 参加資格:小学生3年生以上 部門:一般の部、ファミリー・ 世代混成の部、小・中学生の 部 参加料:一般の部1人3,000 円、ファミリー・世代混成の 部1人2,500円、小・中学生の 部1人1,500円	やまびこドームを起点とし、 松本平広域公園敷地内を利用 した1周約1200mの特設 コースを周回する。 参加資格:小学生3年生以上 部門:一般の部、ファミリー・ 世代混成の部、小・中学生の 部 参加料:一般の部1人3,000 円、ファミリー・世代混成の 部1人2,500円、小・中学生の 部1人1,500円	-	基準第2項 及び第4条第2号 により可	-	基準第2項 及び第4条第2号 により可	-	基準第2項 及び第4条第2号 により可
85	H31.3.1	スポーツ推進担当	第36回安曇野少年野球大会	豊科野球クラブ(スポーツ野球軟式野球中学)	2019年3月1日	市内6校を含む20チームが 参加し、教育一 貫するもので あり、後援を 申請します。	後援	○	過去承認	○	過去承認	○	県民運動公園 運動広場、豊 田北中学校校 庭、鷹栖中學 校、東中学校及 び高西中學 校、堀金中學 校、明科中學校 庭	県内の中学校 の技術向上 の奨励を通じた青少年 年の健全育成。	競技方法:県内外の予選リーグ 及び決勝トーナメント。 参加料:1チーム5,000円	○○○	基準第3項 及び第4条第2号 により可	伊藤千尋さん(朝日新聞元 特派員記者)の講演 演題:「今こそ、9条を活かす 時、世界が求める積極的平 和」		
86	H31.3.5	社会教育担当	2019年憲法記念日講演	平和安曇野の会	2019年4月5日	2000年以来、 旧町村と合併 後まち自治体と 教育委員会の 後援を受けて 来年平成31年4月 に訴え、市町村に宣 言の発展する。	後援	○	過去承認	○	過去承認	○	長陽会館 長谷川子	平和憲法を 守る安曇野の会 を主催する会 長谷川子	伊藤千尋さん(朝日新聞元 特派員記者)の講演 演題:「今こそ、9条を活かす 時、世界が求める積極的平 和」	○	基準第3項 及び第4条第2号 により可			

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
103	H31.2.5	文化	教育講演会＆ワークショップで話そ「7ヵ国語」	(一財)言語交流研究所「ピッポファミリーカラブ」	(一財)言語研究室にツボアミリーカラブ	後援	平成30年より、安曇野市でも、多言語の環境を広く一般に周知するため。	2月1日 (平成31年) (2019年) 3月17日 (日)	過去承認	○	○	2月8日 (平成31年) (2019年) 3月17日 (日)	三郷公民館	講演会では多言語活動の紹介、ワークショップ、「7ヵ国語で話そう」というテーマで講演会を開催する。この講演会を通じてミニユニークーションによる多言語活動そのものを実感していただき、「多様性、多文化、多世代、多言語」の柔軟で可変性地域の可能性と理解を深め、次世代を担う子供たちを育成するより良い環境づくりについて共に考えていきます。	基準第3項及び第4項第2号により可				
104	H31.2.6	文化	菊作レ講習会(大菊盆栽)	あづみ野秋あ香会	会長 薮野 貞夫	後援	菊愛好者の増加、菊栽培の普及及び安曇野市及び近隣市町村の菊愛好者に広く周知したい。	2月6日 (平成31年) (2019年) 3月10日 (土)	過去承認	○	○	2月8日 (平成31年) (2019年) 3月1日 (日)	穗高神社、穗高会館	菊栽培の技術向上と菊愛好者の増加を目指し、菊栽培培養の普及に寄与する。	基準第3項及び第4項第2号により可				
105	H31.2.6	文化	信州安曇野「北アルプスソラマ銀座」	安曇野市山岳観光推進委員会	実行委員長 赤沼 健至	後援	広く一般に周知し、多くの方に参加していただきたくため	2月18日 (平成31年) (2019年) 5月19日 (日)	過去承認	○	○	2月21日 (平成31年) (2019年) 5月5日 (土)	安曇野スイサンモリツン	北アルプスソラマ銀座の魅力を多くの方に知って、入場料は無料。来場予定者は3,000名。共催申請先:安曇野市	基準第3項及び第4項第2号により可				
106	H31.2.18	文化	信州安曇野「北アルプスソラマ銀座」山岳フェスタ2019	安曇野市山岳観光推進委員会	実行委員長 赤沼 健至	後援	地域の人々に日本画を広げ日本文化交流を図るため。	2月21日 (平成31年) (2019年) 4月4日 (土)	過去承認	○	○	2月26日 (平成31年) (2019年) 4月21日 (日)	豊科近代美術館	日本画を展示する。入場料無料。参加予定者数:100名	基準第3項及び第4項第2号により可				
107	H31.2.21	文化	公募 第48回日本画県展	長野県日本画会	小池政雄	後援	地域の人々に日本画を広げ日本文化交流を図るため。	2月21日 (平成31年) (2019年) 4月4日 (土)	過去承認	○	○	2月26日 (平成31年) (2019年) 4月21日 (日)	豊科近代美術館	日本画を展示する。入場料無料。参加予定者数:100名	基準第3項及び第4項第2号により可				

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
108	H31.2.22	文化	安曇野吹奏楽団 第8回定期演奏会	伊澤 昭人	安曇野吹奏楽団	後援	より多くの皆様へ周知を図りたいため	2月 22 日 (平成31年8月11日) (日)	過去承認	2月 26 日 (平成31年2月15日) (月)	過去承認	2月 26 日 (平成31年2月15日) (月)	豊科公民館ホール	地域密着の団体として、吹奏楽を通じて地域の皆様に様々な音楽を楽しんでもらいたくための演奏会企画実施する。	2部構成 ・「旅」をテーマに吹奏楽オリジナル曲など演奏 ・ある曲など演奏 ・アンコール(2曲予定) 入場料無料、入場予定者数:350人	○ ○ -	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第3条及び第4条第2号により可	
109	H31.2.25	文化	第39回 わくわくキッズコンサート	牛山 孝介	「ホッピ」演奏ボランティア協会	後援	公民館などにチラシを置き、広くコンサートに宣伝をしたい。	2月 22 日 (平成31年4月15日) (月)	過去承認	2月 27 日 (平成31年4月21日) (月)	過去承認	2月 27 日 (平成31年4月21日) (月)	松本市民会館 大金講堂	子連れでコンサートに行くからいい方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かれない方が、コンサートをこなれて欲しい	ヴァイオリン＆ピアノデュオコンサートを開催する。前回のコンサートでは春の海などの曲を演奏した。未就園児(0~3歳程度)とその家族、一般の方を対象とする。入場料:無料	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第3条及び第4条第2号により可	
111	H31.3.4	文化	東筑岳心会吟詠発表会	中田 茂	東筑岳心会	後援	県内各地より同門の会員を招待して実施する。	3月 4 日 (平成31年4月21日) (日)	過去承認	3月 7 日 (平成31年4月24日) (日)	過去承認	3月 7 日 (平成31年4月24日) (日)	安曇野市市民会館	日頃の練習成果を発表する機会として、第3回目となる。第一部では招待者の吟詠を図ることにより地域活性化を図る。	この吟詠発表会は毎年開催しており本年で33回目となる。第一部で会員の吟詠を図る。第二部では招待者の吟詠を図る。入場料、参加料ともに無料。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第3条及び第4条第2号により可	
112	H31.3.5	文化	「安曇野に文化～第19回作品発表会」	安曇野自然と文化を考える会 実行委員長 内川 美穂	安曇野自然と文化を考える会	後援	多くの方々に展示作品を鑑賞して、ご指摘いただきたい。	3月 5 日 (平成31年4月12日) (金)～4月14日 (日)	過去承認	3月 8 日 (平成31年4月15日) (月)	過去承認	3月 8 日 (平成31年4月15日) (月)	穗高文化交流センター 習「みらい」ギャラリー	美術(絵画・彫刻・ガラス工芸・陶芸)、写真、書道など の展示、ミヤマカラスアゲハ・カワセミ・蝶の標本28 ケース、有明モミジ、樹木の花の研究、ビデオ作品発表など100点を超える作品の展示・研究発表を行う。入場料は無料。	- ○ -	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第3条及び第4条第2号により可		
113	H31.3.7	文化	(仮)信濃雅楽会 第7回定期演奏会	信濃雅楽会 保尊 勉	信濃雅楽会	後援	日本古来の伝統文化である雅楽を多くの方に知っていただきたい。	3月 1 日 (平成31年6月8日) (土)	過去承認	3月 8 日 (平成31年6月15日) (日)	過去承認	3月 8 日 (平成31年6月15日) (日)	穗高文化交流センター 習「みらい」多目的ホール	この定期演奏会は日本古来の伝統文化である雅楽を多くの方に親しんで頂み、その成果を発表するため平成25年度より毎年開催している。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第3条及び第4条第2号により可		

報告第5号

平成30年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
中学生海外ホームステイ交流派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（3回目） 3/3 ・出発激励式 3/3 ・海外ホームステイ派遣 3/16～3/25 10日間 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験作文 ・帰国報告会（リハ） 5/17 ・帰国報告会 5/26
安曇野市コミュニティスクール事業	<p>地域教育協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊科地域教育協議会 (豊科北中学校) 2/19(火) ・明科地域教育協議会 (明科中学校) 2/20(水) ・三郷地域教育協議会 (三郷中学校) 2/21(木) ・堀金地域教育協議会 (堀金中学校) 2/25(月) ・豊科地域教育協議会 (豊科南中学校) 2/26(火) ・穂高地域教育協議会 (穂高西中学校) 2/27(水) ・穂高地域教育協議会 (穂高東中学校) 2/28(木) <p>コーディネーター連絡会 3/19</p>	
就学援助事務	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費と特別支援教育就学奨励費支払（後期分） 後期分支給日 就学奨励費 2/27(水) 就学援助費 3/6(水) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学学用品費事前支給 支給予定日 3/27(水) ・新年度向け広報と案内作成
通学路交通安全部会	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路合同点検の結果の公表準備。3/18(月)開催。 通学路安全プログラムに基づき、実施した合同点検について報告。 	

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
社会教育委員	3月 26 日（火）第 4 回社会教育委員の会議 ・平成 31 年度事業計画について 他	
社会教育指導員		4月 社会教育指導員連絡会

生涯学習講座推進事業

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
日本語教室		4月上旬 市内 4 教室開講式

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・人権教育指導員	2月 19 日（火）第 2 回人権教育推進委員会小委員会 2月 26 日（火）第 2 回人権教育推進委員及び人権教育指導員合同会議 【出席者】 109 人 ・平成 30 年度安曇野市人権教育推進事業報告 ・平成 31 年度安曇野市人権教育推進基本方針 ・安曇野市人権教育・啓発推進計画（改定案） ・研修（講演会） 演題「同和問題の現状と課題」 講師 松井秀文さん（中信教育事務所）	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
公民館運営審議会	3月 25 日（月）第 3 回公民館運営審議会 ・平成 31 年度公民館事業計画について 他	
公民館長会	3月 11 日（月）第 12 回公民館長会 ・第 13 回安曇野市公民館大会要項について ・第 3 回公民館運営審議会の会議資料について ・安曇野市公民館管理規則の一部改正について ・公民館担当者会議の協議内容について 他	4月 8 日（月）第 1 回公民館長会
公民館担当者会議	2月 20 日（水）第 8 回公民館担当者会議 ・安曇野市公民館管理規則の改正について ・使用料・貸館等について 他	3月 第 9 回公民館担当者会議
公民館報	2月 20 日（水）館報企画会議 ・館報第 48 号の内容について ・館報第 47 号の最終確認について 3月 6 日（水）館報第 47 号発行	4月 16 日（火）館報校正会議 4月 26 日（金）館報企画会議
市総合芸術展	3月 7 日（木）～20 日（水）第 8 回総合芸術展 ・会場 豊科交流学習センターきぼう 2階 多目的交流ホール ・出展数 111 点（絵画、書道、水墨画、写真、工芸、彫刻・彫塑）	
生涯学習情報～Link～		4月中旬 春号発行
安曇野市公民館大会	3月 15 日（金）地区公民館報表彰審査会	

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	活性化補助金確定・精算事務 3月7日（木）子ども会育成会連合会常任委員会	4月 5地域子ども会育成連絡協議会
青少年センター	3月20日（水） 街頭巡回	4月 子どもと親の相談電話チラシ配布
冬季親子体験ラボ	2月23日（土） 「手打ちうどんに挑戦」（17人）	
子ども学芸クラブ	3月8日（金） 31年度募集締切り	4月14日（日） 入会式

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会	3月27日（水） 第2回運営委員会	
放課後子ども教室	3月6日（水） 豊科地域連絡会 3月8日（金） 明科地域連絡会	4月 31年度募集

児童館運営費

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	3月 入所説明会	4月 新年度入所受入れ

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
第 2 回地区公民館対抗球技大会 2 月 10 日（日）	競技種目：ワンバウンドふらば～るバレーボール 22 の地区公民館から 41 チームの参加があった。 競技者 386 人、応援者約 220 人	
第 9 回安曇野市高校演劇合同発表会 2 月 11 日（月・振替休日）	市内外の 6 高校演劇部（明科高校、南安曇農業高校、穂高商業高校、豊科高校、大町岳陽高校&白馬高校）が当館ホールにおいて日ごろの練習成果を披露した。（演劇部員 48 人+観客約 250 人）	
第 56 回童謡祭り、第 38 回作詞作曲コンクール 5 月 5 日（日・こどもの日）	市内小中学校の児童生徒を対象に第 38 回作詞作曲コンクール作品を募集し、10 校から約 137 点の応募があり、作曲家飯沼信義先生（桐朋学園大学名誉教授）に作品審査を依頼した。 3 月中 審査結果発表	5 月 5 日（日） 作詞作曲コンクール表彰
親子ふれあい塾 3 月 19 日（火） 【中止】	春休みのひと時を親子でちゃんと鍋づくりを楽しんで、御嶽海闘の活躍についてエピソードを紹介する。 【中止】講師を依頼していた西村紘文さん（信州松本相撲甚句会師範）が体調をくずし入院のため中止とした。	子どもが平日でも参加できる時期等に内容も鑑み次回に繋げていく
菊花展実行委員会	平成 31 年度（2019 年度）菊花展会期案の提示と菊づくり講座への協力をを行う。 3 月 20 日（水）実行委員会会議	
第 21 回豊科地域コーラスグループ交流発表会 7 月 6 日（土）	豊科地域で活動するコーラスグループによる年 1 回の日頃の練習の成果の披露とともに会員間の親睦と交流を深め、より技能の向上を図るための発表会。 3 月 18 日（月）役員会議	
平成 31 年度（2019 年度）菊づくり講座	3 月 6 日（水）広報あづみのに受講生募集記事掲載	受講生 20 人（先着順）の申込みを 3/12（火）から受付ける。

* 会議・講座等の会場は、いずれも豊科公民館

豊科公民館管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
平成 31 年度（2019 年度）ホール利用受付	2/18（月）から一般向けのホール利用の申込み受付を開始した。初日受付数 10 件	

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業(懸案事項)	現状況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会	3月4日(月) 第3回スポーツ推進委員会代表者会議 3月14日(木) 第3回スポーツ推進委員会全体会議	4月下旬 平成 31(2019)年度 第1回スポーツ推進委員会全体会議

スポーツ振興事業

事業(懸案事項)	現状況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○スポーツ指導者講習会 2月24日(日) 堀金総合体育館 講師：(株)松本山雅 演題：「リスペクト～人とのつながり～」 講義：選手から見た信頼される指導者、応援されるチームづくり、指導するときの心がけ 実技：ドイツ式のプログラム「バルシューレ」 (ボール運動)を取り入れた、思考力・身体の動き方講習 ○市町村対抗小学生駅伝競走大会出場選手選考会 3月17日(日) 市町村対抗小学生駅伝選手選考会 3月23日(土) 安曇野子ども駅伝大会 いすれも豊科南部総合公園 ・選出…男子4名、女子4名	○第29回長野県市町村対抗駅伝競走大会兼第15回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会 4月27日(土) 松本平広域公園陸上競技場 一般、小学生各1チーム参加予定 ○有森裕子ランニングクリニック 4月28日(日) 堀金小学校・校庭 募集：120名
市民スポーツ祭	2月19日(火) 第2回市民スポーツ祭実行委員会 3月26日(火) 第3回市民スポーツ祭実行委員会	4月下旬 平成 31(2019)年度 第1回市民スポーツ祭実行委員会

社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現状況	今後の取り組み
市営西穂高運動場バックネット防護マット設置業務	3月4日(月) 設置業務契約	工期：3月4日～3月25日

市民プール管理費

事業(懸案事項)	現状況	今後の取り組み
穂高プール運営	2月20日(水) 議会定例会に穂高プールの指定管理期間2年6ヶ月延長の議案を上程	3月中 指定管理者と契約予定

平成 30 年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興係

芸術教育普及事業

事業(懸案事項)	現 態	今後の取り組み
第 13 回安曇野文化講演会	第 13 回安曇野文化講演会 日時：3月 16 日(土) 午後 1 時 30 分～ 会場：穂高交流学習センターみらい多目的交流ホール 講師：白洲信哉(文筆家) 定員：200 人 演題：「日本美術と文化財の保存と活用」	
東京藝大交流事業	第 3 回楽器演奏指導事業 指導：東京藝大音楽学部 教育研究助手・学生 19 人 2 月 9 日(土) 対象：豊科南中吹奏楽部 28 人 2 月 10 日(日) 対象：リーダーズバンド 53 人	

美術館博物館連携事業

事業(懸案事項)	現 態	今後の取り組み
安曇野市美術館博物館連携事業	実行委員 3 月 13 日(水) 午前 10 時～正午 専門部会 3 月 8 日(金) 午前 10 時～正午 天皇陛下御在位 30 年記念無料開館(7 館無料開館対応) 2 月 24 日(日) 合計 988 人来館 美術館博物館年間予定表の作成(5 月 1 日発行・配布) 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 1 月中の利用者数 0 人 2 月中の利用者数 2 人 ミュージアムサポーター養成講座 内容 イベント補助・資料調査など 第 4 回旧高橋家住宅調査 2 月 15 日 展示 2/16～24 会期中の来場者数 547 人 東京藝大連携講座(市内中学生・高校生 9 人参加) 内容:漆芸体験講座 期日:2 月 9 日(土) 会場:豊科近代美術館 講師:東京藝大漆芸研究室 3 人 学芸員研修会(対象 近隣市町村学芸員・サポーター等) 日時:2 月 22 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 会場:安曇野市豊科近代美術館 多目的ホール 講師:清須市はるひ美術館学芸員 奥村綾乃 内容:美術館術館サポーターの活動について 参加者:20 人	

豊科近代美術館管理運営事業・田淵行男記念館管理運営事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
自然を見つめた田淵行男展 主催 県立歴史館 共催 安曇野市 安曇野市教育委員会	長野県立歴史館において田淵行男記念館の資料等を活用して展覧会を実施。民俗学的な視点から構成。 会期 12月15日(土)～2月17日(日) 会場 長野県立歴史館(千曲市) 会期中の来場者数 3,063人	

文化団体補助事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
早春賦音楽祭 主催 実行委員会	信州花フェスタ第15回あづみの公園早春賦音楽祭 期日:5月4日(土) 第4回事務局会議 2月19日(火) 第3回実行委員会 2月26日(火)	
「安曇野文化」刊行 主催 実行委員会	第30号発刊 2月28日(木)	刊行委員会 3月19日(火)

文化振興総務費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
第2回安曇野市美術資料等選定委員会(非公開)	2月20日(水) 会議室301(議事録別紙) 豊科近代美術館・高橋節郎記念美術館収集作品について	
第3回安曇野市博物館協議会	3月20日(水) 午前10時から 共用会議室307 平成31年度事業について	

高橋節郎記念美術館教育普及事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
第7回そば猪口アート公募展巡回展	① 会期 1月28日(月)～2月28日(木) 会場 平成記念美術館ギャラリー(世田谷区) 会期中の来場者数 260人 ② 会期 3月7日(木)～24日(日) 会場 白鷹町文化交流センターあゆーむ(山形県)	
改組新第5回日展工芸美術長野県入選者展	会期 12月4日(火)～2月24日(日) 組織 本年度の日展 工芸美術の部に入選した長野県在住の作家と実行委員会を組織し実施。 会期中の来場者数 1,892人	

冬季展示	<ul style="list-style-type: none"> ・土屋訓枝・栗林恵子トールペイント展 1月 23 日 (水) ~ 2月 3 日 (日) 会期中の来場者数 301 人 会期中の来場者数 424 人 ・岡本諒一油彩画展 2月 6 日 (水) ~ 17 日 (日) 会期中の来場者数 378 人 ・擬態展 2月 20 日 (水) ~ 3月 3 日 (日) 会期中の来場者数 600 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉江秀泰版画展 3月 6 日 (水) ~ 17 日 (日) ・板橋順二洋画展 3月 20 日 (水) ~ 31 日 (日) ・古根香友禅染展 3月 13 日 (水) ~ 31 日 (日)
	<p>みらい・ゆりのきの高橋節郎展(仮称) 新規寄贈小作品およそ 100 点を紹介 ゆりのき会期: 3月 16 日 (土) ~ 31 日 (日) みらい会期: 3月 19 日 (火) ~ 31 日 (日)</p>	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現状・実況	今後の取り組み
企画展示	<p>春季企画展 「安曇野の屋敷林」 会期: 2月 9 日 (土) ~ 3月 31 日 (日) 会場: 豊科郷土博物館</p>	
新市立博物館準備室出前展示(コンパクト展示)	<p>「興味津々あづみの FOODS sono2」 会期: 2月 15 日 (金) ~ 3月 13 日 (水) 会場: 三郷交流学習センターゆりのき</p>	<p>「安曇野の特産物」 会期: 4月 1 日 (月) ~ 4月 30 日 (火) 会場: 江戸川区総合文化センター ※美博連携事業の一環として</p>
	<p>「安曇野の春の訪れ」 会期: 2月 13 日 (水) ~ 3月 20 日 (水) 会場: 穂高交流学習センターみらい</p>	
	<p>「安曇野の春の訪れⅡ桜の世界」 会期: 3月 21 日 (木) ~ 4月 26 日 (金) 会場: 穂高交流学習センターみらい</p>	

講座等	<p>風景を旅する講座 2「世界を旅する庭師が語る ふるさとの風景」 期日:3月 2 日 (土) 会場:豊科公民館 講師:和久井道夫氏 (庭師)</p>	
	<p>「屋敷林見学」 その 1 豊科地区「屋敷林の野鳥と樹木観察」 期日:3月 16 日 (土) 講師:丸山隆氏 (前信州野鳥の会会長) その 2 穂高地区「屋敷林と茅葺屋根の家」 期日:3月 30 日 (土) 講師:松澤朋典氏 (茅葺職人・(株)小谷屋根代表取締役)</p>	
職員派遣その他	<p>長野県立松本ろう学校 3年生社会科単元「昔の暮らし」への講師派遣 期日:3月 6 日 (水) 対象:児童 (2~5 学年)</p>	
	<p>長峰山山頂草原ネットワークミーティングへの職員派遣 期日:3月 10 日 (日) 内容: 長峰山山頂草原の植物調査報告</p>	
	<p>行政視察 (山形村職員) 対応 期日:3月 15 日 (金) 内容: 博物館の資料保管状況等</p>	
	<p>環境省第 5 次レッドリスト作成調査への参加 期間:~3月 15 日 (金) 内容:絶滅のおそれのある維管束植物の生育状況等に関する現地調査。</p>	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高郷土資料館	北アルプス山麓で発掘された縄文土器や土偶のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示 (常設展示を見やすくわかりやすい展示に整理し、考古資料等、みどころとなる資料を解説等で強調)。隣接する「鐘の鳴る丘集会所」の関連資料も展示。	
穂高鐘の鳴る丘集会所	郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
企画展示	<p>「三郷美術会新春小品展」 会期:3月3日(日)～3月21日(木) 場所:貞享義民記念館企画展示室</p>	<p>コンパクト展示 「加助の姿～時代の流れと共に～」 会期:4月2日(火) ～5月6日(月) 場所:貞享義民記念館企画展示室</p>
講座等		<p>「水野氏と松本城下町⑤」 期日:4月24日(水) 場所:松本城外</p>

文書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
企画展示	<p>「教本展」 会期:1月4日(金)～3月31日(日) 場所:文書館</p>	<p>「改元に見る市民生活展」 会期:4月28日(日)～7月31日(水) 場所:文書館</p>
重要文書等収集・整理	<p>公文書移管点数 2月 87点 新規公開資料点数 2月 2,159点 (公文書 660点、地域資料 1,499点) 地域資料利用許諾に向けた調整 学校資料所在調査</p>	<p>「臼井吉見 その人その言葉」展 会期:4月10日(水)～5月31日(金) 場所:堀金支所市民活動室</p>

臼井吉見文学館管理運営事業	4月1日(月)からの直営化に向け、入口案内看板を修正し、インターホンを設置する。	4月1日(月)から休館日を変更(土曜日、祝日、12月29日～1月3日)し、入館料を無料化する。施設の受付管理は文書館職員が兼務する。
職員派遣その他	行政視察(塩尻市総務部職員5人)対応 期日:3月8日(金) 内容:文書館について、文書管理体制について、その他	
	全史料協(全国歴史資料利用保存機関連絡協議会)全国大会 安曇野大会(11月14～15日)に向けた検討	

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、有形文化財の修理関係等への補助事業事務(事業報告)	
「安曇平のお船祭り」調査事業	・報告書の段落構成と各オフネ祭り調査報告執筆内容等の検討 → 報告書執筆依頼 → 原稿執筆	原稿執筆等 オフネ祭り古文書調査
H31年度 古民家調査報告会	信州大学工学部建築学科との連携事業 「安曇野の民家の特徴について」 ・3月5日(火)午前10時～北穂高の調査実施した古民家にて	
重文:曾根原家住宅 保存修理事業	・畳替え等室内整備　・犬走たき補修 ・竣工検査　　・室内展示準備 ・3月25日(月) 文化庁技官による事業終了確認	補助事業終了報告の作成
出前講座	「よみがえる安曇野」上映会 ・3月8日(金)午前10時15分～11時15分 明科町区公民館 ・3月23日(土)午前11時～正午 中信健康友の会堀金支部	申し込みにより随時対応
平成30年度 埋文技術研修会	・3月12日(火) 松本市Mウイング 市町村埋蔵文化財担当者発掘調査技術等研修会	
第2回 文化財保護審議会	・3月18日(月)午後1時30分～ 安曇野庁舎 301会議室 平成30年度事業報告ほか	
文化財保護へ向けた啓発活動	・広報への文化財コラムの掲載	
	・いわれの地標柱修繕事業8ヶ所	3月竣工

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対する協議及び工事立会いの実施	・一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法 第93・94条関係の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
平成31年度以降 公共事業協議	・平成31年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業を把握し、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する。明科遺跡群他	継続
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『ほうろく屋敷遺跡』『潮神明宮前遺跡』発掘調査報告書刊行に向けての作業。(入稿 → 校正 → 刊行)	3月末報告書刊行

平成 30 年度 第 2 回美術資料等選定委員会 会議概要

- 1 会議名 平成 30 年度 第 2 回美術資料等選定委員会
- 2 日時 平成 31 年 2 月 20 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時
- 3 会場 安曇野市役所本庁舎 3 階 会議室 301
- 4 委員出席者 笹本会長、伊藤副会長、大竹委員、(欠席: 征矢野委員、岸野委員)
- 5 事務局出席者 那須野文化課長、豊科近代美術館澤田学芸員、安曇野高橋節郎記念美術館宮下館長、田淵行男記念館二村館長、三澤文化振興係長、諏訪文化振興係主任、堀文化振興係係員
- 6 公開・非公開の別 非公開
- 7 会議概要作成年月日 平成 31 年 2 月 20 日

協議事項等

○会議の概要

- 1 開会 (三澤文化振興係長)
- 2 あいさつ (那須野文化課長)
- 3 審議
 - (1) 収集希望作品について
 - (2) 現地検分 (豊科近代美術館収蔵庫)

■購入作品 (承認)

奥村光正作品 1 点、橋本遙作品 2 点、OZ-尾頭-山口佳祐作品 1 点

■寄贈作品 (承認)

等々力巳吉作品 1 点、坪田一穂作品 1 点、郷津雅夫作品 13 点、木村辰彦作品 15 点、高橋節郎作品 1 点

■所管換え作品 (承認)

小室孝雄作品 1 点、樽見盛衛作品 1 点、降幡廣光作品 1 点

■所管換え作品 (不承認)

衝立作品 1 点

不承認理由: 豊科近代美術館での活用が困難であるため。代替案として文書館での活用提案あり (近代の作家であり、保管環境も良く、人目に触れる機会が増えるため。人物顕彰に含めてはどうかとの意見)

■若手作家の作品収集に関する委員会の評価

・若手作家をどう育てるかが課題であり、安曇野市が若手作家の作品を収集していくことは大きな一歩である。委員会として高く評価する。

4 その他

5 閉会

以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈図書館交流課〉

図書館交流担当

交流学習センター(施設)事業

事業(懸案事項)	現 態 况	今後の取り組み
交流学習センター 一等事業	<ul style="list-style-type: none"> ○0歳からのミニコンサート <ul style="list-style-type: none"> ・期日： 3月 6 日 (水) 11:00～ ・場所： 穂高交流学習センター「みらい」 多目的交流ホール ・参加者：大人 78 人、子ども 77 人 計 155 人 ・入場料：100 円 (大人のみ) ○第4回あづみのジュニアクラシック音楽会 <ul style="list-style-type: none"> ・期日： 3月 23 日 (土) 13:30～ ・場所： 穂高交流学習センター「みらい」 多目的交流ホール ・出演者：7月に開催されたオーディションで選出された5組8人の小中学生 ・入場料：無料 ・定員： 200 人 ○高橋節郎未公開小作品展 <ul style="list-style-type: none"> ～安曇野・美少女・春の花～ (文化課共催事業) ・期間： 3月 16 日 (土) ～3月 31 日 (日) ・場所： 三郷交流学習センター「ゆりのき」 展示ギャラリー ・期間： 3月 19 日 (火) ～3月 31 日 (日) ・場所： 穂高交流学習センター「みらい」 展示ギャラリー ・入場料：無料 	

図書館事業

事業(懸案事項)	現 態 况	今後の取り組み
図書館事業		<ul style="list-style-type: none"> ○ 春のこども読書月間 <ul style="list-style-type: none"> ・期間：4月 2 日 (火) ～5月 12 日 (日) ・内容：むかしばなしスタンプラリー 全館共通テーマ展示「やさい」 読書通帳普及推進キャンペーン お話会、児童対象の催事 等